

221.05H392 R

目次

緒言

第一章

李朝以前の概勢

第一節

歴代の沿革

第二節

高麗末の形勢

第二章

朝鮮太祖の創業

第一節

太祖の來歴及び性行

第二節

鴨綠の回軍

第三節

回軍以後に於ける李黨の經營

第四節

太祖の即位及び其諸政

第五節

王位繼承の紛争

第三章

太宗世宗の治績

第一節

太宗の繼述と立皇太子の諸事

第二節

世宗の文治





第三節	外國の關係	九九
第四章	世祖の墓立及び大典の制定	八十一
第一節	世祖墓立の狀態	一〇七
第二節	世祖墓立後の施設	一〇七
第三節	大典の纂修頒布及び其概要	一一八
第四節	威宗の崩御及世宗の即位	一二四
第五章	士林の禍	三六
第一節	我許甲冑の禍及世宗立	一三八
第二節	己卯の亂及び三奸三凶の誅竄	一三五
第三節	母后外戚專横の禍害	一四三
第四節	士林の風尚	一四九
第六章	壬辰以前の外交及び内政	一五八
第一節	倭及び野人との關係	一五八
第二節	日本の關係	一六四
第三節	宣祖の初政	一六七

第四節	東西黨論の分裂	一七二
第七章	壬辰平西の亂世の概況	二二四
第一節	壬辰の亂世の概況	二二七
第二節	明軍の救援及び和議の交渉	二三九
第三節	丁酉の亂及朝鮮和議の交渉	二四〇
第八章	滿州の侵入寇及び降服の經過	二四一
第一節	光海の亂世及び降服の經過	二二一
第二節	滿州第一回の侵入寇大顯宗の崩御	二三四
第三節	滿州第五回の侵入寇及び降服	二三二
第四節	朝鮮降服以後の狀態	二四一
第九章	黨派の軋轉王統の世宗	二四一
第一節	東西黨論の概況	二五六
第二節	老論少論の分派及平南派との軋轉	二五三
第三節	平南の仕局	二五三
第四節	老論の誅戮及び黨論の調停	二七八



第十章 文化の復興

- 第一節 學校學風の變遷及び書籍の纂修……………三九〇
- 第二節 制度の沿革及び文物の輸入……………三〇三
- 第三節 英祖正祖の治績及び大興の修正……………三〇八

第十一章 外戚及び王族の専恣

- 第一節 王室の衰微……………三二七
- 第二節 趙氏金氏の専横……………三三二
- 第三節 冷皇帝の即位及び大院君の新政……………三三七

第十二章 朝鮮と歐米及び日清との關係

- 第一節 天主教徒の誅戮及び朝米の排斥……………三四一
- 第二節 大院君の失權及び日本との修好……………三五二
- 第三節 大院君及び金玉均の亂……………三五七
- 第四節 英露及び日清との關係……………三六八
- 第五節 日清の争衡及び朝鮮の獨立……………三七四

目次終

近世朝鮮史

林 泰 輔 述

緒言

朝鮮は即ち今の韓國なり、之を韓國といはずして朝鮮といふは何ぞや。朝鮮の名は太古箕子衛氏の時に於て之を稱せしむ、その後國號屢變せしが、近世李氏の王業を開創するに及びて、また朝鮮の舊號を用ひたり、是に於て前者を古代朝鮮とし、後者を近世朝鮮とす。李氏の國を開きしは皇紀二千〇五十二年にして、それより以後、凡五百餘年間朝鮮と稱し、皇紀二千五百五十七年、即ち今の皇帝光武元年に至りて、國號を改めて韓國と稱せしむ。箕子開創以來の歴史は、年紀頗悠遠にして、限りあるの紙數一年の講義のほく悉す所に非ず。且、上古は我邦との關係尤緊切なりしかば、本邦の古代史に於ても、往々之に論及せるものあり。是を以て余は専ら李氏開國以來、凡五百年間、即ち近世朝鮮の歴史を説かんとす。これ韓國といはずして朝鮮の舊稱を用ひし所



以なり。その初に於て李朝以前の概勢を述べたるは、特に李氏開國の由來する所を明にせんと欲するに過ぎざるのみ。

抑朝鮮李朝以前の史は、甚だ不完全なりと雖も、三國史記あり、高麗史あり、東國通鑑あり、紀傳體編年體の舊史は一通り備はりたれば、その一斑に通ずることを得べし。(余が明治二十五年に刊行せし朝鮮史五冊は、十餘年前の舊著にして、今日より之を見れば、不完全の點尠なからざれども、また參考に供すべし)然るに李朝の史乘に至りては、燃黎室紀述、朝野輯要、國朝實鑑等の如き、朝鮮人の記録せしものは往々之ありと雖も、我邦に傳來せしもの甚だ尠く、研究者の不便實に言ふべからざるものあり。されば我邦近時史學頗旺盛にして、著書の出版せらるるもの、汗牛充棟なるにも拘はらず、近世朝鮮の歴史に於ては、文祿征韓の如き一部分を記載せしものなきに非ずと雖も、五百年間の全般を述べしものに至りては、余が去る明治三十四年に刊行せし朝鮮近世史二卷の外は、一部も世に見はれたるものあらず、これ豈遺憾の至に非ずや、明治の史界は、獨りこの方面に於て、その寂寞たること何ぞそれ此の如くなる。

然るに眼を開きて東亞の大勢を觀よ、往年征清の役の如き、今日征露の役の如き、孰れも韓國方面よりその端緒を開かざるものなし、韓國は實に禍源の伏在せる所にして、

その經營は目下の急務なり、之を經營せんと欲するもの、その歴史を知らずして可ならんや。昔時或は日本府を任那に置き、或は百濟保護の爲めに、唐軍と白江口に戦ひしが如き、その關係は深からざるに非ず、然れども今日以後は更に之より甚しきものあり、これ豈忽緒に付すべけんや。若それ史家研究の上より之を觀れば、本邦史の第一補助となるものは朝鮮史なり、東亞紛争史の中心點となるものは朝鮮史なり、東亞各國に於ける古來の制度文物言語風俗の聯絡關係を釋ねべきものは朝鮮史なり、これ本國に於て、この一科の必ず缺くべからざる所以なり。前記の理由に於て、余は早稻田大學の委屬に應じて、朝鮮史を擔任せり。紙數限あり、十分精博なることは、固よ奢望むこと能はずと雖も、出來得る限りに於て成るべく、詳に之を説かんとす。獨り憾む余が謫劣寡聞なる前人の未だ勦奪を施さざるを、漢やたる原野に向つて探究を試み、聊一線の蹊徑を認めたるの思あり、敢て漫りに秃筆を弄すと雖も、奈何せん、材料の蒐集意の如くならず、開發未だ至らざる所あり、讀者或は隔靴搔痒の感あらん、これ偏に余が今後の調査と後來研究者の補成とを待たんのみ。



# 第一章 李朝以前の概勢

## 第一節 歴代の沿革

朝鮮は亞細亞大陸の東邊に位し、その國小なりと雖も、開創以來、年を経ること甚だ久し、支那は東亞の最蕃國にして、少なくとも今を距ること五千年を下らざるべし、朝鮮は固より之に及ばずと雖も、亦三千年以上にあることは疑なし。支那唐堯の時に當りて檀君の太伯山(平安北道)に降りしといへることは、後人の附會にして信ずるに足らずと雖も、周の初に當りて、殷の箕子が地を朝鮮に避けたりといへることは、必ずしも無稽の談に非るべし。是時に當りて、箕子は決して荒漠無人の地に來りしには非るべく、又長白山の近傍には、肅慎人も居りたれば、朝鮮地方にも、人民既に蕃殖せしこととは明かなり。たゞ當時の所謂朝鮮は、今日の境域とは同じからずして、大抵今の黃海道以北より遼東までを含みしもの如し、而して箕子の來り住せしは、恐らくは遼東地方なるべし。是より後、箕子の子孫相繼ぐこと數百年、次第に南遷して、平安道に入りしが、箕準に至り、燕入衛滿に逐はれて南に奔り、衛氏之に代りて國を治ること八十餘年、滿の孫右渠

箕子

上代の境

衛氏

三韓

高句麗新羅百濟

の時に至りて、漢の武帝に滅ぼされて郡縣となる。蓋この時に至るまでは、常に漢人種の制を受けたりしが、その内部には、濊、貊、沃沮、高句麗等の部落あり、北方の扶餘種族は、漸く南進して、既に來り住せり。又朝鮮の南部、即ち漢江以南には、馬韓、辰韓、弁韓あり、所謂三韓なり、大抵馬韓は今の全羅、忠清、京畿の三道に跨り、辰韓は慶尙道にして、弁韓は慶尙道の南邊に介居せり。蓋この三韓は、北方朝鮮とは全く別種族にして、當時にありては、その交通往來も、北方朝鮮よりは、寧ろ我邦に關係多きもの如し、日韓の關係は、その由來する所、誠に遠しと認めべし。其後、辰韓より起りて新羅となり、高句麗の一族は、又南進して百濟となり、その他にも、樂浪、帶方、馬韓、任那等の郡國も存せしが、次第に滅滅せられ、終に高句麗、新羅、百濟の三國となれり、是を三國時代といふ。この三國の競争角逐は、數百年に渉りて已まず、而して高句麗の如きは尤強盛にして、隋煬帝、唐太宗の武力を以て之を討ちしも、その志を達すること能はざりしが、その後百濟、高句麗は皆唐高宗に滅ぼさる。是に於て、新羅は終に百濟及び高句麗の南邊を領有し、其地を統一して、又二百餘年を保ちたり。是時北方に渤海國起りしかば、今の大同江以北は、皆その有に歸したるべし。



三韓と朝鮮との合

高麗

事大心は  
高麗つ時  
に胚胎す

三韓

と雖も、新羅の狡猾なる嚮に任那の日本府を顛覆し、又或は唐に抵抗して、百濟高句麗の故地を蠶食せしを以て、南方三韓の地と北方朝鮮の地とを合せて一團となし、ことは實にこの時より始まれり。此の如くにして、新羅は頗隆盛を極めたりしが、その末に及びて、國政大に亂れ、甄萱、弓裔の徒、各一方に割據せり。弓裔の部下に王建といふ者あり、頗人心を收攬し、自立して王となり、新羅に代りて國を開き、高麗といひ、都を松嶽(京畿道開城郡)に定めたり。是時契丹の阿保機、西北方に起りて、已に渤海を滅ぼし、又屢高麗を侵凌せり。既にして、女眞は又長白山の北に起り、宋と聯合して契丹を滅ぼし、その勢益強く、又屢高麗を抑制せり。その後蒙古起りて、支那を統一するに及びては、その壓迫を受けること愈甚しく、一國の政教號令より王位の廢立に至るまで、悉くその命を奉ぜざるることなきに至れり。高麗の時、更るる大國の壓迫を受けること此の如く甚しきに至りて、到底その力の抵抗すること能はざるを以て、卑屈屈服たるその鼻息を伺ふて、一日の安を貪れり、後來朝鮮人の事大心の半乎として、振くべからざるに至りしものは、實にこの時に胚胎せり。且その内部に於ては、武人權臣、專横至らざる所なく、國王は徒らに虚器を擁するに過ぎずして、國家安靖の日あることなし。然れども高麗五百年間は、制度文物、或は唐制を模倣し、或は宋元を

參酌し、教法文學より技藝産業に至るまで、觀るべきもの亦鮮からず、文化の進歩は、蓋三國時代の比に非るなり、是を以て高麗末の形勢は、一層紛錯を極むるに至れり。

### 第二節 高麗末の形勢

高麗の末には、恭愍王位にあり、其初は精を勵し治を圖りしが、妃魯國公主の難産によりて、薨せしより、哀慟志を喪ひ、政を妖僧辛旽に委ね、勳賢を放殺し、大に土木を興して、民怨を飲め、其子なきを憂ひ、洪倫、韓安等をして、諸妃と通ぜしむ、一日、宦者崔萬生、王に従て、厠に往き、密に益妃王氏が洪倫と通じて孕めることを告ぐ、王乃ち倫を殺して、其口を滅し、并せて萬生を殺さんとする、萬生懼れ、其夜倫等と王の大醉に乗じて之を弑す、時に恭愍王二十三年(明洪武七年)なり。

是より先王の政を辛旽に託するや、深く之を信任し、屢その家に幸せり。旽嘗て私婢般若を納れ、娠めることあり、伴僧能祐に屬して、其母の家に産せしむ、之を牟尼奴といふ、般若還りて、後能祐が家、收めて之を養ひしが、數月にして、其兒死せり、能祐旽に責められんとを恐れ、竊に他人の兒の貌類するものを取りて、之に代ふ、一年を経て、旽之を家に養ふ、般若も亦その兒に非ることを知らざりき。時に王嗣子なきを以て、常に之を求む、一日、微行して、旽が家に至りし時、旽その兒を指して曰く、願くば、殿下養子と

恭愍王弑せらるる  
辛旽の來歴



高麗衰亡  
の一原因  
嗣の來歴  
既に於る一

して後を立てよ、王笑つて答へざりしも、心には之を許せり。其後曉は自ら跋扈の甚  
じきを知り、王の之を忌まんことを恐れて、遂に不軌を謀り、事露はれて誅せらる。ま  
れども王は牟尼奴を召して明德太后(恭愍王の母 洪氏)の殿に納れ、守門下侍中李仁任に屬し、  
且曰く、美婦曉が家にあり、其子に宜きを聞き、之を幸してこの兒ありと、因て牟尼奴を  
嗣となさんとせしが、太后の欲せざるを以て果さず。遂に牟尼奴に名を嗣と賜ひ、江  
寧府院大君に封じ、政堂文學白文寶に命じて之に傳たらしめ、故の宮人韓氏の出と稱  
せしむ。王の弑せらるゝに及びて、太后嗣を率ひて内に入り、三日を経て、嗣幸福と與  
を發して哀を擧ぐ。太后及び侍中慶復興は宗親を立んと欲し、李仁任は嗣を立んと  
欲し、議猶未だ決せず。永寧君璵、密直王安德等、仁任が意を希ひ、大言じて曰く、  
王既に大君を以て後とす、此を捨て、何を求めんと、信任遂に百官を率ひて嗣を立  
つ時は年十歳なり。嗣は既に王氏に非るのみならず、又大君の徳なきものなり、而し  
て今王位に即く、これ實に高麗衰亡の機運を促したる一大原因なり。王は遂に  
嗣が來歴に就て、更に一説あり、嗣は眞に恭愍王の子にして辛曉の子に非ずとするも  
の是なりとの説は、元天錫を宗として、李滉、金時讓、申欽、宋時烈等、皆之に従ふ。天錫は  
高麗の末政の亂れたるを見て、肯て仕へず、嘗て野史を著し、櫃に納れ、堅く之を鎖し、終

に臨みて遺言して曰く、宜しく之を家廟に藏し、謹て之を守るべしと、其表面に題して  
曰く、吾子孫不如我、則不可開見と。その曾孫の時に至りて、宗族相會して之を開きし  
に、皆高麗末の事にして、直書して隠諱する所なし、多く國史と合せず、乃ち驚きて曰く、  
これ吾等族を滅ぼすの物なりと、遂に之を焚けり。又遺稿二卷あり、當時の事迹を載  
す、中に前王父子以辛曉子孫廢爲庶人の時に曰く、祖王信誓應于天、餘澤流傳數百年、分  
揀真假何不早、彼蒼之鑑昭々然と、前王父子とは、即ち辛朝辛昌なり、辛曉の子孫なりと  
して、廢せしを以て意となし、其が如し。是より後、或は嗣の廢せられし時には、當て宗  
室の賢者を探ひて之を立つべし、之を幸福に問ひしに、福は前王の子を立つべしと曰  
ひしによりて、遂に嗣の子昌を立てたるを見れば、嗣昌は辛氏に非ずといひ、或は高麗  
史は君を弑するの賊たる鄭麟趾の筆にして、その辛曉の子とするの説は、信ずべから  
ずといへり。然るに李喜壽の青野漫筆には、之を取して曰く、恭愍王の妃嬪多きも、終  
に子を生むこと能はず、而して辛曉が婢妾を幸して、遂に子を生むといふ、恐らくは  
の理なき、もし恭愍果して般若を幸して子を生みしとせば、又何を益妃が洪倫と通じ  
て、振めるを聞て、始めて影殿(恭愍王の母 洪氏)の託あるを喜ぶとあらんや、天錫賢と雖も、草野にあ  
り、何ぞよく君に近き者の知らざる所を得んや、特に本朝論喪して、辛王を以



て口に藉くを痛み憤怨して詩を作るのみ、其著す所の書は一言も辛王の辨に及ぶものなしと、此論極て明確なりといふべし。唯李喜壽は一言も辛王の辨に及ばずといひ、申欽は天錫野史を著して吾王之子以爲辛旽云々といへり、兩説同じからず。前にも述べたるが如く、野史は宗族の既に之を焚きたるものなるに、申欽李喜壽等の諸人之を見たるが如きは頗疑なきと能はざるのみ。要するに、李混以下の諸説は皆元天錫に本づき、或は李禧の言を藉り、或は鄭麟趾の人物より、高麗史の紀事の曲筆にして、稱昌を廢するを正として、李朝を回護せしものなるべきを疑ふに過ぎずして、決して確乎たる憑據あるに非ず。况や其根本材料たる天錫の言も、甚だ明白なるものに非ず、假令申欽のいへるが如く明白なるとありとするも、天錫はもと隱居して仕へざるしものなれば、安んを禁密牀第の間、隱微の事を知ることを得んや、其信ずるに足らざると明らけし。然るに名儒學士往々之に従ふものあるは何ぞや、豈所謂一犬虛に吠て萬天實を傳ふるものに非ずや、故に今斷じて之を取らず。

辛朝の時は、實に國步艱難紛亂已むまかりしが、當時人士の最心を苦めたるものは、外國との關係にして、明と北元とに於ける向背と、日本に於ける所謂倭寇との三問題なり。

外國との關係

元朝隆盛の時には、高麗は全く其屬國となり、百般の事皆その命を奉せしが、元益衰へて、恭愍王二十七年、元使來、北の太子都魯不魯、位に遷れ、元使來りて、明使來りて、燕京に入り、元に代りて帝位に即ぐ、是に於て恭愍王は元に背きて明に従ふこととなりしが、幾くもなくして、惠宗崩じ其子愛猷識理達臘(昭繼)繼で立ち、和林(外蒙古、鄂爾坤)に居り、擴廓帖木兒は丞相となりて之を輔く、辛禡四年(明洪武十一年)には、昭宗崩じ、その子脫古思帖木兒之に代り、なほ北方にあひて明と争へり。

初め恭愍王の弒せらるゝや、或人守侍中李仁任に謂て曰く、國君弒せらるれば、宰相まづ其罪を受く、明帝もし先王の故を聞かば、必ず問罪の師を興さん、公必ず免るゝと能はざらん、元と和親するに如くはなしと、仁任頗之を然りとす。是より先、明の禮部主事林密、李牧大使蔡斌等來りて耽羅(全羅南道、濟州)の馬を進めしむ、其還るや、同知密直司事金義をして馬五百匹を遼東に護送せしむ、蔡斌等等到る處、逗留し、常に金義を殺さんとす、仁任乃ち安師琦をして、陽に蔡斌等に餞すと言はしめ、密に金義に諭じて、斌等を殺さしむ、斌等開州站に至る、金第終に斌及び其子執を殺して、北元に奔る。李仁任又百官連名の書を爲りて、將に北元の中書省に呈せんとす、左代言林樸、典校令朴尙衷、典儀副令鄭道傳等は、先王策を決して、明に事ふ、今北元に事ふべからずと、遂に名を署せざ

金朝明の使を殺す



ゆき。既にして北元使をして來らしめ曰く、伯顔帖木兒王(察合台)我に背て明に歸す、故に爾が國の王を弑する罪を赦すと。時に李仁任、池瀨は元の使を迎へんと欲す、三司左尹金九容、典理總郎李崇仁及び鄭道傳等、都堂に上書して曰く、若迎元使、二國臣民皆陷於亂賊之罪矣、他日何面目見玄陵(恭愍王)於地下乎と、門下侍中慶復興及び仁任、その書を却けて受けず、遂に道傳をして元の使を迎へしむ、道傳復興が第に詣りて曰く、我當に使の首を斬て來るべし、然らざれば縛して明に送らんと、辭頗不遜なり、復興仁任怒りて道傳を會津(全羅南道)に流す。成均大司成鄭夢周、判典校寺朴尙衷も亦上書して明に背き元に事ふるの不可なるを極陳す、遂に贊成事黃裳を江界(平安道)に遣して、元の使を慰還す。獻納李養正言全伯英等は上疏して、李仁任池瀨の罪を數へて之を誅せんとを請ふ。鷹揚軍上護軍禹仁烈、親從護軍韓理は、仁任の意に阿り上書して曰く、陳官の宰相を論ずるは細故に非ずと、是に於て養伯英を獄に下し、崔登池瀨をして之を鞠せしむ、その辭田祿生、朴尙衷に連り、皆獄に逮す、登が祿生尙衷を鞠すること甚だ慘酷なり、遂に之を流し、皆道にて死す、養伯英等を杖流し、又鄭周、金九容、李崇仁等が己を害せんことを謀るを以て、皆之を流す。是に於て一時の名士、李仁任等に反對するもの、率ね流竄せられて、元に事ふることとなりしが、三年(明洪武七年)北元は輸

北元に事  
に其册封  
を受く

林承旨字刺的を遣し、册を冊して開府儀同三司征東行省左丞相高麗國王とし、又使をして來りて敬孝大王(恭愍王)を祭らしむ。是より北元の年號を行ひ、三司左使李子松を遣して册命を謝せしむ、北元は宣徽院使徹里帖木兒を遣し來りて定遠衛(明の遼東に在りし所)を夾み攻めんとを請ふ、乃ち晋川君姜仁裕をして北元に如かしめ、北元との關係は益接近するに至れり。明に對しては、恭愍王弑せられ、金義明の使を殺し、よき國人尙懼七號、敢て使を通ぜざりしが、鄭夢周は速に使を遣すべきことを謂ひ、朴尙衷、鄭道傳、又宰相に謂て曰く、宜く速に使を遣し、喪を告ぐべしと、李仁任曰く、人皆畏懼す、誰か行くべき者を尙衷等、判宗簿寺崔源を薦む、仁任之に従ひ、辛卯元年、崔源をして明に如て喪を告げ、諡及び承襲を請はしむ。されども朴尙衷は殺され、鄭夢周等は流竄せられて、元に従はんとするもの勢力を得るに至りしかば、二年には、李之富をして定遠衛に如て好を通じ、且事變を伺はしむ、既にして定遠衛秋に乗じて來り、使さんとするを聞き、其年號を行ひ、専ら北に事ふるとなれり。されども同年三月には、判繕工寺事柳濬をして明に如て恩を謝せしめ、禮儀判書周誼をして諡及び承襲を請はしめしむ、未だ允されざりしが、九月に至りては、復た明の年號を行へり。抑國論のかく屢動搖せ



歳貢

しは、畢竟各人の意見區々にして、甲黨勝を制すれば、明に事へ、乙派勢を得れば、元に従ふのみにて、必ずしも深き因由の存するには非ざるなり。

五年(明洪武)三月、沈德符の明より還るや、明太祖手詔を賜て、使者を殺すの罪を責め、歳貢を納るゝと約の如くならしむ。禮部尙書朱夢炎は、別に旨を録して示して曰く、前王の言ふ所に依り、歳貢の馬一千は、執政の陪臣を遣して、半を以て來朝し、明年には金一百斤、銀一萬兩、良馬百匹、細布一萬匹を買して、歳貢の常例となすべしと。奏差邵壘をして、德符に從て來らしむ。邵壘甜水站(遼陽の東)に至る、高麗の文天式を北元に使せしむと聞き、驚て曰く、昔行人を殺し、今又二心を懷く、吾高麗に死せんよりは、寧ろ我士に死せんと、遂に高麗に至らずして還る。蓋朱夢炎の示し、歳貢は、明の高麗に對する一難題なり。

是時北元にては、昭宗既に崩じ、其子脫古思帖木兒立ちしを以て、五年六月には、僉院甫非をして、江天元と改元せしむと告げしめ、尋て禍を冊して大尉となし、かば、使節の往來せしむるに非ず。されども既に既に専ら明に事ふるの方針を定められたれば、其明に於ける益忠悃を竭し、十月には、門下評理李芳を遣して、歳貢を進め、承襲を請はしめ、北が貢物約の如くならざるを以て拒絶せられ、登州(支那山東)より還る。六年(明洪武)崇

敬尹調遣を遼東に遣し、金鼓が使を殺し、は、本國の關り知らざる所なるを辨じ、入朝を許容せんとを請はしむ、遼東守將之を明帝に奉ず、帝命じて、誼を執へて南京(是時明都)に至らしめ、歳貢約の如くならば、使を殺すの罪を赦さんとを諭す。其後屢使を遣し、も、或は歳貢定額に満たず、或は定額に滿つるも、數年零碎の物を集めたるは、誠ならずとして、皆遼東にて拒絶せられて入るとを得ず。是に於て、九年(明洪武)八月には、贊成事金庚をして、海路より往かしむ、然るに其期節に過ぎたるを以て、之を法河に下し、且高麗を討つるを願はしむ、五年より今年に至るまで、五箇年間宋燧の歳貢、馬五千匹、金五百斤、銀五萬兩、布五萬匹を以て、一時に貢獻せば、之を許さんことを告げらる。是に於て、進獻盤纏(進獻の物)を備へ、十年(明洪武)七月、鄭夢周を遣して、使節を賀し、餘及び承襲を請はしむ、閏十月、又連山君李元紱を遣して、歳貢の馬一千匹を獻せしむ。當時國庫空乏なりしかば、六品に至る迄、金銀を出さしめ、又諸道を括歛し、或は魯國公主の殿の金銀器を取りて、之を補ふに至る、然るに猶五年の歳貢を完済せんとす、其明に事ふる洵に勉めたりといふべし。鄭夢周の至るや、明太祖その節日に及ぶを喜び、特に慰撫を賜ひ、優禮して、之を還す、十一年(明洪武)五月、門下評理尹虎を遣して、恩を謝し、餘及び承襲を請はしむ。是に於て、九月には、明



の周傳、雜英來りて冊を冊して王とし、又先生に禮を恭愍と賜ふ。因て判門下府事曹敏修を遣して恩を謝し、且曆日符驗を請はしめ、前元の鋪馬(平川驛)蒙古の文字八道を納れしむ。十二年二月鄭夢周を遣し、使服及次陪臣の朝服使服を請はしめ、仍て歲貢を蠲減せんと乞はしむ。夢周の奏對詳明なるによりて、歲貢の常數を減じ、三年に一たび朝し、良駒五十匹を貢するとなれり。是に於て、數年以來の宿望始て達し、稍その負擔を輕減するを得たり。

然るに其後、明は又段子綿布を以て高麗の馬と貿易せしが、其意に滿ると能はざるを以て、張方平等を遣して、甜水站に至り、入るとを得ずして還る。時に遼東より逃れ來るものあり、都堂に告て曰く、明帝將に處女秀才及び食者半馬を求めんとす。都堂之を憂ひ、門下侍中崔登曰く、此の如くれば、兵を興して之を擊んと可なりと。蓋是より先、高麗の明に於ける國力を竭して之に奉事せしむ、猶その意に滿ると能はず、明は屢難題を出して之を困めたり。登の之を憤る亦故なきに非ざるなり。十二月鄭夢周を遣し、十四年(明洪武)又密直司使趙琳を遣して、朝覲を通せんとを請ひしが、皆遼東に至り入るを得ずして還る。既にして遼東都司は、鴨綠江を渡り、榜を張らしめて曰く、平戸部奉建曾鐵嶺、遼北遼東、遼西、元屬開原所管軍人、漢人女真、遼々高麗、仍屬遼東、と鐵

嶺(江原道と咸鏡道)以北の地を、く明に屬せんとす。崔登乃ち諸相と定、遼衛を攻ると和を請ふとの可否を議す。衆皆和議に従はんとす。王獨り登と密に遼を攻めんとを議す。登之を勸む。已にして明は遼東の百戶王得明を遣し、鐵嶺衛を立てるとを告げしむ。是より後、明との關係は益困難なるとなれり。

獨り北方支那に於けるのみならず、南方日本に於ける所謂倭寇の侵掠は、辛禰の時を以て最甚しとす。倭寇の史籍に見えたるは、忠惠王(後村土帝)の頃より始まり、是等はもと日本邊海の流賊にして、其姓名も詳ならず、故に總て之を倭寇と稱す。此時日本は南北兩朝並立して、戰亂已まず、鎮西無賴の徒高麗及び元の濱海を侵すと雖も、同より政府の興り知る所に非ず、亦禁制すると能はざるなり。恭愍王の時には、歲として其禍を被らざるとながらしかば、十五年(後村土帝)前典義令金逸、元の中書省の牒を持して日本に往き、之を禁せんとを請ふ。將軍足利義詮謂へらく、九州海賊の爲す所にして、禁令の及ぶ所に非ずと、遂に報せず。一説に日本より使を遣して報聘すといひ、或は回書を以て使者に授くといふ、皆未だ詳ならず。

辛禰元年(後村土帝)藤原經光といふ者衆を率ひて來り、投ず之を順天(全羅道)燕岐(上同)等の處に居らしめ、官その資糧を給す。既にして全羅道元帥金先致に諭して、之を誘殺せ



しめんとす謀緩くして洩る。經光其衆を率ゐて海に浮びて逃れ、僅に三人を殺す。初め倭寇の州郡を侵すも、人物を殺さざりしが、この事ありしより大に激怒し、入寇する毎に婦女嬰孩屠殺して遺さず、全羅楊廣慶尙、濱海の州郡蕭然として空し。大抵歳ごとに數十回その禍を被らざるとなく、諸將をして之を拒がしむと雖も、其毒を肆にするに益甚しく、攻撃争闘勝て數ふべからず。然れども皆個々別々の戰闘にして、必ずしも統一あるものに非ず、盡く之を擧げんとせば、殆ど其煩に堪へざるものあり、今その重なるもの數件を述ぶべし。

辛酉二年(天授二年)七月、倭人扶餘(遼東)に寇して公州(同)に至る、牧使金斯華戰て敗績し、公州送(遼東)に陷る、又石城(同)に寇す、元帥朴仁桂迎へ戰て殺さる。判三司事崔登之を聞て自ら倭を撃んと請ふ、王及び諸將、登が老いたるを以て之を止む、登曰く、最爾たる倭賊暴を肆にする、此の如し今を失うて制せざれば、後に圍り難しと、請ふと再三に至る、遂に之を許す。乃ち楊廣道(遼東)都巡問使崔公哲、助戰元帥康永、兵馬使朴壽年等と鴻山(遼東)進(遼東)に至る、倭人まづ險隘に據る、諸將畏怯して進まず、登身士卒に先たち、銳を盡して突進し、遂に之を敗る。十二月、倭人合浦(慶尙南道)の營を焚き、固城鎮海より機張蔚山に至る沿海の諸縣を屠燒す。三年三月、倭人夜峯梁(京畿)に入り、戰艦五十餘艘を焚く、海

明にして晝の如し、死する者千餘人、京城大に震ふ。又江華府に寇す、萬戶金之瑞府使郭彦龍摩利山(江華)に通る、賊遂に大に掠めて去る。判開城府事羅世兵を提げて江華に入り、撃て賊を走らしめんと請ふ、王其志を壯として、厩馬二匹を賜ひ、遂に世及び李元桂等を遣して倭人を江華に撃たしむ、都統使崔登昇天府(京畿)に次りて之に備ふ、賊乃ち江華を棄て、通津、童城(通津郡)等の縣に寇す、過る所蕭然たり。時に童子あり、賊中より逃れ歸り曰く、賊常に言ふ、畏るべきものは唯崔萬戶のみと、崔萬戶は即ち崔なり。

既にして慶尙道元帥禹仁烈報じて曰く、倭賊對馬より海を蔽ふて來る、帆檣相望ひ、已に兵を遣して要衝を分守せしむ、然れども賊勢方に張り、防戍甚だ多し、請ふ助戰元帥を遣して要害に備へしめよと。時に江華の賊京城に逼近し、備禦暇あらざるに、又この報を得て爲す所を知るなし、諸道に令して僧を募りて戰艦を作らしむ。四月、倭船五十艘まづ金海(慶尙南道)の南浦に至る、府使朴茂伏を兩岸に設けて待つ、賊の一大船まづ江口に入る、伏兵起りて之を撃つ、賊狼狽して氷に投じて死す。元帥裴克廉又倭人と戰ひ、賊魁碩家臺萬戶を斬る、碩家臺萬戶は蓋博多の賊酋なり、倭人又江華より楊廣道濱海の州郡を攻め、陷る初め賊船僅に廿二艘なりしが、高麗の戰艦を奪ふて五十艘



に至る、邇卒望み見て己が軍として避けず、殺傷せらるゝと計ふべからず、元帥王安徳怯懦にして戦はず、水原(京畿道)より陽城安城(同)に至る迄、数十里の間、蕭然として人烟なしとす。

四年(天授)四月、倭人德豊合徳等の縣に寇して、都巡問使の營を焚き、又大に峯梁に集り、昇天府に入り、聲言すらく、將に京城に寇せんとすと、中外大に震ふ、諸軍に命じて出て、東江(京畿道、豊徳)西江(即、江)に屯せしめ、關門を守り、賊の至るを待つ、城中恟々たり。崔瑩諸軍を督して海豊(豐徳)に軍す、賛成事楊伯淵之に副たり、賊之を覘ひ知り、謂へらく、瑩が軍を破るとを得ば、京城窺ふべしと、乃ち諸屯を棄て、直ちに中軍に向ふ、瑩曰く、社稷の存亡、この一戦に決すと、遂に進みて之を撃つ、賊瑩を逐ふ、瑩奔る、李成桂精騎を率ゐて伯淵と合撃して、大に之を破る、瑩賊の披靡するを見て、麾下を率ゐて傍より之を撃つ、賊殆ど盡き、餘黨夜遁る。城中嚮に瑩が逐はるゝを聞き、爲す所を知るなし、王出て、避んと欲し、百官裝束して、關に會して待ちしが、捷報至るに及びて、京城解嚴す、朝廷、瑩が功を賞して、安社功臣の號を賜ふ。十月、倭人靈光光州(嶺南道)等に寇す、巡問使池湧奇、兵馬使鄭地追て之を破る、此戰、鄭地が功、最多しといふ。されども、五年(天授)順天、兆陽(全羅南道、慶州)等に寇するや、鄭地與に戰て、敗績す。時に慶復、興黃、裴禹、仁烈

俱に崔瑩が第に至る、瑩曰く、倭寇侵擾此に至る、諸相何ぞ憂慮せざる、一の鄭地勇と雖も、それ衆寇を如何せんと、諸相斬る色ありといふ。

倭寇の状態、概ね此の如く、時に一二の勝利を得しとなきに非ずと雖も、舊史の傳ふる所或は、誣飾の言あるべし、崔瑩の剛強不撓なるを以て、社稷の存亡、この一戦に決すといへるを見て、其恐怖狼狽の状想見るべし、到底當時の武力を以て、盡く之を攘斥するに能はざるなり。是を以て高麗朝廷に於ては、二個の方法を案田せり、一は都を内地に遷すにあり、一は使を日本に遣して、禁制を請ふにあり、この方法によりて、目前の禍を緩めんと欲す、固より姑息の策たるを免れずと雖も、當時の事情亦已むことを得ざるなり。

都を内地に遷さんとするの議は、辛禡二年より始まりて、人を遣して其地を相せしむること、數回に及びたり、崔瑩の如きは頗反對の意見を述べたりしも、五年十月に至るまで、數年間に涉りて、其議屢起りしが、終に實行を見るに至らずして止みたり。使を日本に遣して、倭寇の禁制を請ふことは、恭愍王の時既に一たび之を行ひて、其功を奏せざりしが、辛禡元年二月、判典客寺事羅興儒、上書して日本と好を修めんことを請ふ、乃ち興儒を通信使として之を遣る、足利義滿その陰謀あるを疑ひ、之を獄に繋ぐ、會、晋

都を遷す

使を日本に遣す



州の僧良柔、歸化して日本にあり、其謀者に非るを證し、之を釋さんことを請ふ、義滿之を許す、二年十月、興儒の還るや、良柔をして興儒と共に來り報せしめ、彩段、畫屏、長劍等の物を贈らる。三年六月、判典客寺事安吉祥を日本に遣し、賊を禁せんとを請ひしが、吉祥日本に至りて病死せり。八月には日本より僧信弘を遣して來り報せしむ。九月前大司成鄭夢周を遣して日本に報聘せしめ、且賊を禁せんとを請ふ、夢周博多に至り、古今交隣の利害を極陳す、鎮西探題今川貞世厚く之を待す。四年七月、夢周の還るや、俘虜數百人を還し、又僧信弘を遣し、兵六十九人を率ゐて來り、倭寇と兆陽浦に戦ひ、一艘を獲て盡く之を斬る。十月、版圖判書李子庸、前司宰令韓國柱を日本に遣して賊を禁せんとを請ふ、五年五月、國柱の還るや、大内義弘、朴居士をして兵百八十六人を率ゐて共に來らしむ。會、倭人雞林(慶州道)に寇す、居士兵を率ゐて與に戦ひしが、元帥河乙沚逗留して救はず、居士の軍大に敗る、朴居士とは何人なるか詳ならず。右の如く使を遣して賊を禁せんとを請ひしと一再に止らずと雖も、日本も亦南北争亂の時にして其力禁ずると能はざりき。是に於て二箇の方法も、空しく奮併に屬したれば、侵掠の思は進むとありて減ずるとなし、是より後は、他の方法なく、唯統一節制なき羸兵弱卒を以て、僅に防禦するに過ぎず。然れども一勝一敗時に或は勝利を得

李成桂倭寇を破る

しとなさば非ず、請ふ其概略を叙せん。

六年(天授)八月、倭船五百艘、鎮浦口(全羅道)に入り、遂に岸に登り散じて州郡に入り、恣に焚掠を行ひ、屍山野を蔽ふ、羅世、崔茂宣等、鎮浦に至り、始て茂宣製する所の火炮を用ひて其船を焚く、烟焰天に漲り、賊燒死殆ど盡んとす、海に赴て死する者亦衆し、賊悉く俘する所の子女を殺して積て山の如し。茂宣は元帥、焰焰匠李元と里閉を同くせしを以て、竊に其術を問て之を試み、五年十月に建白して、火燭都監を置さしものなり。この敗北よりして、倭人は益郡縣を陥れ、殺掠を肆にし、其勢愈熾にして、三道沿海の地禍を受ると甚し。是に於て李成桂を楊廣、全羅慶尙道都巡察使とし、邊安烈を躰察使として之に副とし、王福命、禹仁烈等を元帥として、成桂の節度を受けしめ、大に倭寇を荒山(全羅北道)に破る。九年(統和三年)五月、海道元帥鄭地、倭船を南海縣(慶尙道)に擊て大に之を破る、地將佐に謂て曰く、吾嘗て馬に汗して賊を破ると多きも、未だ今日の快の如きとあらずと。されども州郡騒然として、民皆山谷に奔竄し、將帥は環視して戰はず、賊勢日に盛なり、而して倭人は次第に北進して江陵、金化、楊口(共道)に寇し、淮陽、平康(共道)、春州(江原道)を陥れ、體覆使鄭承可、前政堂南佐時等皆敗績し、その安邊(咸鏡道)、歙谷(江原道)に寇するや、四出して虜掠すると、無人の境を蹈むが如しといふ。然るに朝廷は



倭人威鏡  
道に入る

他の方略なく、大に鎮兵の法席を中外の佛寺に設けると百五十一所にして、供養勝て計ふべからざるに至る。而して倭人は更に威鏡道に闖入し、十一年(元中)倭船百五十艘、咸州、洪原、北青、哈爾北(共)南道等の處に寇し、人民を殺虜して殆ど盡んとす。元帥沈德符、洪徽等、洪原の大門嶺の北に戦ひて皆敗れ、賊勢益熾なり。時に李成桂は東北面都元帥たり、往き撃て大に之を破る。

對馬を撃つ

是よりして東北邊は稍衰へたりと雖も、慶尙全羅等は尙倭寇の巢窟なりしかば、十三年(元中)八月、海道元帥四道都指揮處置使鄭地は、上書して自ら對馬壹岐を征せんことを請ふ。辛昌二年(元中)二月に至りて、慶尙道元帥朴茂兵船一百艘を以て對馬を撃ち、倭船及び傍岸を焼く。蓋鄭地の策を行ひしなり、然れども宗頼茂に破られて還り、實に一人の俘獲もなく、未だ敵を威すに足らざるなり。(朝鮮史卷三に倭寇)

倭寇を禦る能はざる理由

倭寇の猖獗なると此の如くにして、終に之を禦ぐと能はざるは、其原因果して安んにある。第一に内部の腐敗にあり、第二は軍政の修らざるにあり。蓋當時の軍政は、訓練平素に行れず、將卒概ね怯懦にして國家を思ふの心なく、元帥甚だ衆くして統二する所なく、一たび敵に接すれば逃走するに過ぎざるのみ、其内部一般の腐敗に至りては、弊竇百出、殆ど言ふに勝へざるものあり。情狀既に此の如くなれば、倭人は東西蹂

内部の腐敗

躑、無人の境を行くが如し、僅に崔登鄭地、李成桂の如きもの之を破るとありと雖も、未だ容易に掃蕩の功を奏するに至らざるなり。

辛禰の狂妄淫佚

外國との關係、その困難なると已に此の如し、是時に於ける内部の狀態如何は、深く之を觀察せざるべからず。恭愍王弒せられて辛禰の位に即くや、來歴素より正じからず、其年齡又幼少なりしも、初は稍學に志せり。李仁任、池齋、林堅、味等、儒を喜ばず、競て珍玩を以て之を導くに及びて、漸く馬を馳せ鷹を放つとを習へり、然れども未だ甚しきに至らざりしが、六年二月、明德太後の薨せしより、忌憚する所なく、或は里巷に出て、雞犬を射殺し、或は出遊して美女に遇へば、輒ち淫虐を肆にし、敗獵遊戯殆ど虛日なし、左司議白君、專守侍中崔登等、之を諫ると一ならずと雖も、更に改悛するとなし、是以て十年正月には、辛禰王の狂妄日に甚しくして、人に似ざるを以て、祭を惠明殿(恭愍の影)及び玄陵(恭愍)に行ひて之を禱るに至る。然れども王の狂妄は是に由りて已むべきに非ず、或は宮女を率ゐて川に至り、同浴して戯れ、或は臣下の第に至りて、其女を取り、淫褻至らざる所なし。初め李仁任、その婢婿趙英吉の女、鳳加伊を王に獻ず、王之を寵し、屢仁任の第に至りて宿す、王嘗て仁任を稱して父とし、仁任が妻朴氏を尊びて母とす、而して仁任が王を待すると、苦婿の如しといふ。王の狂妄淫佚、人君の徳度なき



と率ね此の如し。然れども當時内部の腐敗は獨り之に止らず朝臣の間専横縱恣勝  
て言ふべからざるものあり。

初め恭愍王は世臣大家の盤根掃結して互に相欺蔽するを患ひ僧辛旽を微賤より拔  
きて國政を授けしが後に其弑逆の謀あるを以て之を誅せりされども王は又晩年に  
及びて志を喪ひて弑逆の禍に罹り積年の弊習は終に之を除くと能はず。辛禎の立  
つや亦李仁任の援立に頼る其威權なきや誠に已を得ざるなり。

李仁任既に援立の功を挟み賛成事池商亦仁任に黨し頗威福を肆にす李仁任池商明  
に背き元に從はんとして苟も其議に從はざるものあれば皆之を流竄す。三司右使  
金續命は太后の近戚なるを以て専ら宮中の中を總ぶ清直にして敢言し人皆畏憚す  
嘗て病を移して第にあり慶復興李仁任池商疾を問ふ續命曰く今の幸樞祿を竊み位  
を尸して心の正しからざると我に如くはなし仁任曰く公の心正しからざれば誰を  
か正とせんや續命曰く予都堂に伴食し凡事を署するに心に非とし口には是とする  
孰か我にしかんやと復興等皆默然たり續命の言は實に當時朝臣の内情を穿ちたる  
ものなり池商李仁任深く之を銜む遂に不敬の罪を劾して之を流竄す是より太后左  
右の手を失へるが如し時人之を惜む。

李仁任池商の専横

煙戸政

池商の隙

辛禎二年崔瑩倭寇を鴻山に破る八月功を論じて崔瑩を鎮原府院君とす其餘除授す  
ると差あり。時に慶復興李仁任池商政房を提調す池李權を擅にし黨を植て舉國趨  
附す銓注の際人の賄路の多少伺候の勤怠を視て升黜をなす官或は足らざれば多く  
添設職を置く或は數十日批を下さずして貨賄の來るを俟つ時に之を隱批といふそ  
の鴻山の戦功を論賞するに軍に從はずして官を得るもの甚だ衆し慶復興獨り廉潔  
にして自ら守り賢を薦めんと欲すれども他人に牽制せられて爲すあると能はず。  
十二月池商は門下賛成事となる是日官に除するもの幸樞五十九人に至る李仁任池  
商以下各その黨を植て臺諫將帥守令皆その親戚故舊にして市井工匠に至るまで皆  
縁除拜せざるとなし時人之を煙戸政といふ蓋煙戸あるもの皆恩澤を被ふるの謂な  
り。

李仁任池商は深く相結託して威福を擅にせしが端なく終に罅隙を開けり。三年倭  
人全州に寇す都堂元帥を擇ぶに其人を難んず池商が子益謙を遣らんとす商心に不  
平なり李仁任池商崔瑩等慶復興が第に會して之を議せしに久しく決せず商聲を厲  
して曰く判三司公(趙)可なり(趙)怒りて曰く吾既に楊廣道を分管す豈他に之くべけん  
や商進て仁任に告て曰く侍中(李仁任)事を謀りて未だ決せず侍中往くべし又其議を撓



まさんとして曰く、倭賊但邊境を擾すのみもし明の大軍定邊衛に根據せば後來必ず  
圖り難し、今の計を爲すにまづ師を移して遼を攻るに如くはなし、仁任勃然として曰  
く、吾た之を謂へらく、全州は國の襟喉なり、唇亡ぶれば齒寒し、救はざるべからずと、是が  
爲めに拳々たるのみ、三宰この議を抗せば吾何ぞよく爲さんと、遂に徑ちに出づ、復興  
走り追て之を止む、齋頓首して之を謝す。其後仁任病を移して家にあるに及びて、齋  
その門を過ぐれども謁せず、人始めて池李が隙あるを知れり。時に判典校寺李悅、左  
常侍華之元、右副代言金承得、知申事金允升等、朋黨を結び、齋に諂事して遷擢せられん  
とを希ひ、自ら池門の四傑といふ、仁任齋が黨を剪んと欲して朝政を誹謗するに託し  
て悅之元、承得等を流竄す、齋大に懼れ、王に白して復興、仁任等が大事を圖らんとする  
を誣ひて之を殺さんとす、林堅味乃ち齋を執へて、巡軍の獄に下し、遂に齋及び其黨金  
允升等二十餘人を誅す、時に三年三月なり。齋は行伍より起りて、屢軍に従て功あり、  
遂に幸輔に至り、王の乳媪張氏に通じて、資縁して寵あり、その跋扈を恣にし、己に附く  
者は之を用ひ、己に異なる者は之を斥け、其腹心を以て臺諫に分置し、大に威福を張り、  
多く姬妾を列すると、幾ど三十人、惟富める者を取りて色を以てせず、貪淫譎詐、官を賣  
り、獄を鬪ぎ、又人に官爵を遙授して代りて其祿を受く、誅せらるゝに及びて、人皆之を

快とす。

然れども當時權臣の橫暴なると、獨り池齋のみならんや。初め廉興邦の家奴李光前  
密直副使趙胖が田を奪ふ、胖光に詣りて哀請す、光益縱虐なり、胖憤怒に勝へずして光  
を白州(黃海)に斬る、興邦之を聞て大に怒り、胖が謀叛を誣ひ、玉に勸め令を下して、胖を  
購捕し、拷掠すると終日なれども服せず、興邦必ず胖が誣服せんと欲す、胖罵辱して  
少しも屈せず。後數日にして王崔瑩が第に如き、左右を避けしめて、胖が獄を議し、命  
じて之を釋さしめ、遂に興邦を巡軍に下す、國人皆喜て曰く、吾君明なりと。王又瑩及  
び李成桂に命じて兵を陳ねて宿衛せしめ、林堅味等を獄に下して之を鞠せしめ、興邦  
等が奪ふ所の田民を推刷して、其主に還し、遂に興邦、堅味等を誅して、其家を籍す、時に  
十四年正月なり。初め李仁任國柄を竊まんとを謀り、辛禰を援立し、一國の威福其掌  
握にあり、支黨根據して、堅味その腹心たり、文臣を惡みて放黜すると甚だ衆く、興邦も  
亦その中にあり、後に堅味は興邦が世家大族なるを以て、婚をなさんと請ふ、興邦亦前  
日の流貶に懲り、身を全くせんと欲した、仁任堅味の言に従ふ、是に於て仁任堅味興  
邦は深く相結託し、中外の要職その私人に非るものなく、官を賣り、爵を鬪ぎ、公私の土  
田奴婢を奪ひ、專横尤甚しく、上下共に困めり、崔瑩、李成桂その爲す所を憤り、心を同く



し力を協せて王を導て之を除く國人大に悦べり。尋て田民辨正都監を置き堅味等  
が奪ひし田民を考覈し安撫使を諸道に分遣し堅味等が家臣惡奴を捕へて之を誅す  
ると一千餘人に及べりといふ。

李仁任嚮に權を乗ると日久しく務めて柔佞を以て人を悦ばしめ門客庭に滿つ忠良  
を誣陷し無辜を殺戮す。林堅味廉興邦の誅せらるゝ時言ふとあらんとして崔登が  
第に至る登辭して見ず然れども登は仁任が嘗て己を助けしとを徳とし王に白して  
曰く仁任謀を決して大に事へ國家を鎮定す功過を掩ふべしと仁任を赦して京山府  
（慶尙北道）に安置し其子弟を并せて皆之を宥す國人嘆じて曰く林廉の黨渠魁網に漏る  
と。崔登盡く林廉が用ひし所の人を黜けんとす李成桂曰く林廉政を執ると日久し  
凡士大夫皆其擧げし所なり今たゞ才の賢否を問はんのみ安を既往を咎めんと登聽  
かず。其後又堅味興邦等が妻を拷掠して皆獄中に死せしめ其黨類の子孫に至るま  
て殆ど了遺なく苛酷暴戾尤甚し王室是より漸く孤にして羽翼摧殘しまた振起する  
と能はざるに至れりといふ朋黨排擠殘忍酷虐は實に朝鮮固有の病根なり。  
且元に事へしより以來その誅求は厭くことなく朝覲饋遺國賦等の事により徵斂多  
端にして國力既に衰耗せしのみならず。權臣は田民を橫奪して私利を圖り田制は

李仁任を  
誣す

王室の衰

財政の紊

大に壞れて公田の租額は次第に減少しその横奪せし者は州郡を連ねてその田を占  
有し山川を標してその領域を劃し人民より租を徵することは一歲或は再三に至る  
ことあり又は一の田地は兩三人の所有主ありて各その租を徵することあり政府も  
人民も俱に窮境に陥れり。况や沿海の州郡は倭寇によりて耕種期を愆り收穫候を  
失ひその租を蠲免せざるべからざることあるのみならず漕運も亦通せずして地方  
の米穀を京師に輸すことを得ざるを以て國庫は益空竭して百官の祿俸時を以て給  
與すること能はざるに至る。然るに軍旅あり貢賦あり諸殿供上の物亦甚だ多く豫  
め三年の貢物を徵すれども猶足らずして又横斂を加ふ財政の紊亂も亦是に至りて  
極れり。

高麗末に於て内憂外患並び至り國歩艱難なると大略前に述べたるが如し。是時に  
於て苦心慘憺よく朝鮮數百年の王業を開創せし太祖李成桂の經營は果して如何請  
ふ次章に於て之を説かん。

## 第二章 朝鮮太祖の創業

### 第一節 太祖の來歴及び性行



太祖生る

李氏興隆の始

朝鮮の太祖初の名は成桂字は仲讓後に名は且字は君晉と改むその松軒と號するは威興(威興南道)宮殿の後に太祖手植の松五株あるを以てなり。高麗忠肅王後元四年(元至元九年)十月十一日朔方道(威興)永興の黒石里に生る。父は李子春といひ母は崔氏といふ李氏はもと全羅道全州より出づ新羅の司空李翰を以て始祖となすされどもそれより後事蹟詳ならず十八世穆祖に至りて稍考ふべし。穆祖諱は安社成桂の高祖父なり性豪放にして四方の志あり初め全州に居る後朔方道に徙り宜州(威興南道)の兵馬使となれり。是時は高麗高宗の末にして元憲宗は膠高麗を侵ししかば穆祖は之を禦ぎしが元の散吉大王來りて雙城(威興)に屯して總管府を置き威州(威興府)以北を元に屬せしめ勢甚だ盛なり穆祖乃ち元に降り五千戸所達魯花赤となる東北の人皆之に服し李氏の興隆せしことは是時より始められり。穆祖の子名は行里是を翼祖とす翼祖父の職を襲て千戸となる元の世祖師を日本に出しし時兵船高麗に會す翼祖亦元の命を以て東北より來り忠烈王に見ゆ王甚だ之を嘉す。翼祖威德漸く盛なりしかば女真地方諸千戸部下の人皆心を歸す諸千戸翼祖を忌みて之を害せんことを謀る翼祖乃ち舟に乗じて豆滿江に順つて下り赤島(慶府の南)に至り陶穴して居る後還りて德源に居る慶興の民之に従ふもの衆し又威興

桓祖威州以北を收復す

に徙る。翼祖の子名は椿是を度祖とす蒙古の諱は孛顔帖木兒亦元に仕へ忠肅王の時來朝す王之に賜ふこと甚だ厚し。度祖三子あり長を子興といひ次を子春といひ次を子宣といふ子春字は子春是を桓祖とす蒙古の諱は吾魯思不花亦父の職を襲て千戸となる恭愍王四年(元正統五年)來朝す王曰く乃祖乃父は身外にありと雖も心は乃ち王室にあり我祖考實に之を嘉せり今爾祖考を悉むると勿れと明年又來朝す王又頑民を統撫するの勢を誦す。桓祖遂に東北面兵馬使柳仁雨と力を協せ雙城を攻め破り威州以北の地を收復して高麗に屬せしむ。六年千手衛上將軍に進み開京(開京時)に於て邸第一區を賜りて之に居る九年(元正統三年)三月榮祿大夫判將作監事を以て出でて朔方道萬戶兼兵馬使となる四月病を以て歿す年四十六王訃を聞て悼むこと甚だし士大夫皆東北面人なきに至りしを歎ぜりといふ。

桓祖三子あり長を元桂といひ次を成桂といひ次を和といひ元桂と和とは皆庶出なり成桂は正妃崔氏の出にして即ち朝鮮の太祖なり。太祖が高麗末の衰運に際して其智勇を奮ひ遂に王位に即くことを得たるも穆祖以來東北面に於て人心を收攬し殊に桓祖の收復に功ありしが如きは之が基礎をなししなるべし。太祖は天姿奇偉神采英發身長くして聲を耳大にして絶た異なり平居常に目を閉て



太祖勇力あり

射術に長ず

坐す之を望むに凜然として畏るべし。甚だ勇力あり、初め威儀にありし時、大牛の相闘ふものあり、衆人之を止むると能はず、太祖兩手を以て之を持するに、牛闘ふと能はず。射術に於ける尤其妙を究む、好て大鶚鳴鏑を用ふ、楛を以て幹となし、竹を用ひず、鶴翎の闊くして長さものを羽となし、麋角を用ひて鞘となし、大さ梨實の如し、鐵重くして幹長く、常矢に類せず、弓力も亦尋常に倍す。嘗て洪原(或曰、南道)の召浦山に獵す、三獐あり、群を爲して出づ、太祖まづ一獐を射て之を斃す、二獐並び走る、又一發して二獐を盡貫し、矢枯木に着く、李原景その矢を取りて来る、太祖曰く、汝來ると何ぞ遅きや、原景曰く、矢甚だ木に固著して、抜け易からずと、太祖笑て曰く、もし三獐ならしめば、乃公の矢力又洞貫するに足らんと。幸禍に従て獵せし時、左右に謂て曰く、今日獸を射る盡くその脊に中つべしと、是日鹿を射ること四十にして、皆脊に中れり、人皆その神に服せりといふ。又元の奇賽因帖木兒北邊に寇せし時、其將處明驍勇なり、太祖李原景をして之を噓して降さしむると再三なれども、從はず、太祖故らに射てその兜牟を拂はしめ、原景をして噓さしむ、又從はず、太祖又その脚を射る、處明矢に中りて退き走る、又之を噓さしめて曰く、汝もし降らざんば、汝が面を射んと、處明遂に馬を下り叩頭して降る、其後處明恩に感じ、矢痕を見るごとに必ず嗚咽流涕し、終身左右に隨侍せり。太

文學に通ず

九族を教

風水祥瑞等の説を信ず

祖の射術、巧力兼ね至る故に、その人を服すると此の如し。文學も亦その一斑に通ぜり、嘗て詩あり、曰く、引手攀蘿上碧峰、一庵高臥白雲中、若將眼界爲吾主、楚越江南豈不容、又一句を口占して曰く、三尺劍頭安社稷、一峯臺之に續て、曰く、一條鞭未定乾坤、亦以てその氣象の雄大を見るべし。性仁厚にして九族を教睦し、之を撫すること甚だ篤し、庶元元桂(李氏)庶弟和と友愛極め、至る和が母金氏を迎へて京邸に至り、之に事ふると甚だ謹めり。植祖薨せし時、元桂自ら矯騎なりとして心に太祖を思ひ、勢に亂をなさんと欲せしも、太祖更に意に介せずして之を待すると、初の如くなり。元桂は又高麗に仕へて、將作御事となりしが、人を殺すに坐して死に當す、太祖之を教はんと欲すれども、能はざりしかば、甚だ之を悼み、諸孤を撫育して之を婚嫁し、開國の後には、其子を高爵に拜せり。是時に當りて風水祥瑞圖讖等の説は、社會一般の信ずる所なりしかば、太祖も亦之を信ぜり。植祖の喪に未だ葬地を得ず、一日樵童あり、長少二人の僮の山にあるを見る、長者曰く、下の地は將相に過ぎず、上は王侯を生むべしと、樵童之を聞て太祖に告ぐ、太祖急に追て二僮を請ふて俱に曉り、善地を得んとを願ふ、二僮遂に太祖と共にその山に往き告て曰く、第一穴は王侯の地なり、第二穴は將相の地なりと、太祖第一を取ら



んとす、長者曰く、太だ過ぎたるとなからんや、太祖曰く、凡人間の事、上をトせんと欲して、僅に下を得る故のみと、二僧遂に去る、蓋長者は懶翁、少者は無學にして、俱に當時の名僧なり。太祖嘗て安邊(南道)にありし時、萬家の雞、一時に鳴て破屋の中に入り、三椽を負て出づと夢む、時に僧無學、安邊の雪峯山下土窟の中にあり、太祖乃ち往て問ふ、無學曰く、萬家の雞、鳴くは高貴位なり、身三椽を負ふは王の字なりと、蓋雞鳴の聲は高貴位と音相近し、故にしかいふなり、太祖その言に成じ、寺を土窟に建て、釋王寺と號す。又人の太祖の門に墮り、異書を献ずるものあり、曰く、之を智異山岩石の中に得たりと、中に木子乘猪下復正三韓境の句あり、太祖人をして迎へ入らしめんとすれば、已に去りて之を尋ねれども得ると能はざりき、蓋木子は幸にして太祖は乙亥の歳の誕生なり、故に木子乘猪下の句あるなり。又圖讖中に早明の文ありて、其義を曉るものなかりしが、國號を改めて朝鮮といふに及びて始めて明かなりしと。この類の事なほ甚だ多し、當時のみに迷信の深きを見るべし。是を以て創業の主、或は之を假りて人心を收攬するの資となし、ともなきに非るべし、英雄人を欺く豈、獨り古のみならんや。

### 第二節 鴨綠の回軍

太祖李成桂が創業の端を開きたるは、實に鴨綠の回軍にあり、然れども當時にありて

李成桂始  
めて東北  
面上万戸  
となる

君命に背くとも服はずして、断然之を決行せしものは、必ず由來する所なくんばあらざ、之を究めんと欲せば、まづ回軍以前に於ける李成桂の勢力如何を察せざるべからず。初め李成桂は、恭愍王九年(元正)父の後を襲て東北面上萬戸となり、十一年、紅賊の京城に據るや、總兵官鄭世雲に従て先登して之を破る。又元の納哈出は、濬陽(濬州)に據りし、行省丞相と稱し、兵數萬を領して北邊に寇す、李成桂大に之を破る、納哈出敵すべからざるを知て、散卒を收めて遁れ去る、其後納哈出人をして好を通ぜしむ、蓋之に服せしなり。十三年、元兵義州(平安)を侵す、李成桂之を禦ぐ、女眞の三番三介等、隨に乗じて東北より入寇し、咸州、和州(咸鏡道)を陷る、成桂西北面より軍を引て至り、追擊して大に之を敗り、悉く和州、咸州を復す、王倚賴益重し、成桂を密直副使とし、端誠亮都翊戴功臣の號を賜ふ。十八年、東北而元帥となる、是時元衰へ明興るを以て、東寧府(元宗)を平壤の内屬せしめ、東寧府と見れば、此の東寧府は、聖宗朝王以後、遼陽に置きしものなるべし、之を撃て北元を絶んとす、十九年正月、李成桂東北面より黄草嶺(或說南道)を渡り、雪寒嶺(平を踰え、進んで鴨綠江を渡る、東寧府同知李吾魯帖木兒、成桂の至るを聞き、移りて



て降らず、我師之を圍む、安撫城に籠りて夜遁れ、諸山城風を望て皆降る、戸を得ること凡萬餘、獲る所の牛二千餘頭、馬百餘匹を以て悉く其主に還す、北人大に悦ぶ、二月師を班す、李吾魯帖木兒後に名を原景と改め成桂に事ふ。是より先、奇賽因帖木兒元に仕て平章となりしが、元の衰ふるに及びて、遺衆を招集し、東寧府に割據して北邊に寇す。八月、王、李成桂等に命じて東寧府を撃たしむ、成桂義州に至り、鴨綠江を渡り、裨將洪仁桂等をして經騎三千を領して進て遼城を襲はしむ、遼城は蓋東寧府のある所なり、既にして大軍繼て至る、城中膽を落す、我軍城に薄りて急に攻め、遂に之を拔く、賽因帖木兒遁る、其餘黨を捕へて之を誅す、是より成桂は次第に昇進して、二十年八月、知門下府事となれり、門下府は百揆の庶務を掌る所なり。

辛酉の時には、倭寇漸く熾なるを以て、李成桂等をして兵を東西江に耀して之に備へしむ。三年五月、成桂倭人と慶尙道に擊ち、智異山に戰て之を破る、九月又海州(遼海)に擊て之を殲す。六年八月、成桂を楊廣全羅慶尙道都巡察使とし、贊成事邊安翌を體察使として之に副とし、王福命、禹仁烈、都吉敷、洪仁桂等を元帥として、皆成桂の節度を受けしむ。是時、裴克廉等九元帥敗績し、朴修敬、裴彦の二元帥は戰死し、倭人遂に咸陽(遼南)を屠り、九月南原(全羅)山城を攻めて克たず、退て雲峯(同)を焚き、引月驛に屯す、聲言

東寧府を  
取つ

倭寇を荒  
山に破る

すらく將に馬を光州(全羅)に養ひて北上せんとすと、中外大に震ふ。成桂南原に至る、裴克廉等來り會す、乃ち諸將を部署し、東の方雲峯を踰え、賊を距ると數里、荒山の西北に至る、賊の奇銳突出す、成桂之を射る、五十餘發、弦に應じて斃れざるものなし、賊山に據りて自ら固くす、成桂士卒を指揮し、仰て之を攻む、賊死力を出して衝突す、成桂復た鏢を吹き、兵を整ひ、蟻附して上り、賊陣を衝かしむ、賊將あり、槩を引て直に成桂の後に趨く、其だ急なり、偏將李豆蘭射て之を墮す、成桂の馬矢に中りて仆る、再たび之を易ふ、飛矢成桂の左脚に中る、成桂矢を抽て、氣益壯に戰益急なり、軍士成桂の傷のくを知るものなし、賊之を圍むと數重、成桂數騎と圍を突て出で、左右を麾て曰く、怯なる者は退け、我將に賊の爲めに死なんとすと、將士咸激して、勇氣百倍し、人々殊死して戰へども、賊植立して動かず。一賊將あり、年纔に十五六、容貌端麗にして、驍勇比なし、白馬に乗じて、槩を舞して馳突す、向ふ所披靡して、敢て當るものなし、軍中阿只拔都と稱して、争て之を避く、阿只は小兒なり、拔都は蒙古語にして、勇敢敵なきの謂なり、成桂馬を躍らして、其兜牟を射落し、豆蘭遂に之を射殺す、是に於て、賊氣挫折す、成桂乃ち身を挺て、奮撃し、諸軍勝に乗じて馳せ上り、大に之を破る、馬を獲ると一千六百餘匹、兵仗算なし、初賊兵甚だ衆かりしが、唯七十餘人、智異山に奔りしのみ。成桂振旅して還る、崔登百



安邊の策  
を献す

官を率ゐて、綵棚雜戲を設けて班迎す。成桂馬より下りて再拜す。登も亦拜して成桂の  
手を執り涕を揮て曰く、公に非んば孰かよく然らんや。成桂謝して曰く、謹て明公の指  
揮を奉じ幸にして捷を得たり。予何の功かあらん。登曰く、公か公か。三韓の再造この一  
舉にあり。公なかりせば國はた何をか特せん。成桂讓りて敢て當らず。成桂の勢望是より  
益著る。八年、遼東の胡拔都、東北面の入民を虜掠して去る。成桂世々の道の軍務を  
管し、威信素より著る。を以て、東北面都指揮使として往て之を慰撫す。九年、胡拔都又  
來りて瀋州(或說南道)に寇す。成桂之を破り、胡拔都遂に遁る。乃ち安邊の策を獻して  
曰く、北界は我國要害の地なり。早く之が計をなさば、必かからず。第一は、兵を練り、卒を  
訓へ、約束を嚴にし、號令を明かにし、事機を失ふ處なかるべし。第二は、師旅の命は糧餉  
に係る。其税を收むる、宜く耕田の多寡を以て之を科して公私に便すべし。第三は、軍民  
の統屬を明にし、其心と固結すべし。第四は、守令と將帥とを擇ぶべし。言者有察に  
申れり。十一年、倭人洪源、北青等に寇し、諸元帥皆敗れ、賊勢益熾なり。時に成桂は東北  
面都元帥たり。咸州に至り、諸將を部署し、直ちに賊の屯する所の鬼兒洞に向ふ。賊遂に  
擊聲を聞て驚て曰く、これ李成桂の陣探螺なりと。成桂乃ち倭語を解する者をして之  
を諭さしむ。賊會之に從はんとす。成桂その怠るによりて之を擊つ。身士卒に先だち、賄

倭寇を  
見事に破  
る

明鐵嶺衛  
を立つ

李成桂遼  
東を攻る

陣に出入すると數回、向ふ所披靡し、遂に大に之を破る。十四年、林堅、株廉、興邦を誅す  
るや、崔瑩と與に陰にその力を効し、を以て、登は門下侍中となり、成桂は門下侍中  
となれり。  
右の如く成桂は回軍以前に於て、屢武功を顯はして人心を收攬し、遂に政房の要地を  
占るに至る。是時に當りて、一大問題の起るあり。即ち明に於て鐵嶺衛を立るとの報告  
是なり。是より先、明は鐵嶺以北を遼東に屬せしに因て、王及び崔瑩は遼を攻めんと  
して、入道の兵を徵す。泰山府院君李子松、その不可を極言す。登その堅味に黨附するに  
托して之を殺せり。既にして右の報告に接するや、十四年三月、王は直ちに西海道に  
如き、事妃及び崔瑩之に従ひ、世子及び諸妃を漢陽山城に徙し、贊成事禹玄寶に命じて  
京城を留守せしめ、名は海州に獵すと稱して、實は遼を攻んと欲す。四月、鳳州(或說海州)  
に次り、登及び李成桂を召して曰く、遼陽を攻んと欲す。卿等宜く力を盡すべし。成桂曰  
く、今師を出すと四の不可あり。一、小を以て大に逆ふ。二、の不可なり。夏月兵を發す。三、の不  
可なり。國を擧げて遠く征せば、倭其虛に乗ぜん。三の不可なり。時暴雨に方りて、弓弩膠  
解は、大軍疾疫せん。四の不可なり。王頗之を然りとす。夜登入て啓す。願くは他言を  
納るゝと勿れ。明日、王成桂を召して曰く、己に師を興せり。中止すべからず。成桂曰く、必



ず大計を成んと欲せば、宜く鶴を西京に駐め、秋を待て師を出すべし、禾穀野に被り、大軍食足らば、鼓行して進むべし、今師を出すべし時に非ず、遼東の二城を抜くと雖も、雨水方に降らば、軍進退するを得ず、師老い、糧乏くば、安んずる所を速かんと欲し、卿李子松を見ずや、成桂曰く、子松死せりと雖も、美名後世に垂る、臣等生けりて雖も、卿已に計を失ふ、何をか爲さんや、王聽かず、成桂退て歎じて曰く、生民の禍此より始らるらば、

王遂に進て平壤に次り、諸道の兵を督徴し、浮橋を鴨綠江に作り、大護軍裴矩をして之を督さしめ、林廉等が家財を平壤に運搬して軍賞に充て、又中外の僧徒を發して兵とし、崔登に八道都統使を加へ、昌城府院君曹敏修を左軍都統使とし、西京都元帥沈德符、副元帥李茂、楊廣道都元帥王安德、副元帥李承源、慶尙道都元帥朴茂、全羅道副元帥崔雲海、雞林元帥慶儀、安東元帥崔耶、助戰元帥崔公哲、八道都統使助戰元帥趙希古、安慶王賞之に屬す、李成桂を右軍都統使とし、安州道都元帥鄭地、上元帥池湧奇、副元帥皇甫琳、東北面副元帥李彬、江原道副元帥具成老、助戰元帥尹虎、妻克廉、朴永忠、李和、李豆蘭、金賞、尹師德、慶補、八道都統使助戰元帥李元桂、李乙珍、金天莊、之に屬す、左右軍各せて三萬八千八百三十人、僮從一萬一千六百三十四人、馬二萬一千六百八十二匹、左右軍平壤を發す、

曹敏修李成桂を遣ふ  
攻む

左右軍鴨綠江を渡り

乘十萬と號す、瑩王に白して曰く、今大軍途にあり、もし淹留すると旬月ならば、大事成らざらん、臣請ふ往て之を督さん、王聽さず、而して王は屢大同江に如き胡樂を張り、偏優をして百戲を呈せしめ、淫樂殺戮日に甚し、五月、左右軍鴨綠江を渡り、威化島鴨綠江中流にありに屯す、逃亡するもの道に相屬す、王各地に命じて之を斬らしむれども止むること能はず、左右軍都統使上書して師を班さんことを請ふ、王及び瑩從はず、官者金完を遣し督して兵を進めしむ、軍中完を留め遣さず、

是より先、既に洪武の年號を停め、國人をして胡服を服せしめ、明に背きて北元に從ふことを示し、又裴厚を北元に遣ひ、來み、遼東を攻めんとす、されども北元の脱古思帖木兒は、已に表微して沙漠に通れ、爲すあること能はず、然るに之を引て援となさんと欲するも、豈能くする所ならんや、

左右軍都統使更に入をじて崔登に詣らしめ、速に師を班すを許さんことを請ふ、瑩王聽せず、是日軍中訛言あり、李成桂麾下の親兵を率かて東北面に向ふ、已に馬に上れり、軍中洶々たり、曹敏修措く所を知らず、單騎馳せて成桂の所に詣り、涕泣して曰く、公去らば吾輩安んか往かん、成桂曰く、予何を去らん、公是の如くなること勿れ、成桂乃ち諸將に諭して曰く、もじ上國の境を犯し、罪を天子に獲ば、宗社生民の禍立るに至ら



李成桂軍  
を回す

王業開創  
の基礎を  
定むる

ん、予願逆を以て止書して師を班さんと請ひども王省みず、登又老邁して聽かず、柯ぞ卿等と共に王に見えて親ら禍福を陳し、君側の悪を除て生靈を安んぜざるべけんや、諸將皆曰く、吾東方社稷の安危、公の一身にあゆ、敢て唯命に従はざらんや。是に於て軍を回して鴨綠江を渡る、成桂白馬に乗じ、彫弓白羽箭を御し、岸に立ち軍の畢く渡るを待つ、軍中望み見て相謂て曰く、古より以來、未だ此の如き人あらず、今より以後、登復た此の如き人あらんや、時に霖潦數日なりしが、水漲らず、師既に渡りて大水驛に至り、全島墜溺す、人みな之を神とすといふ。

是時曹敏修は左軍都統使たり、李成桂は右軍都統使たり、勢均しく力敵して、敏修の地位は成桂の上にあリ、然れどもこの回軍の計を決せしは、敏修にあらずして成桂なり、他日王業開創の基礎は、實に是より定まれり、而して成桂の即位に先だつこと僅に五年、冥々の中、登期待する所なからんや。後世朴世采之を論じて曰く、回軍の事は、天義を假りてその家を化して國となすの謀を濟さんとするもので、必ずしも中國を奪ぶの賊心に出でずと、これ賊にその衷情を洞察するの論といふべし。是より先、王は成州(成州、平安道)の温泉に如きしが、大軍の已に安州に至ると聞き、馳せ還りて夜、慈州(慈州、平安道)に至り、令を下して曰く、征に赴きし諸將、擅に自ら軍を回す、爾夫小の軍民、心

を盡して之を禦げ、必ず大に賞賚を加へんと。回軍の諸將、急に防禦の者を追はんと請ふ、成桂曰く、速に行て必ず戰はば、多し人を殺さん、毎に軍士を戒む、汝が輩もし乘輿を犯さば、予爾を赦さず、民の一瓜を奪ふも亦罪に抵すべし、故らに師行を緩くせよと。王平壤に至り、貨賚を收め、大同江を渡りて夜中、和(和、平安道)に至る、諸軍の已に近づくと聞き、間道より疾く馳せて岐灘(岐灘、黄海道)に至り、詰朝に開京に還り、花園に入る、從者僅に五十餘騎に過ぎず、崔登恒と戰はんと欲し、百官に命じて兵仗を以て侍衛せしむ。六月、諸軍來りて近郊に屯す、王諸將に教を下して之を責む、文中に君臣之大義、實古今之常規、卿好讎、豈不知此の句あるを見れば、その専ら李成桂を推し、と明なり。諸將進て都門の外に屯す、東北面の人民及び女眞の素より軍に従はざりし者も、成桂の軍を回すを聞き、争つて相聚り奔りて至るもの千餘人、王乃ち府庫の金帛を發して兵を募り、數十人を得しも、皆市井奴隸の徒なり、又兵を諸道に徵して入援せしむ、而して敏修、成桂等が官爵を削り、市に勝して曰く、敏修等の諸將を執ふるものは、官私奴隸を論ずるとなく、大に爵賞を加へんと。成桂崇仁門より城に入り、左軍と犄角して進む、城を守るの軍拒ぐ者あるなく、都人士女争て酒漿を持して、軍士を迎へ、勞し老弱城に登りて之を望み、歡呼踴躍す、敏修黒大旗を建て、永義橋に至り、登が軍に破らる、俄にじて



成桂を除く

回軍の所  
以易なる所

成桂、黃龍の大旗を建て、善竹橋より男山に登る。塵埃天に漲り、鼓聲地に震ふ。登が麾下の兵旗を望みて奔潰す。登勢の窮するを知り、奔りて花園に入る。成桂遂に岩房寺の北嶺に登り、大螺を吹くと一通せしむ。是に於て諸軍花園を圍むと數百重、大に呼て登を出さんと請ふ。諸將皆螺を用ひず、獨り成桂馬前に於て螺を吹く。故に都人螺聲を聞て皆喜ぶ。王寧妃及び登と八角殿にあり、登背て出でず。吹螺亦宋安堵に登りて螺を吹くと一通、諸軍一時に垣を毀ちて庭に闖入す。郭忠輔直ちに殿中に入りて登を索む。王寧が手を執りて泣て別る。登再拜して忠輔に隨て出づ。成桂登に謂て曰く、此の如き事變は吾本心に非ず、然れども遂を攻るの舉は、惟大義に逆ふのみに非ず、國家事からず、人民勞困し、冤怒天に至る、故に已むを得ざるなりと、相對して泣く。遂に登を拉して去る。兩都統使及び三十六元帥、闕に詣りて拜謝し、軍門の外に還る。

蓋回軍の舉は、古今非常の事變にして、名は君側の姦を除くといふと雖も、臣を以て君を脅すの罪も亦甚し、然るにその之を爲すと甚だ容易なるは何ぞや、幸成桂の威望は、二十餘の閱歷によりて、既に將士の心を服するのみならず、事大主義を以て數百年來養成せられたる高麗人の腦裏には、遂を伐つ事の如きは、尤恐懼持く能はざる所なればなり。是時に當りて、其位成桂の上にあるて、成桂の最畏懼するものは、獨り登の

南閩趙仁沃等成桂を推戴せんとす

辛氏王氏の廢立

み然るに圖らずも、外交問題に於て成桂と登とは其方針を異にせり、而して成桂の執る所は、卑屈柔懦なる高麗人の喜ぶ所なれば、是を以て人心を收攬し、この問題を假りてその最も畏懼する者を除くは、成桂に於て利便是より大なるはなし、成桂の雄心物をたる、安ぞこの好機會を逸すべけんや、これ斷然回軍を決行せし所以なり。且南閩趙仁沃等の如きは、此時に於て、既に密に成桂を推戴せんとを議して、李芳遠(成桂の弟、五子、後に宗と諡す)に告ぐ。芳遠曰く、これ大事なり、輕々しく言ふべからず、時に或は稠人廣坐の中に於て揚言して曰く、天命人心已に屬する所あり、何ぞ亟に勸進をなさんとて、これ固より當時の輿論に非ずと雖も、亦以て一部人士の趨向を察すべきなり。

### 第三節 回軍以後に於ける李黨の經營

回軍の時に於ける状況は、既に前に述べたるが如し、されば是より以後、李成桂及び其黨類に於て苦心經營せしとは、其事甚だ多し、第一は辛氏王氏の廢立、第二は大臣の誅竄、第三は田制の改革、第四は李氏勢力の扶植是なり、是等の方法によりて、李成桂の事業は着々歩武を進めて、益基礎を固うするに至れり、請ふ序を追て之を説かん。

第一、辛氏王氏の廢立。登既に出されし後は、復た洪武の年號を行ひ、明の衣服を襲ひて、胡服を禁じ、曹敏修、李成桂を左右侍中とし、趙浚を簽書密直司事、兼大司憲とし、



尹紹宗  
立を勤む

善に官職を削られし諸將はその職に復せり、蓋これ等の改革は皆成桂の方寸より出  
てしものなるべし。回軍の諸將城に入りて會議し、諸道に城を築き及び兵を徴すと  
を罷む、尹紹宗軍前に詣り、鄭地に因りて成桂に見えんとを求め、程光が傳を懐にして  
献す、成桂趙仁沃をして讀ましめて之を聽く、仁沃ま王を立るの議を極陳す、成桂  
之を然りとす、廢立は固より成桂等の計畫せし所なれども、衆に先ちて之を唱進せし  
ものは實に紹宗仁沃なり。

時に王夜、官堅八十餘人と甲を擡き馳せて、成桂及び曹敏修、邊安烈が第に至りしが、諸  
將軍門の外に屯して家にあらざりしに因て、害するを得ずして還る。諸將崇仁  
門に會議して、李和、趙仁璧等をして關に詣らしめて、悉く宮中の兵、儀裝、馬及び事妃を  
出さんとを請ふ、王曰く、もしての妃を出さば、予當に備に出づべしと、是に於て諸元帥  
兵を領して關を守り、王に江華に如かんとを請ふ、王已を得ずして出て、驍を執り、鞍に  
據りて曰く、日已に暮れたりと、左右俯伏して泣下り、之に應ずる者なし、遂に事妃と共  
に出で、江華に向ふ、百官傳國の實を奉じて定妃(安氏)に献す、時に十四年六月な  
り、王廢せらる、故に廟號なし、後世た辛稱と稱す。  
辛稱既に廢せらる、其後を立てざるべからず、初め回軍の時に於て、成桂王氏を立んと

辛稱を  
立

辛昌を立

す、敏修も亦之を賛せしが、是に及びて、成桂王氏を立んとせしに、敏修は李仁任が薦拔  
の恩あるを念ひ、隨妃李氏の子辛昌を立んとを謀る、隨妃は、仁任が外兄弟、李琳が女な  
るを以てなり、敏修諸將の己が意に違ふて王氏を立んとを恐れ、韓山君李橋は時の名  
儒にして重望あるを以て、密に橋に問ふ、橋も亦昌を立んと欲して曰く、當に前王の子  
を立つべしと、成桂敏修に謂て曰く、回軍の時の言ふ所を如何せん、敏修色を作して曰  
く、元子の立つと韓山君已に策を定めたり、何ぞ違ふべけんやと、遂に定妃の教を以て  
昌を立つ、時に年九歳なり。

昌の位に即きしは右の如くにして、全く曹敏修、李橋等の意に出でしとするも、是時に  
當りて、成桂の威望は、優に二人の心を動すに足れり、然るに敏修の怒に因て、遂に其王  
氏を立るの意見を棄て、之に従ふは何ぞや、豈成桂も亦陰に昌の王氏の統に非ず、且  
その幼弱にして動かし易きを利するの心ありて、強て其意見を主張せざるに非るを  
知らんや、然らざれば成桂の威望と智力とを以て、其意見を遂行すると能はざるの理  
あらんや、亦以て當時の事情を察すべきなり。

辛昌既に立ち、曹敏修を揚廣全羅慶尙西海交州道都統使とし、李成桂を東北面朔方江  
陵道都統使とし、敏修成桂に忠勸亮節宣威同德安社功臣の號を賜ふ、成桂疾を以て辭



文武の權  
李成桂の  
手に歸す  
辛禰李成  
桂を害せ  
んとす

すれども允さず、尋て修を放逐し李穡を門下侍中とし、成桂を守門下侍中とし、成桂をして中外諸軍事を都摠せしむ、是に於て文武の權盡く成桂の手に歸せり。前王辛禰は其の後江華より驪興(京畿道)に遷りしが、金佇、鄭得厚、潛に驪興に往て禰に謁見す、佇得厚は皆營が族なり、兩泣て曰く、鬱々として此に居り、手を歛めて死に就くに堪へず、但一力士を得て李侍中を害せば、吾志濟るべし、吾素より禮儀判書郭忠輔に善し、汝往て忠輔に逢て之を圖れ、因て一劍を忠輔に遺る、忠輔伴り諾して奔りて李成桂に告ぐ、佇得厚、夜成桂の邸に詣り、門客に執へらる、得厚自ら刎ねて死す、佇を巡軍に囚へ、臺諫と雜治す、佇曰く、邊安烈、李琳、禹立、寶禹、仁烈、王安德、禹洪、壽、共に驪興王を迎へて内應を爲さんと謀ると、是に於て禰を江陵府に遷す。李成桂乃ち判三司事沈德符、贊成事池湧奇、鄭夢周、政堂文學僕、長壽、評理成石、礪、知門下府事趙浚、判慈惠府事朴蒞、密直副使鄭道傳と異國寺に會し、大に兵衛を陳して議して曰く、禰と昌とは王氏に非ず、宗祀を奉ずべからず、又天子の命あり、當に假を廢して眞を立つべし、定昌君瑤は神王七代の孫にして其族屬最近し、當に立つべし、浚、石礪、定昌君の名を得たり、李成桂、沈德符等啓明殿に詣り、太祖に告て籌を探らしむ、果して定昌君の名を得たり、李成桂、沈德符等定妃姜氏の宮に詣り、宗親百司皆之に従て妃の教を奉じて王を江華に放ち、定昌君瑤

辛昌を廢す

を迎ひ立つ。

瑤位に壽昌宮に即く、是を恭讓王とす、禰昌を廢して庶人とし、李琳等を遠地に流す。王憂懼して夜に方りて眠らず、その大廟に享して即位を告げ、禮畢りて宮に還るや、推讓して南面に坐せず、李穡進て曰く、上巳に即位を告げ、今又南面せざれば、臣民の望に答ふるとなし、王之に従ひて南面し、成桂、德符等に調て曰く、余もと徳なし、再辭すれども獲ず、大位を忝くするを得、卿よく之を圖れと、潜然として涕下る。王の此に至りしは實に望外の事なれば、其心に安んぜざると此の如し、焉ぞ權柄を己に收めて臣下を御するを得んや。是時に當りて、英明の主を以てすと雖も、類勢を挽回するは、決して容易の事に非ず、况や王の柔儒なるに於てをや、是を於て王室は益微にして、成桂等の勢力は益盛なりき。

されども辛禰、辛昌の存するは之を除くの憂なきに如かず、故に元年十二月、司宰副令尹會宗は、上疏して辛禰父子を誅して再び王室を亂さしむるとなからしめんと請ふ、是に於て知申事李行に命じて敎書を降し、徐鈞衡を江陵に遣して、禰を殺さしめ、柳珣を江華に遣して昌を殺さしめたり。これ賊に尹會宗のいへるが如く、預め他日擁立の禍を防ぐ所以なりと雖も、辛禰父子は十餘年の間、滿朝の士皆奉じて君となしし所

辛禰辛昌を殺す



なり、一旦廢して之を殺すと、殆ど孤豚を屠るが如し、これ豈常人の忍ぶべき所ならんや、然るに一人の異議を唱ふるものなし、當時紀綱の類廢せしと亦想ふべし。蓋この廢立殺戮を擅にするは、即ち王氏を廢するの素地をなす所以にして、これ實に李黨經營の第一なり。

第二、大臣の誅竄。廢立履行はるれば、王權益衰へて大臣の威權益盛なるは、勢の自然なり、故に李成桂に於ては、王の威權は既に畏るゝに足らずたゞ、その憂ふべきは大臣の地位勢力已の上にある、若くは已と均くして軋轢抵抗の恐あるものにより、之れを除くに非ざれば、終にその妨害を免れ難し、これ李黨の尤苦心せし所なり。當時李黨の眼上の瘤となし、ものは、崔瑩なり、曹敏修なり、李穡なり、鄭夢周なり。幸に崔瑩は外交問題に就て意見を異にし、鴨綠の回軍によりて之を竄逐せしが、辛昌元年、趙仁沃等上疏して、之を斬らんと請ふ、王之に従ひて遂に斬に處す、時に年七十三。瑩は鐵原(江原道)の人、風姿魁偉、膂力人に過ぎ、剛直忠清、陣に臨み敵に對する毎に、神氣安閑として、矢石左右に交れども、ほゞ懼るゝ色なし。大小百戰、向ふ所功あり、將相となると三十餘年、民の一毫を取らず、人皆その清廉に服す、務めて大體を持して細理を究めず。尹紹宗論じて曰く、功一國を蓋ひ、罪天下に滿つと、當時以て名言となせりといふ、所謂罪

大臣の誅

崔瑩

とは、遂を攻る、の事を指すなり、然れども是れ即ち外交上に於ける異見と異同にして、瑩が祖宗の土地を棄るに忍びずして師を興し、は、亦一種強硬の政策なり、未だ遽に罪となすを得ず。且その刑に臨みて、辭色變ぜず、死するの日、都人市を罷め、遠近の聞くもの、街童巷婦に至るまで皆流涕せりといふ。斯人にして存せしめば、高麗の社稷或は少しく命脈を延べたるやも知るべからず、然るに空しく李黨の毒鋒に罹りて斃る惜まざるべけんや。

曹敏修

曹敏修は、李成桂と共に軍を回し、其位地は成桂の上でありしが、其廢立をなし、は、辛禎十四年六月にて、七月には、大司憲趙浚、敏修が貪婪を肆にし、私田を革めんとを沮するを劾せしに因て、遂に昌寧(慶尙北道)に流さる。敏修果して回軍廢立の主謀ならば、安んぞ遽にこの貶黜に遇ふとあらんや、蓋敏修は位成桂の上でありと雖も、特に傀儡となりて成桂に翻弄せられしに過ぎざるのみ、其用を濟し、後に於て廢棄せらるゝも亦宜なり。是を以て、其後廢せられて庶人となり、又連りに邊地に徙せられしが、臺諫屢之を論ぜしに因て、恭讓王三年、遂に敏修が家を籍せしむ、追窮すると一に何ぞ此に至れる、その李黨の構陷に出でしと疑なし。

李穡は鴨綠回軍の時には、判三司事として、崔瑩、李成桂と同じく政房にあり、且當時の

李穡



大儒にして頗名望ありしが、崔瑩、曹敏修等の流竄せられし後には、穉は門下侍中となり、成桂は守門下侍中となれり。會、穉は密直司事李崇仁と共に明に往て正を賀す、時に成桂の威徳日に盛にして或は變あらんとを恐れ、成桂の第五子芳遠を請ふて従行せしむ。辛昌二年(即ち元年)諫官吳思忠等、李崇仁が穉に従て入朝し、親ら賈買せしとを劾して之を流す、穉退かんとを請ふ、王允さず、されども遂に長湍(遼東)の別業に歸る、王李行を遣し慰諭して事を視せしむ、穉起たず。成桂等昌を廢し恭讓王を立てるに及びて、穉長湍より關に詣りて賀す、王召して内に入らしめ床を下りて待つ、曰く、願くは卿我を輔けよと、復た穉を以て判門下府事とす。穉に穉の長湍に歸るは、頗穉を見るの明あるが如し、然るに辛昌を立てしは穉が賛せし所なるにも拘らず、其廢せらるゝやまた來朝して晏然として職に就く、その何の心に出てたるや、殆ど解すべからざるなり、是を以て吳思忠、趙璞等直ちに上疏して穉が罪を責ると甚だ嚴なり、王命じて穉父子を罷め遂に之を流す。恭讓王二年、憲府諫官上疏して穉と曹敏修と議して辛昌を立て、又辛禰を迎へ還さんとせしを以て、極刑に置かんとを請ふ、乃ち穉が職を削り長湍に徙す、尋て吳思忠を遣して穉を鞠せしむ、穉服せずして曰く、辛昌を立てしは、曹敏修が間に因て敢て遠はざるのみ、之を勧めしに非ず、又辛禰を迎へ立んとするの議

なしと、其後臺諫、屢穉敏修の罪を論じ穉を咸昌(遼東)に徙し、が、王昉、趙胖等の明より還るや、穉等數十人、尹彛、李初を明に遣して李侍中が恭讓王を立て兵馬を動かして明を犯さんとすると訴へしと請ひて、穉等數十人を清州(遼東)の獄に繋ぐ、會、清州大水あすしを以て、諸囚を放ち穉を宥して便に任して居住せしむ。其後また召還せられしが、四年、鄭夢周の殺さるゝや、夢周の黨金震陽等を鞠す、その辭穉及び其二子種、學種善に連なる、王穉に問はしめて曰く、卿が二子罪を朝に得たり、卿それ去れ、兩江(西江)の外、たゞ卿が適く所のまゝなりと、遂に衿川(遼東)に貶せられ、尋て驪興に徙さる。蓋穉は學問聞望あり、其出處行事に於て、議すべきことありと雖も、決して李成桂の下風に立つものに非ず、故に成桂の黨は之を忌みて屢放流竄逐し、或は極刑を加へんとするものあり、然れども亦鄭夢周の如く激烈なる運動をなして、他まで成桂の謀を妨げんとするものに非ざれば、革命以前はその生命を全うするを得たりき。

鄭夢周は、初め李成桂の幕下にありしが、其後贊成事となり、李成桂、沈德符、池湧奇等と謀りて辛昌を廢し恭讓王を立て、所謂九功臣の一人となり、忠義君の封號を受け、二年、經筵官を置き、沈德符、李成桂が經筵の事を領するや、夢周は知經筵事となれり、其後成桂の領三司事となるや、夢周は守門下侍中となり、三年、成桂、德符と同じく安社功臣の



號を賜はりしが是より先尹彝李初の黨を治むる時に其罪の明白ならざるを陳し、又上疏して賞罰を公にすべしとを論ぜり、蓋李成桂黨が其意に従はざるものを誣陷するにありとを疾めるなり。

四年、世子爽の明より還るや、李成桂出でて之を黃州(遼海)に迎へ、馬より墮ちて病篤し、夢周之を聞て喜べる色あり。時に成桂の威徳日に盛にして中外心を歸し、趙浚鄭道傳、南閔等が推戴の意あるを知り、臺諫を指嗾して之を劾せしむ。四月、左常侍金震陽、右常侍李擴、右諫議李來等、浚道傳、閔及び尹紹宗、南在、趙璞等が罪狀を論じて、明に典刑を正さんとを請ふ。浚道傳等の數人は皆成桂の黨なれば、之を劾するは實に成桂の羽翼を殺がんと欲するなり。王侍中沈德符、鄭夢周を召して譏し、浚を遠地に流し、閔紹宗在璞が職を削りて、亦遠地に流す。省郎憲府交、上疏して、浚道傳を誅せんとを請ふ。夢周に成桂を圖らんとす、李芳遠之を探らんとして、宴を設けて夢周を招請し、その志の厲乎として變ぜざるを知り、遂に之を除かんとを議す、會、その謀を夢周に洩すものあり、夢周一日成桂の邸に至り病を問ひ且變を觀んと欲す、成桂之を待すると平生の如し、夢周歸る時、故の酒徒の家を過ぎ、連りに數大椀を傾けて出づ、初め夢周の成桂に到るや、芳遠は時失ふべからずとし、其還るに及びて趙英珪等をして路に要せしめ、善竹

金震陽等  
李成桂の  
羽翼を殺  
がんとす

鄭夢周を  
殺す

橋に至り、終に之を擊殺し、夢周が首を市に梟し、榜を掲げて曰く、虛事を飾り、臺諫を誘ひ、大臣を害せんことを謀り、國家を擾亂すと、芳遠又夢周が黨を罪せんことを請ひ、金震陽、李擴等を遠地に流し、廢して庶人とし、又夢周が家産を籍沒す。是に於て李成桂に反對するものは、悉く誅竄せられ、成桂に阿附するものは、次第に進用せられて、高麗滅亡の勢既に成れり、夢周死して後三箇月にして高麗亡ぶ、社稷の存亡、實に夢周一人に係るといふも不可なりき。

夢周字は達可、圃隱と號す、慶尙道延日縣の人なり。人となり豪邁絶倫にして、忠孝の大節あり、少くして學を好み、宋儒性理の學を精研して深く得る所あり、講說發越して人の意表に出づ、推して東方性理學の祖とす。成桂と同じく相位にあり、國家多故、機務浩繁の時に當りて、大事を處し、大疑を決して、聲色を動かさず、左副右答して皆その當に適ひ、施設する所多し、時に王佐の才と稱せりといふ。又内に五部の學堂を建て、外に郷校を設けて儒術を興し、其他黜陟を嚴にし、出納を慎み、義倉を立て窮乏を賑し、水站を設け、漕運を便にするが如き、皆其經畫せし所なり、死する時年五十六。朝鮮太宗の時その節義を褒し、領議政を贈り、文忠と諡す、その遺文六卷あり、圃隱集とす。



右の如く崔瑩、曹敏修、李穡、鄭夢周等の如き有力の大臣を誅竄するは、反對黨の勢力を殺ぐ所以にして、これ實に李黨經營の第二なり。

第三、田制の改革。大臣の誅竄とは、その形迹同じからずして、其趣旨の同一なるものあり、私田改革論の如き是なり。抑高麗には、文武百官より府兵閑人に至るまで、科に隨ひて墾田を授け、又樵採の地を給するとあり、是を田柴科といふ、その墾田は即ち公田にして、身没すれば公に納るゝものなり、私田は即ち租税を官に納れずして臣民の私有とするものなり。田柴科は景宗の時に始まり、其制次第に備はりしが、其末に至りては、收授の法漸く壞れ、兼併攘奪の風大に行はれ、已に仕へ已に嫁する者、なほ閑人の田を食み行伍を踐まざるもの軍田を冒食し、父は私に其子に授け、子は隠して公に還さず、或は宰相にして田三百結を受くべき者も、立錐の地なきに至り、田制の紊亂殊に甚しかりき。

是に於て、趙浚等、屢上疏して私田の革めざるべからざることを絶糾せり、其論ずる所堂々數百千言、誠に痛快剴切なりといふべし、然るに其間稍疑ふべきものあるは何ぞや。曹敏修、李成桂等の辛禍を廢して昌を立てしは、辛禍十四年六月にして、昌の位に即くや、直ちに教を下して、豪強兼併して田制大に壞れたれば、其救弊の法を議すべき

とを命ぜり、これ實に李成桂、趙浚、鄭道傳等の意見に出でしなり、而して七月には趙浚始めて上疏して私田を論じ、又曹敏修が私田を革むるを沮格せしとを彈劾して之を誹逐し、李行、黃順常、許應等も、相繼て上書し、それより恭讓王即位の初に至るまで、趙浚は上書兩回に及べり。當時この改革に對する贊否の趨勢を觀るに、都評議使司に於て田制を議せし時、鄭道傳、尹紹宗等は、浚が議に同じ、李穡は輕々しく舊法を改むべからずとして之に反對し、李琳、禹玄寶、邊安烈も皆改革を欲せず、權近、柳伯藩は穡が議に同じ、鄭夢周は兩間に依違せり、乃ち各司をして革復の利害を議せしめしに、議者五十三人にして、革めんと欲する者十に八九にして、革むるを欲せざる者は巨室の子弟なりといへり。然れども其反對者は、必ずしも無學庸劣の巨室世族のみにも非ずして、隱然として李成桂黨とその反對派との争闘の如きの觀あり、これ豈李黨のこの問題を假りて、巨室世族の勢力を削奪して其欲する所を濟さんとするの方略に出るに非ざるとなからんや。然らざれば、田制の壞れたるは、一朝一夕のことに非ずして、是れより先未だ嘗て之を論ぜし者あらざりしに、辛昌恭讓王即位の初に至りて、突然勃然として趙浚の口より之を發し、劈頭第一に回軍の主將曹敏修を放逐し、李穡、李琳、禹玄寶、邊安烈等と争論し、意氣昂然、必ず之を遂行せんと欲するもの豈偶然ならんや、田



李氏勢力の扶植

制改革は當時紊亂の經濟を整理するに於て必要なるとは勿論なれども、その蹊徑來歴を尋ねれば、亦其意のある所を知るに難からざるなり。されば初には私田の租は其半を收むるの折衷説ありて之を行ひしも、恭讓王二年に至りて、公私の田籍を市街に焚けり、王嘆息流涕して曰く、祖宗私田の法、寡人の身に至りて、遽に之を革む、惜いかなと、其強制的に之を遂行せしを見るべし、蓋巨室世族の勢力を殺がんとするに急なるよりして、この暴舉に出でしこと疑なし、これ實に李黨經營の第三なり。

第四、李氏勢力の扶植。李成桂の軍を回し、後に於て、反對黨の勢力を殺ぐに務めたると同時に、其黨の勢力を扶植せしとは、年を逐て益甚し。趙浚は嘗て王氏の嗣を絶ちしとを憤り、尹紹宗、許錦、趙仁沃、柳爰廷、鄭地等と結びて友となり、密に興復の志ありしが、李成桂は浚が器宇凡ならざるを見て、與に事を論じて大に悦び、之を待すると舊識の如し。軍を回すに及びて、成桂は右侍中となり、浚を擧げて知密直司事兼大司憲とし、事大小となく悉く之を咨ふ、浚も亦經世を以て已が任とし、知りて言はざるとなし、密直司は出納宿衛軍機の政を掌り、司憲府は糾察彈劾を掌る、而して浚兼て之が長たり。辛昌の立つや、趙浚は上書して田制を正して、國用を足し、民生を厚くし、人材を擧げて、紀綱を振ひ、政令を擧ぐべきとを論じ、又官職を正し、諸政を整ふべきとを論

李成桂趙浚を擧ぐ

官論の職は李黨に歸す

じ、孰れも堂々數百千言にして、剴切詳悉時弊に適中すると、勢なからず、實に當時の俊才なり、遂に知門下府事となり、大司憲を兼ること故の如し。其後諫官は率ね李氏の黨にして、司憲府は又趙浚の掌る所なれば、官論の職は皆李黨勢力の中にあり、されば其彈劾論駁する所は、往々偏頗に陥りて、李氏に従はざるものは、次第に朝廷を去るに至れり。

八道の兵權李成桂に歸す

辛昌二年、李成桂の王を廢して、恭讓王を立てるや、其事を共にするものは、所謂九功臣にして、鄭夢周を除くの外は、皆李氏の黨類なり、故に廢立を行ふに於て、易きこと掌を反すが如し。王乃ち辛禔、辛昌を誅するを以て、太祖の廟に告げ、九功臣を賞し、成桂を奮忠定難匡復、理佐命の功臣、和寧郡開國忠義伯とし、食邑一千戸、食實封三百戸、田二百結、奴婢二十口を賜ひ、沈徳府は青城郡忠義伯とし、田一百五十結、奴婢十五口を賜ひ、鄭夢周、僕長壽等七人は、並に忠義君とし、各田一百結、奴婢十口を賜ひたり、同じく九功臣を稱すと雖、成桂の地位は、固より他人の比する所に非ざるなり。尋て成桂をして八道の軍馬を領せしめ、軍營を置き、分番更宿せしめて、軍資を康給せり、是に於て八道の兵權、成桂の手に歸して、勢力益盛なるに至れり。

是時に當りて、李黨の跋扈その極に達せしより、王及び諸人の惡む所となり、一道の暗



流は確に李黨排斥の傾向を生じたり、尹紹宗の彈劾尤甚しきを以て、言官を罷められ遂に放逐せられたるが如きは、實に之が鐵證を示したるものなり。是に於て李成桂は直ちに疾を以て職を辭す、これ幾分がその感情を和げんとするの策なるべし、されとも王は其請を允すべきに非ざれば、中官を成桂の第に遣して疾を問ひ、強て之を起さしめ、教書を九功臣に賜て、之を褒美し、宴を内殿に設けて之を慰安す。時に臺諫は李穡、禹洪壽等の罪を論ず、知申事李行啓して曰く、臺諫の論ずる所、安んぞ功臣の意に非るとを知らんやと、行が言は實に李黨の内情を抉摘せしものなり、臺諫乃ち行が事を專にして蒙蔽するを劾す、王已を得ずして行を罷む、成桂等上書して曰く、臺諫論列、非臣等所知、人以此歸咎臣等、禍昌之黨、疾臣等造言與謗、臣等請避位、頌時以保性命、と遂に門を閉ぢて出でず、王乃ち行を清州に流す、上書に所謂禍昌の黨とは、即ち李氏に阿附せざるものにて、必ずしも譏説の徒に非ずと雖も、當時成桂等の勢力甚だ盛にして、王も亦之を奈何ともすると能はざるなり。

其後、王は成桂を領三司事とし、鄭夢周を守門下侍中とし、池湧奇を判三司事とし、裴克廉、樞長壽、趙浚を門下贊成事とす、是に於て李黨の有力者は、既に要地に占據せり。憲府又上言すらく、今中外の軍士は、領三司事李成桂、既に之を都總せり、請ふ悉く諸元帥

李成桂三軍都總制使となる

李黨彈劾せらる

の印章を收めんと、王之に従ふ、尋て成桂を門下侍中とす、成桂、箋を上りて辭すれども王允さず。三年、五軍を省きて三軍都總制府となし、中外の軍事を統べしめ、成桂を都總制使とし、裴克廉を中軍總制使とし、趙浚を左軍總制使とし、鄭道傳を右軍總制使とす、是より先、成桂は八道の軍馬を領して、諸元帥の印章を收められたれば、兵權既に其手にありしが、是に至りて三軍都總制使となりて、名實俱に完く且その股肱と恃む所の三人を三軍總制使として之を輔けしめられたれば、勢力益鞏固なるに至れり。されども成桂は屢箋を上りて其職を辭し、王は又己の力の爲すあるに足らざるを以て、必ず成桂に頼りて安事を圖らんとして、成桂の歡心を求ると甚切なり。是時に當りて、李氏に黨するものと、然らざる者との間に、輒輾争闘すると、蓋勝て敷ふべからざるものあるべし、成桂の威望は日に盛なりしも、鄭道傳は李黨中鋒々たるものなるにも拘らず、遂に放逐せられ、李穡、禹玄寶、李崇仁等の如き、李氏に従はざるものも、亦漸く頭を擡げんとするの勢あり。

尋て鄭夢周が金震陽等を指駭して、趙浚、鄭道傳、南閔、尹紹宗等を彈劾せしとは、實に李黨に對して一網打盡の計をなしたるものなり。遂に浚、閔、紹宗を遠地に流し、又浚道傳を誅せんとす、成桂曰く、此の如き、冤枉は辨せざるべからずと、將に朝に詣らんとすれ



ども病みて起つと能はず、芳果(成桂の子)等をして啓せしむ、王聽かず、李黨の危急益甚しこの儘にて経過せんか、其勢力は晨星落月、次第に傾側せざるを得ず、これ豈袖手傍觀の時ならんや、是に於て救急の方策は畫せられたり、人を射んとせばまづ馬を射る、反對黨の勢力を殺がんと欲せば、その主謀を除くに如かず、李芳遠乃ち芳果等と議して曰く、夢周は殺さざるべからず、我當に其咎に任ぜんと、趙英珪を召して曰く、李氏の王室に忠なるは國人の知る所なり、今夢周に陥いれんとす、一人の李氏の爲めに力を効すものなきか、英珪曰く、願くは力を盡さん、遂に英珪をして夢周を撃殺せしめ、芳果をして王に啓せしめて曰く、夢周が黨を問はずんば、請ふ臣等を罪せよと、王已を得ずして金震陽等を巡軍の獄に下し、之を遠地に流せり。

是に於て形勢一變して、復た李氏に反抗するものなし、乃ち趙浚等を召還し、裴克廉を守門下侍中とし、趙浚を贊成事とし、僕長壽を判三司事とし、李元紘、金士衡を三司左右使とし、李豆蘭を知門下府事とし、李芳果を判密直司事とし、閔開を大司憲とす、尋て沈德符を判門下府事とし、成桂を門下侍中とす、成桂書を上りて辭す、既にして鄭道傳、南閔を召還し、趙浚を京畿左右道節制使とし、南閔を慶尙道節制使とし、各道にも皆節制使を置て、其道の兵馬を掌らしむ、李氏の勢力既に内外に扶植し、牢乎として拔くべからざるに至る。

鄭夢周を撃殺す

李氏の勢力内外に扶植す

らざるに至る。

是時に當りて、李黨の專横縱恣にして、其言論の黑白正邪を顛倒せしと、處を指して罵とするよりも甚し、社稷の傾覆すると、豈偶然ならんや。今大司憲閔開の上疏を見るに、數月を出でずして王氏に代らんとする成桂を稱して、秉心忠直といひ、王氏の爲めに一身を犠牲に供し、社稷擁護の任に當り、精忠赫々たる鄭夢周を稱して、欲以專權自恣、植黨謀亂、万一得成、其計專擅國柄、則不唯濁亂朝廷、將必傾危社稷、禍在不測、といへるが如き、その顛倒果して如何ぞや、もし成桂を稱する言を以て夢周を評し、夢周を稱する言を以て成桂に當ては、庶幾くは其當を得ん、然るに滿朝一人の之を非議するものなく、反りて再立寶等の罪を論ずること愈甚し、當時の大勢知るべきのみ、その勢力の扶植此に至る、これ實に李黨經營の第四なり。

#### 第四節 太祖の即位及び其諸政

鄭夢周既に殺され形勢一變せし後に於ては、王室の危きこと洵に風前の燈火の如し、李氏の恭讓王に於ける、亦尋常君臣の關係に非るなり。

閔開の上



恭讓王の第に幸す

恭讓王は一日成桂の第に幸して疾を問ひ、置酒して言て曰く、予厚く報ゆると能はずと雖も、何ぞ徳を忘るゝに至らんやと、因て涕下る、遂に飲宴して歡を盡し、罷むに及びて琴瑟等の樂器を以て成桂に遣りて曰く、病中、耳目を養ふべし、それ速に治療して寡人が爲めに出て、事を視よと。尋て趙浚を判三司事とし、金士衡、李芳果を三司左右使とし、南閩を同知密直司事とし、成石礪を贊成事とし、鄭熙啓を門下評理とす。既にして又李芳遠及び司藝趙庸を召して曰く、予將に李侍中と同盟せんとす、卿等侍中の言を聽き、盟書を草して來れ、庸對て曰く、盟は貴ぶに足らず、聖人の惡む所なり、列國同盟の如きは古より之あり、君と臣と同盟するとは、經籍故事の據るべきなし、王曰く、且之を草せよ、庸と芳遠と成桂に就て王の教を傳ふ、成桂曰く、予何をか云はんや、汝當に王の教によりて起草すべし、庸退きて草して曰く、不有卿予焉、至此、卿之功與徳、予敢忘諸皇天后土、在上在旁、世々子孫、無相害也、予所有負於卿者、有如此盟と、乃ち草を王に進む、王曰く、可なりと、これ果して何たる現象ぞや。

是より先、芳遠、南閩は計を定めて密に趙仁沃及び趙浚、鄭道傳、趙璞等五十二人と力を協せ、成桂を推戴せんとせしも、憚りて敢て告げざりしが、芳遠その母康氏に白して達せしむ。是に於て侍中裴克廉等、定妃に白して曰く、今王昏暗にして君道已に失し、人

恭讓王を廢す

李成桂王位に即く

心已に去り、社稷生靈の主となすべからず、請ふ之を廢せんと、南閩鄭熙啓、定妃の教書を齎らして北泉洞の宮に至り、王の罪を數へて之を廢し、原州(江原道)に放つ、王素より柔懦にして爲すあると能はずと雖も、また極惡大罪あるに非ず、知らず當時數ふる所のもの果して何ぞや。定妃教して成桂をして國事を監せしむ、裴克廉等國人を率ゐて傳國の寶を奉じて成桂の邸に詣り、街巷に填咽す、閔開獨り悦はず、首を敬て、言はず、南閩之を擊殺せんとす、芳遠力めて之を止む、閔開は疑に黑白顛倒の疏を上りしものなり、固より李氏を悦ばざるものに非ず、然るに今や此の如し、蓋良心の明、自ら忍び難ものありしなるべし。時に成桂は門を閉ぢて納れず、克廉之を排して直ちに入り、寶を廳事の上に置き、羅拜して鼓を擊ち、千歳と呼び、辭を合して勸進す、成桂固く拒みて曰く、古より王者の興るは天命あるに非んば不可なり、予實に否徳なり、何を敢て之に當らんと、大小臣僚若老擁衛して退かず、百官壽昌門の西に班迎す、成桂馬より下り歩行して、壽昌宮の正殿に入り、位に即く、是を朝鮮の太祖とす、實に恭讓王四年(明洪武七年)七月にして、即ち我後小松帝明德三年なり。

太祖御座を避けて殿内に立ち、群臣の賀を受け、因て六曹の判書以上に命じて殿に上らしめ、謂て曰く、予首相たるも猶惕勵を懷けり、豈今日この事あるを思はんや、予もし



平康ならば、單騎にして避くべかりしに、今疾に罹りて手足自由なること能はずして此に至る、卿等宜しく各爾の心力を一にして涼徳を輔くべしと、乃ち前朝の中外大小の臣僚に命じて、舊に仍りて事を視せしむ。其夕又趙浚を臥内に召して曰く、卿漢文帝が代邸より入りて、夜、宋昌を拜して衛將軍となし、南北軍を鎮撫せしむるの意を知るかと、因て都統使の銀印を賜ひ、州交州四海の兵馬を掌らしむ、其用意の周到なること此の如し。

趙浚を都統使とす

太祖即位の情状

抑太祖の王位に即きしは、禪讓に非ず、弑逆に非ず、冥々の中に權力を占有し、其君の暗弱なるに乗じて之を廢放し、遂に群臣に推戴せらる、其謀亦巧なりといふべし。蓋辛禰、辛昌を廢するは、即ち恭讓王を廢するの先例を開くものにて、滿朝の士大夫、既に廢立に狃れ、恬として怪まざるに至る、而して忠を王氏に盡すものは、種々の罪名を羅織して、誅戮竄逐至らざる所なく、文武の大權は、皆其黨の手に歸せり、一旦六龍に乗ずと雖も、誰か敢て之を拒がん、これその一兵を動かさず、一矢を發せずして、王氏の社稷を拜席の上に簞ひて其國を開きし所以なり。

革命の業既に成れり、是に於てまづ支那の承認を経ざるべからず、これ特に隣邦の交際にあらずして、即ち事大の禮を行ふ所以なり。是より先、鴨綠回軍の後に於て、明は

國號を改む

鐵嶺以北疆界の事は、高麗の言ふ所その理あるを以て、鐵嶺衛を立てることを罷め、高麗は又使を遣して、辛禰位を遜れ及び崔瑩遠を攻るの罪を責めて之を誅せしことを告げ、昌の親朝を請へり。然れども明は恭愍王弑せられて、後王氏を假ると雖も異姓を以て位を繼ぐは、三韓世守の良謀に非ることを責めて、昌の親朝を許さず。其後昌を廢して恭讓王を立てるや、尹、李初等、明に往きて李成桂その姻親を立て兵馬を動かして上國を犯さんことを謀るを告げて、明の兵を發して來り討ぜんことを請ひしが、明は其誣妄を知りて、舞初を罪せり、是より後、明に臣事して怠らざりき。太祖の位に即くや、直ちに中樞院事趙胖を明に遣し、都評議司の書を齎らして之を告げしむ、是實に明に對して承認を求めたるものなり。明の太祖、高麗は東隅に僻處して、中國の治る所に非るを以て、もしよく天道に順ひ、人心に合し、邊釁を啓かず、使命往來せば、實に爾が國の福なり、我又何を誅めんといひて、之を承認せり。其後趙琳の明より還るや、明は高麗の國號改定の事を速に報告せしむ、是に於て密直司事韓尙質を遣し、朝鮮和寧等の號に就て裁擇を請はしむ、朝鮮は箕子の舊號和寧は咸鏡道、永興の一名にして、太祖の生地なるを以てなり、明の太祖、朝鮮の稱は美にして、且その由來の遠きを以て、定めて朝鮮とす、是より高麗を改めて朝鮮と稱す。二年明洪武使を遣して馬九千八百



餘匹を進め、又方物を貢し、并せて高麗の印信を納れ、成桂の名を更めて且といはんことを請はしむ、明亦之を許す。

宗系の辨  
明朝鮮を  
貢む

右の如く一々明の承認を求めて、屬國の禮を盡したれども、亦悉く其意の如くなること能はず。嚮に尹穉李初の明に至りし時、太祖を以て李仁任の子とす、明人之を信ぜり、故に奏聞してその誣罔を辯ぜり、と雖も、この問題に關しては、容易に解決に至らず、是より後二百年間に亘り使を遣すと數十回に及べり。明は朝鮮が布帛金錢を以てその邊將を誘ひ、且女眞を誘ひて、潜に鴨綠江を渡りて入寇せんと欲するを責めしかば、王は表を上りて之を辨明せり。然るに明は其表辭の倨傲なりとて益怒り、遼東に命じて朝鮮の使を納るとなからしむ、是に於て更に靖安君李芳遠及び趙胖、南在を遣して之を謝せしむ、その敷奏詳明なるを以て、明帝之を優禮して還らしめ、朝聘の路を通ぜしむ。四年(洪武廿)柳珣を遣して明年の正旦を賀せしむ、明又その表箋に戲侮の字あるを詰責す、珣曰く、表文は鄭道傳の撰せしものなりと、遂に道傳を執へて送らしむ、道傳疾と稱して行かず、贊成事權近代りて往き謝して曰く、小國の大に事ふるは、表文に依らざれば、情を達するとなし、而るに臣等海外に生れ、學問その方に通ぜず、我王の忠誠をして明白ならしむると能はざるは、誠に臣等罪なりと、明帝その言を然り

權近明に  
使す

事大主義

内治を整  
ふ

とし、題を命じて詩を賦せしむ、近乃ち詩十八篇を賦す、帝嘉歎して已まず、文淵閣に往き翰林學士劉三吾、許觀等と相周旋せしむ、近常に大に事ふるの誠意を稱す、帝聞て之を嘉みし、屢老實秀才と稱し、遂に遣還せり、是より情意漸く通じて詰責を免るゝを得たり。蓋明はその強大を待みて、朝鮮の弱大を侮り、此の如く種々の難題を設けて之を困めたり、されども既に事大を以て主義となしたれば、一意恭順、唯その命に従へり。朝鮮は地理的關係よりして、常に北方の侵掠を被りしより後、數百年間、事大主義を以て養成せられたれば、稀には崔瑩の如き強硬なる論者あり、と雖も、到底當時に容れらるゝと能はず。されば朝鮮の太祖が明に事ふるの方針を定め、事大を以て國是となしたるは、よく當時の人望を收る所以にして、是よりこの思想は、益固結して解くべからず、英偉超卓の士あり、と雖も、亦この範圍を脱すると能はざるに至れり。且それ王業を百世に傳へんと欲せば、内治を整ひ、法制を修めて、國家永遠の計をなさるべからず、是を以て太祖はまづ政府六曹臺諫に命じて、賢良遺逸を擧げしめ、開國功臣益安大君芳毅等三十九人の勳を策し、經筵を開き、直言を求め、印信を改鑄し、科擧考課の法を立て、八路の界を定め、後又都宜慰使鄭道傳を遣して、郡縣の地界を劃定せしめたり。其官制に於ては、高麗の制を參酌して、二府を設け、都評議司は國政を掌り



遷都

漢陽の來  
歴及び遷  
定

義興三軍府は軍政を掌り、判評議司事は三軍府を領し、軍國の大事皆之に決す。四年鄭道傳に命じて經國大典を纂輯せしむ、周禮の六官に倣ひ、分ちて治典、教典、禮典、政典、刑典、事典とす、尋て河崙に命じて更に詳定を爲さしめ、名けて經國元典續典といふ、されども草創の際にして未だ十分整頓するに至らざるなり。其後義興三軍府の啓によりて符信の制を定め、凡兵を徵する時は符を以て之を發し、符なきものは擅發を以て論ずるとせり、又有備庫を置き、軍需に供せしむ、其尤意を軍政に用ひしを見るべし。定宗は又河崙に命じて官制を改め、都評議司を議政府とし、中樞院を三軍府とし、其他改正する所多し、これ皆後來修整の端を開たるものなり。

都城は其初高麗の舊開都城にありしが、革命の際に於ては遷都をなして天下の耳目を一新するの必要あるのみならず、朝鮮には又土地に關する一種の迷信ありて、深く人心に浸染せり、是に於て都を漢陽に遷すの議は、直ちに決定せられたり。

漢陽は百濟溫祚王の舊都にして、三國以來著名の地なりしが、道誥の秘記に代王者李當都漢陽の語あるに因て、高麗の時には多く李樹を植ゑ、その茂盛なるに至れば、輒ち斬伐して之を壓すといふ、道誥は新羅の名僧にして、其地理の説(土地を相くして吉凶禍今の地理の如きは人の尤信ずる所なり。太祖又深く僧無學を尊信せしかば、人を遣

新宮成る

して之を訪求し、待するに師禮を以てして、都を定むるの地を問ふ、無學亦漢陽を善しとす。それ漢陽の地たるや、古來より其名既に著れ、且迷信上の條件あるのみならず、入道の中央に位し、江山之を環らし、形勝以て優に王城となすに足れり、こは太祖の都を此に奠めたる所以なり。

三年、鄭道傳、南閔、李稷等に命じて漢陽の地を相せしめ、十二月に役を始め、四年九月に至りて、太廟社稷及び宮殿は成を告げたり、鄭道傳に命じて新宮の諸殿に名けしむ、道傳名を撰し、并せてその撰する所の意を書して進む、景福宮及び康寧、延生、慶成、思政、均政の諸殿あり、乃ち新廟に於て享禮を行ひ、群臣を新宮に宴す、又文廟を造り、尋て成均館をその傍に建つ、五年更に地方の民夫を徵して都城を築き、正月より役を始め、九月に至りて畢る、都城の八門(崇禮、德清、興仁、敦義、彰義、彰義、光熙、昭德)あり、その他内外四十九坊も皆道傳の名けし所なり、是に於て王城の規模粗備りたれば、十一月を漢陽に移せり。

されども宮殿僅に草創せられて、閭閻未だ備はらず、百官軍民みな舊都を懷ひ、太祖も亦忘るゝと能はざりしが、定宗元年、王、齊陵(定宗の母韓氏の陵なり)に幸じ、遂に開城に至り、壽昌宮の北苑に登り、顧みて左右に謂て曰く、前朝太祖の智を以て、都を此に建てしは、豈偶然ならんやと、乃ち上王を奉じて都を開城に遷す、人心猶未だ其塔に安んせ



都を閉城  
に遷す

高麗王氏  
の處置

ざるを以て之が鎮定を謀りしなるべし、是より後七年の間は開城にありしが、太宗五年に至りて復た漢陽に還り、遂に今日に至れり。

王氏の社稷既に倒れて、李氏之に代り、大業粗定まりしと雖も其更迭の際に於ける頗情理に悖るとあるを免れず、故に王氏の宗族を存するは從來の患害を貽すの恐なきに非ず。されば太祖元來には高麗太祖の廟を麻田(遼京)に建て、又教を下して王氏を優遇せしと雖も、これ特に一時の事にして、三年、臺諫は王康、王承賓、王承賞、王高を海島に徙さんことを請ふ、諸臣議して曰く、除かずんば必ず後患あらん、之を殺すに如かずと、されども其名なきを惡み、舟人をして舟を具へしめ、諸王に諭して曰く、教書、今下り、諸君を海島中に置て庶人となすと、諸王喜ぶと甚だし、争つて舟に登る、舟岸を距るに及びて、潛に之を鑿ちて海底に沈ましむ、これ實に鄭道傳の策に出でたりといふ。又恭讓王は嚮に原州より杆城(江原道)に移されしが、四年に至りて亦卒せり、唯恭讓王の弟王禕はその女を以て李芳蕃(太祖第)の夫人となし、に因て、免るゝことを得て、歸義君に封せられ、禕が子坦も亦その封を襲ひ、麻田の廟祀を奉ずることを得たり、その逃匿して民間にあるものは其姓を改め、或は一點を添て玉氏となり、又一點を添て田氏となるといふ、此の如くにして王氏の淪落するとは益甚し。太宗の時、王氏の庶子民間に

王氏を海  
に沈む

あるを告るものあり、王曰く、高麗の宗姓保全するを得ざるは、太祖の本意に非ず、臺諫又王氏を誅せんことを請ふ、王許さず、文宗も亦王氏を待すると古に如かざるは、謀臣の所爲にして、太祖の意に非ずといひて、廟殿に號を賜て崇義殿と曰ひ、顯宗の遠孫王循禮を索めて副使として、其祀を奉ぜしむ。

それ王氏の海に沈めたる時に當りて、太祖之を知らざるとあるべからず、然るに一言の譴責を加へたるをも聞かず、されば徒らに太祖の本意に非ずといひて、其惡を掩ふとを得ず。太宗世、宗賢明なりと雖、未だ恩禮を施したることあらず、文宗に至りて始めて崇敬を加へしのみ、李氏の王氏に於ける何ぞその刻薄なる。蓋李氏の王位を得たるは、熱柿の落るを俟たずして、其根を搦かし、其枝を撻まして、纒に之を攫取せしものなれば、その後患の起らんとを恐れて、豫防の此に至れるも亦已を得ざるなり。又高麗滅亡の際に於て其舊臣にして、李氏を扶けて功業をなし、もの甚だ多しと雖も、亦悉く君を忘れ、國に負くの徒のみにも非ず、終始心を高麗に存して、或は終に毒手に罹りて、空しく非命に斃れ、或は山林に潜伏して、其身を汚さず、其形迹に於ては一概ならずと雖も、毅然として忠義の節を全うせしものも亦尠からず。

其毒手に罹りて非命に斃れしものは、李穡、李種學、李崇仁等の數人あり。李穡は嚮に

李穡

高麗の遺  
臣

王氏待遇  
の刻薄



李種學に  
遇ふ

驪興に貶せられしが、革命の後長興に移され、尋て韓州(忠清南道 韓山郡)の故郷に放歸せらる。其後太祖累りに中使を遣し、手書を以て之を召す。種至る、長揖して拜せず。太祖御榻を降り、賓禮を以て接す。俄にして侍講次を以て進む。太祖還りて御榻に陸る。種昂然として起て曰く、老夫坐する處なし。太祖曰く、願くは教を承けん。種曰く、亡國の大夫は存を圖るべからず。たゞ當にこの骸骨を以て故山に歸葬すべきのみと、遂に出づ。五年、驪興に往て暑を避けんと請ひ、驪江より舟に乗じて江に沂る。護送の中使あり、宣盟を賜ひしが、清心樓の下流燕子灘に至りて暴に歿す。人みな鄭道傳趙浚のなす所なるを疑へりといふ。太祖後にその死を怪しみ、其時の按察使を殺せり。種字は穎叔、牧隱と號す。天資明敏にして羣書を博覽し、詩文に長ず。高麗の時、元に如き舉に應じて對策す。考官歐陽玄擡んでて、第二甲に置く。還るに及びて密直提學兼大司成に擢てられ、常に明倫堂に坐して業を授く。性理の學始めて興る。鄭夢周、權近、吉再、李崇仁、鄭道傳等みな其門より出づ。牧隱集あり、世に行はる。

李種學

種が子種學、及び李崇仁は、俱に鄭夢周が黨に坐せられ、種學は長沙(全羅南道 茂長郡)に杖流せられしが、教書使孫興宗は鄭道傳、南闕が旨を承け、種學を杖せしも、死せざりしを以て、終に之を殺せり。崇仁字は子安、陶隱と號す。道傳と同じく李種を師とし、才名相齊

し。道傳甚だ不平なりしが、崇仁が嶺南に流さるゝや、孫興宗之を杖すると數百棍なりしも、死せざるを以て、縛して馬に載せ馳驅して旁邑に送る。遂に潰爛して死す。亦道傳が旨を承けたるなりといふ。

鄭道傳は李種の門より出てたりと雖も、高麗の遺臣を殺し、は、大抵その計策より出て、金震陽、禹玄寶等の如きも亦陰に之を殺せり。其心術の陰險酷虐なる尤惡むべし。蓋右の諸人は其爲す稍強硬なるを以て、忌まるゝと尤甚しく、終に其生命を保つと能はざるなり。

若しそれ超然として其身を汚さず、清風高節、軒冕を泥塗とし山林に隱伏して、餘生を送りしもの、亦甚だ多し、今その重なるもの數人を擧ぐべし。

吉再

吉再字は再父治隱と號す。善州海平(慶尙北道 善州)の人なり。辛禔の時登第し、辛冒の時門下注書に拜せらる。恭讓王の立つに及びて、官を棄て、善州に歸り、其母を奉養す。郷黨その孝を稱す。再嘗て李種の門に學ぶ。國の將に亡びんとするを知り、去就の義を種に問ふ。種曰く、我輩大臣は國と休戚を同じくす。去るべからず。爾は去るべしと。再乃ち去就を決すといふ。李芳遠少時再と同じく書を讀み、情義甚だ篤し。定宗二年、芳遠東宮にあり、命を下して再を徵す。再堅く臥して起たず。州官督促して道に就かしむ。再



元天錫

已を得ずして京に至る、奉常博士を授く上疏して之を辭す、定宗その節義を嘉みし、優禮して之を還し、命じて其家を復せしむ、世宗亦教を下して之を褒す。監司南在吉再到贈る時に曰く、高麗五百獨先生、一代功名豈足榮、凛々清風吹六合、朝鮮億載永嘉聲。元天錫字は子正、耘谷と號す、原州の人なり。學問該博、高麗の末政の亂れたるを見て、雉岳山(原州にあり)の下に隱居し、躬耕して親を養ふ、嘗て試に赴き、進士の中りしも肯て仕へず、退て郷里に歸り、李穡諸公と往來酬唱せり。太宗微賤なりし時、業を受けしを以て、屢召せども赴かず、太宗東遊して其廬を訪ふ、天錫避けて見ず、太宗溪石上に下り、當時の炊婢を召して食物を賜て還り、其子洞(ウツ)を基川の監とす、後人その溪石を名けて、太宗臺といふ。

趙涑

趙涑初の名は涑、平壤の人にして、涑の弟なり、高麗に仕へて知申事となる。兄涑が李氏を輔けて功業をなさんとするの志あるを知り、泣て之を諫む、涑その志の奪ふべからざる知り、按廉使として嶺南を按ぜしめしが、未だ還るに及ばずして高麗亡ぶ、涑痛哭して頭流山(山、向道知異、一名、)に入る、太祖戸曹典書に拜して之を招けども、涑從はず、仍て名を改めて涑といふ、字犬に從ふ、犬その主を戀ふの義に取るなり、頭流山より轉じて清溪山(京畿道果川にあり)に入り、常に最高峯に登りて開京を望みて痛哭す、人その峯を指し

南乙珍

て望京峯といふ、太祖其節を嘉みし、賓主の禮を以て見んとを請ふ、涑出てて會見し、揖して拜せず、太祖命じて清溪の一曲に封じ、石室を築きて之を與ふ、涑終に之に居らず、移りて楊州の松山に住し、因て自から松山と號ずといふ。

不朝峴社  
門洞

南乙珍は沙川の人なり、高麗の時、參知政事となりしが、其亡ぶるや遁れて紺嶽(京畿道、嶺南にあり)の岩窟中に入る、太祖その屈すべからざるを知り、山の四面を環らして之を封じ、沙川伯と號せしが、受けず、終に石窟の中に死す。

其他開京には不朝峴といひ、杜門洞といふ處あり、皆高麗の巨室世家、李氏に臣服するを欲せざるものも留居する所なり、不朝峴には五十養家あり、杜門洞には七十二の忠臣と稱するものあり、肯て科擧に赴かず、子孫皆商賈を以て生業とし、遂に平民となる。右の如く革命の後に於て、其節を守りて屈せざるもの甚だ多し、又革命以前に於ても、王氏の爲めに忠節を盡して、身命を犠牲に供せしものも亦尠からず。蓋高麗時代は、儒學佛教並び行れて、佛教尤盛なりしが、其末に及びては、佛教漸く衰へて、宋儒程朱の學大に興り、士大夫の間、頗床時の習氣に浸染し、辨難爭論盛に行れたれば、風俗頹廢せりと雖も、名教未だ全く衰へず、且高麗五百年の恩澤の人心に浸染せしとも、亦淺しといふべからず、これその忠節の士輩出せし所以なるべし。是時に當りて、王氏の社稷

忠節の士  
輩出の理  
由



を冥々の裡に算ふ、これ豈容易の事ならんや、是を以てその反對する者は、既に種々の名義を以て、率ね之を誅竄し、又王氏の遺族を殲滅せりと雖も、徒らに節を山林に守りて、抵抗患なきものは、特に誅竄を加へざるのみならず、反りて之を褒美せり、亦以て當時政策のある所を見るべし。

### 第五節 王位繼承の紛争

王業纒に成れりと雖も、骨肉の間、血を躐むの禍屢起り、王室未だ鞏固なりといふべからず。太祖はもと男子八人ありて、芳雨、芳果、芳毅、芳幹、芳遠、芳衍は、神懿王后韓氏の出にして、芳蕃、芳碩は、神德王后康氏の出なり。太祖嘗て裴克廉、趙浚等を内殿に引て世子を立んことを議す、克廉等曰く、時平なれば嫡を立て、世亂るれば有功を先にすと、蓋芳遠を立んと欲するなり。時に韓氏既に薨じて、康氏坤位にあり、潜にこの議を聴て、哭聲外に聞ゆ、遂に罷めて出づ。他日、又克廉等を召して議す、また嫡を立て功を立んといふものなし、克廉等退て議して曰く、康氏必ず己が出を立んと欲すれども、芳蕃は狂悖にして立つべからず、其季弟は稍可なりと、遂に請ふて芳碩を封じて世子とす。是に於て鄭道傳、南閣等、芳碩に附して諸王子を忌みて之を去らんとを謀り、密に啓して明朝封王の制に依り諸王子を各道に分遣せんとを請ふ、太祖答へず、因て芳遠に謂

芳碩を世子とす

鄭道傳諸王子を去らんとす

大正二年

大正二年

大正二年

て曰く、外間の議汝が輩知らざるべからず、宜しく諸兄に諭して戒慎すべし、ト者安慎道傳に謂て曰く、世子の異母兄、天命あるもの一にあらざれば、道傳曰く、即ち之を除くべし、何ぞ愛するに足らんと、義安君和之を知りて密に芳遠に告ぐ。七年八月、太祖疾に瘵す、道傳移御を議するに託して諸王子を召し、因て亂をなさんと欲す。前參贊李茂は其黨なりしが、亦其謀を以て潜に芳遠に洩す。時に芳遠は諸兄と勸政門外に宿せしが、關に至れば、小官あり内より出て、曰く、主上病重し、萬を避けん、と欲す。諸王子盡く入り來れ、是より先宮門みな燈を設けしが、是夜燈なし、人益之を疑ふ。芳遠益安君芳毅、安君芳幹と迎秋門を出て、人を遣して政丞趙浚、金士衡等を召す。芳遠浚に謂て曰く、我等李氏の社稷を愛へざるか、俄にして朝臣來り赴くもの多し、芳遠浚等をして雲從街に坐せしめ、百官を召集す、贊成柳曼殊、散騎常侍卞仲良等至る、その芳碩に黨するを以て之を斬る。

是より先、忠清道觀察使河崙は、安山郡事、叔蕃の大事を屬すべきを以て、之を芳遠に薦む。故に特に叔蕃を召して至らしむ。時に芳遠、武士を率ゐて道傳等を規ふ。道傳等、南閣が妾の家を會す、乃ち叔蕃をして故らに矢を發つて屋上に落さしめ、火を縱つて之を焚く。道傳走りて、その隣の判奉常閔富が家に匿る。軍人入りて之を搜索し、執へて

近世朝鮮史 第二章 朝鮮太祖の創業 第五節 王位繼承の紛争



道傳南  
間を斬る

芳蕃芳碩  
を殺す

太祖位を  
定宗に傳ふ

芳遠の前に至る。道傳仰て曰く、もし我を活さば、當に力を盡して輔佐すべし。芳遠曰く、爾既に王氏に負けり、又李氏に負かんと欲するかと、立ころに之を斬る。南間潛に逃る、亦之を斬る。芳碩の黨軍を出さんと欲して、城に登りて之を覘へば、光化門より南山に至るまで、鐵騎彌滿するを見て、懼れて敢て出でず、その彌滿するものは、蓋叔蕃が率ゐし所の軍なり。太祖移りて清涼殿に御す、浚等百官を率ゐて、道傳閻等の罪を啓し、且世子を改め封ぜんことを請ふ。太祖芳碩に謂て曰く、これ汝に於て便なりと、芳碩辭し去る。又叔蕃を出さんことを請ふ。太祖芳蕃に謂て曰く、汝出で去るも何ぞ妨げんと、芳蕃西門を出づ。芳遠其手を執て曰く、汝吾言を聽かずして此に至る、好し去れ好し去れと、叔蕃諸軍を部分し、芳蕃、芳碩等を撲殺す。太祖怒りて宿衛を率ゐて出で討じ、反りて大に敗らる。叔蕃等敢て弓を君父に挽く、其舉動の暴戾なること、亦甚だしといふべし。太祖深く二人の死を悼み、屢僧舎に幸し佛に供して、冥福を資くといふ。

諸臣芳遠を立て世子となさんことを請ふ。芳遠固く譲りて、芳果(後諱を改む)を立てんとす。亂の時に當りて、芳果は祈禱を以て昭格殿に齋宿せしが、變を聞き徒歩して城を踰えて民家に匿る。翌日之を請ふて還り、將に世子に封ぜんとなす。芳果曰く、開國より今日に至るまで、皆芳遠の功なり、我世子となるべからず。芳遠も亦固辭して受けず。太祖乃ち

芳果を立て、世子とし、遂に位を傳ふ。是を定宗とす。時に七年九月なり。是より太祖を稱して上王と云ふ。

私兵を罷

私兵を罷  
なす

定宗の頃は、麗末の風を承け、諸功臣は各私兵を擁せしかば、權近は上疏して兵馬を以て三軍府に屬して公家の兵とし、私兵を罷め、私門の直宿は悉く禁斷せんことを請ふ。定宗之に従ひ、悉く私兵を罷めたりしが、未だ全く安靜なること能はず。知中樞朴苞は、功頗多かりしも、諸臣の下に居るを以て、快々として不平なりしが、芳遠之を聞き、定宗に啓して苞を竹州(忠清北道永同縣)に流し、幾ばくもなくして之を召還せり。苞之を銜み亂をなさんことを謀り、懷安君芳幹の第に抵る時に、赤氣天に見はる。苞曰く、天に妖氣あり、宜く慎て之を處すべし。芳幹曰く、何を以て之を處せん。苞曰く、兵を典らず、出入を謹み、衣冠を整へ、行止を重んじ、前朝諸王の例の如くせば、上策なり。芳幹曰く、更に其次を言へ。苞曰く、逃れて荆蠻に之くこと、秦伯仲雍の如くせよ。芳幹曰く、更に其次を言へ。苞曰く、靖安君芳遠、兵強くして衆附けり、公の兵は弱し、危きこと朝露の如し、早く撃て之を去るに如かず。芳幹之に従ひ、兵を擧ぐ。義安君和、完山君天佑(太祖の兄、芳遠の邸)に至りて變を告げ、之に應ぜんことを請ふ。芳遠曰く、吾何の顔ありて外人を見んや。天佑乃ち芳遠を抱き、和は甲を以て之に被らしめ、擁して馬に上らしむ。時に功臣は獨







問ひしも、其使は皆殺戮せられしかば、其後往て還らざるものを稱して、咸興の差使員と曰ふに至る。

太祖都に還る

成石礪は、太祖の舊交なるを以て、往て其意を回さんことを請ふ、太宗之を許す、石礪乃ち往て人倫の變に處するの道を開陳す、朴淳も亦請ふて行き、反覆飄諛す、太宗又僧無學を索めて咸興に往かしむ、無學亦之を説くこと益切なり、太祖の咸興より還らんとを求めて、百方力を竭し、こと此の如し。是に於て、太祖も終に都に還ること、なりしかば、太宗は郊に出て、親迎し、盛に帳幕を設く、河崙等曰く、上王怒未だ盡く釋けず、慮らざるべからず、日を遮る高柱、宜く大木を用ふべし、太宗之に従ふ、相會するに及びて、太宗冕服を以て進見す、太祖望み見て怒氣面に形る、御する所の形弓白羽箭を以て滿を引て之を射る、太宗倉黄として高柱に依る、矢その柱に中る、太祖笑つて曰く、天なり、遂に宴を開く、崙等密に太宗に告て曰く、壽を献ずる時、親ら献ずべからず、宜く中官に授けて進むべし、太宗亦之に従ひ、中官爵を進む、太祖飲み畢り、笑ひて袖中より鐵如意を出し、座側に置いて曰く、天に非るなしと。是に至りて、太祖は外その怨を釋くが如しと雖も、鬱勃として不平己むこと能はざるの情想ひ見るべし。それ父子兄弟の間、この不祥の事あるは、洵に人倫の變にして、兄弟の争鬪よりして、遂に父子の恩を傷

太祖死す

るに至る、太宗は固より其責を追ふこと能はざるなり。

太祖は是より後、なほ上王の位にありしも、復た世事に關せず、太宗八年(明永樂六年、西暦一四〇六年)に至りて薨ぜり、享年七十有四、因て鄭樞を明に遣して其喪を告ぐ、明乃ち使を遣して弔祭し、諡を康獻と賜へり。是より先、高麗恭愍王の諡を賜はりしことあり、今亦この事あり、遂に常例となる、これ實に屬國の關係上、此に至りしものにて、朝鮮人の尤榮譽とする所なりき。然るに、日清戰役の後、全く支那の羈束を離れて、大韓帝國と稱するに及びて、太祖康獻王は、光武三年(明治二年、西暦一八七〇年)に追尊せられて、太祖高皇帝となり、明より受けし太祖以下歷代の諡號は、盡く削除せり。

### 第三章 太宗世宗の治績

#### 第一節 太宗の繼述

太祖は王業を開創せりと雖も、久しからずして位を避け、定宗も亦その位にあること甚だ短し、故に百般の事、未だ整頓するに至らず、太宗の時に至りて、粗その緒に就きたり。

太宗は、天資英敏にして才幹あり、讀書を好む、太祖の創業は、太宗の力に頼ること甚だ

太宗の政







是を壬申字といふ、其後世祖は姜希顔に命じて書せしめしを乙亥字といひ、鄭蘭宗に命じて書せしめしを乙酉字といふ、成宗は又王荆公集、歐陽公集の字を用ひしを辛卯字といひ、通鑑綱目の字を用ひしを癸丑字といふ、皆その鑄造の年によりて名づけしなり。右の如く活字を改鑄することは、歴代の王みな意を此に用ひたり。且當時は、印行せし書籍に誤字ある時は、監印官を杖することなりしかば、絶て錯誤なしといへり。されども世宗二年には、一日の印する所二十餘紙にして、十六年には四十餘紙なりといへば、後世の迅速なるものと同月に論ずべからずと雖も、書籍の刊布に裨益ありしことは、極めて大なりといふべし。

更に之を支那に考ふるに、宋の慶曆中に畢昇始めて膠泥を以て字を刻して活版を作る、これその權輿なり、されども字既に精整ならず、又破碎し易し、元の時には、木版活字の法あり、明の正徳中、毘陵(江蘇常州府武進縣)の人は、鉛材を以て活字を作りしことあれども、隆慶中に無錫(江蘇常州府無錫縣)の人、太平御覽を印するに、五年にして僅に十の一二を得たりといへり、清の乾隆の時に至りて、戸部侍郎金簡、四庫全書中の善本を擇びて印刷するに、活字を用ひ、改めて聚珍版といふ、所謂武英殿聚珍版是なり、支那の活字は、是に於て漸く觀るべきものあるに至れり。我邦にては、足利氏の末に木製活字ありしも、固より

太宗の後にあり、而して徳川氏の初に、銅製の活字を用ひしは、文祿の役、朝鮮より獲て歸りしものなり。西洋に於ける活字の發明も、西紀一千四百五十年にして、太宗三年より後ること四十八年なり。

是に由て之を觀れば、朝鮮活字の發明は、支那に後れたりと雖も、その早く進歩せしことは、遂に支那の上にある、且銅製の活字は、實にその創意に出でたりといふ。然るに其後他國の進歩せるにも拘らず、依然として舊態に安んじて、神速巧妙に至ること能はざりしは、誠に惜むべきことなり。

王は又深く圖識の妄誕を惡み、禮曹は上元會の樂章に、夢金尺、受寶籙を首とせしかば、諸臣の争ふをも願みず、斷然之を斥け、又その後世を惑はさんことを恐れて、十七年、左議政朴崐、知申趙末生に命じて、書雲觀に往き、陰陽書の妖誕不經なるものを、索めて悉く之を焚かしめ、その民間にあるものも、亦官に納れしめ、違ふものは、妖書を造るの律に依りて之を罪せしむ。十八年三月、第二子誠寧君裻の薨せし時、書雲觀は陰陽禁忌に拘はり、太歳王の本命を壓するを以て、明年正月を以て葬らんとす、王亦その妄を斥けて従はず、又旱災に遇ひて、僧巫を聚めて雨を禱ることを非として、禱祀を罷めて、人事を修めしむ。是等の事を見れば、王の識見の流俗に拘束せられざることは、迥に太







宗學を設

書籍の編

孝行錄

農事直説

五禮儀

三綱行實

資治通鑑綱目

ことを慮り、大提學卞季良に命じて、年少の文臣才行あるものを選びて、長暇を賜ひ、山寺にありて書を讀ましめ、官より供具を給す、是に於て文章の士、彬々として輩出せり。九年、宗學を設け、文行あるものを選びて博士とし、宗親を教へしむ、是時尹祥、金鈞、金末、金泮等、皆教育を掌り、博く經史に通じ、終日砑々、人を誨て倦まず、頗る作成の効ありといふ。

その諸臣に命じて、書籍を編纂せしこと鮮からず、今その主なるものを擧ぐれば、十年、晉州の尼父を弒するを以て、僕循に命じて、孝行錄を改撰せしめ、十一年、五方の風土同じからず、樹藝各その宜あるを以て、諸道の觀察使に命じて、老農已に驗するの術を訪はしめ、鄭招に命じて、農事直説を銓次せしめ、十二年、五禮の未だ備はらざるを慮り、許稠、姜碩德等に命じて、洪武の舊制及び朝鮮の禮儀を採り、參酌損益、王親ら之を裁して、五禮儀を修めしむ、十六年、古今の忠臣孝子烈女の法るべきものを輯録し、なほ愚夫愚婦の通曉せざらんことを慮り、その圖形を付し、三綱行實を作らしむ、書中に鄭夢周を以て忠臣傳に列せしが如きは、その用意の公平なるを見るべし、十七年、尹淮、權昭等に命じて、集賢殿に於て資治通鑑綱目の訓義を作らしめ、王親ら讎正を加ふ、廿七年には、治を爲さんと欲せば、前代治亂の跡を覽ざるべからざるを以て、鄭麟趾に命じ、周より

治平要覽

龍飛御天歌

高麗史歷代兵要

樂律曆象

大小節儀作

欽敬閣

以後及び朝鮮の興廢存亡の法戒となすべきものを纂めしめ、治平要覽といふ、又祖宗積累締造の艱難なること、後王知らざるべからざるを以て、權踰等に命じて、龍飛御天歌を撰して、穆祖以後の事蹟を述べしむ。諸書編纂の成るや、皆之を中外に頒布せり。其他高麗史は、文宗元年に至りて成り、歷代兵要は、端宗元年に至りて成りしと雖も、皆世宗の命に出しものなり。

王又深く意を樂律曆象に用以、大提學朴堧に命じて、新磬を造らしむ、堧乃ち十二律を成し、新磬二架を造りて進む、王律を吹き聲を協へて大に喜び、十七年、朝祭に始めて雅樂を用ふ、堧は律呂に精通し、擢てられて、慣習都監提調となり、専ら樂事を掌る。又大、小節儀、渾儀、欽敬閣、仰釜、日晷、日星、定時儀、自擊漏を製し、頗る精巧を極む、皆王の意匠に出、て百工よくその意を測るものなし、たゞ護軍蔣英實、その指示を奉じ、奇を運らし、巧を聘せて、胸合せざることなし、王甚だ之を重んず、人皆曰く、堧と英實とは、皆世宗制作の爲めに、期に應じて生れたるものなりと。欽敬閣は、千秋殿の西庭に於て、小閣を建て、紙を糊して山を爲り、閣中に置く、高さ七尺許、内に王漏機輪を設け、水を以て之を激し、鼓人、鐘人、司晨、玉女を作り、人力に由らずして、自ら擊ち、自ら行く、天日の度、晷漏の刻、毫釐を差へず、又漏の餘水を以て、欽器を作りて、天道盈虛の理を觀、山の四方に四時の景







もしそれ諺文を以て、我邦の所謂神代文字より出てたりとする説の如きは、今日に於ては、その謬妄既に明にして、また辨を俟たざるなり。  
蓋太宗世宗の時には、觀るべきこと尠なからずと雖も、活字印刷と諺文製作とは、實に朝鮮五百年間の偉業にして、文化史上特筆大書すべきものなり、これ豈朝鮮の最誇自すべき所に非ずや。

世宗意を政治に用ふ

世宗の意を政治に用ひしこと、亦甚だ多し、七年、柳延顯、許稠等の議によりて、官吏久任の法を立て、八年、始て百官をして輪對せしめ、二十年、道薦の法を行ひ、德行才藝の衆に超るものあれば、諸道の觀察使をして搜訪して以聞せしむ。吏判、黃喜、嘗て太宗の讓事を廢するを諫るを以て、免せられて庶人となりしが、王之を召して禮判とし、遂に用ひて相となし、之に任ずること二十餘年の久しきに及ぶ、判事金何の如きは、特にその漢語に通ずるを以て、愛護甚だ至る、その人材を用ふる、大小を擇ばず、各その能を竭さしむること、率ね此の如し。  
又尤刑獄を恤み、務めて之を輕減し、冤を含み恨を抱く者なからしめ、禁府三種の法を立て、犴獄の圖を頒ち、笞背の刑を禁じ、老幼の禁身を除き、崔致雲に命じて、律文を講解せしめ、凡疑刑あれば、必ず致雲を召して議し、平反する所多し。是より先、主の奴婢を

刑罰を恤む

殺すは、是非を問はず、其奴を抑へて、其主を佑くることなりしが、世宗は深く之を戒めて曰く、奴婢は賤しと雖も、天民なり、決して無辜を濫殺すべからずと、その識見の尋常に超出するを見るべし。

租税を定む

租税は、太祖の時既にその數を定められたれども、未だ整頓するに至らざりしかば、十九年、更に諸臣と反覆討論して之を定む、その法慶尙、奎羅、忠清、三道を上等とし、京畿、江原、黃海、三道を中等とし、咸吉、平安、二道を下等とし、其三等道の中に於て、又三等を分ちたり。廿六年、田制詳定所を置き、晉陽、大君驛を都提調とし、河嶺、朴從愚、鄭麟趾を提調とし、田六等を分ち、年六等を分つの法を定め、三十年には、八道の田品を改定し、大臣を遣して觀察せしめ、又勸農の教を下し、農事直説を撰して、之を中外に頒たしめしが如き、その意を民政に用ひしを見るべし。

雜科

二十一年、四孟朔頒祿の法を定め、正一品より從九品に至るまで十八科に分ち、米、豆、麥、紬布、楮貨等を以て、春夏秋冬の四季に給與す、之を祿科といふ。蓋經國元典續典の後を承けて、六典、勝錄を作り、他日經國大典完成の基礎を定めたるは、實に王の時にありとす、これ世宗の内治上における功績なり。

經國大典の基礎を定む

### 第三節 外國との關係



太宗世宗の時に於ける外國との關係は大紛擾あるに非ずと雖も、亦當時の頗苦心せし所なり。明に於ては、國初より謹慎して之に事へ、太宗以來も、使節常に往來せしが、明成祖は、太監黃儼を遣して、女子を求めしむ、因て女子を擇びて送ること數回、後宮に入りて妃嬪となるもの數人に及び、宣宗も亦女子を求めて後宮に入れ、或は茶飯を爲るの女子を徵せしが、英宗位に即ぐに及びて、婦女五十二人を送還して之を罷めたり。其他明の朝鮮に求むる所に、馬牛及び鷹犬の類にして、太宗は馬三千匹を進め、世宗の時には馬一万匹若くは五千匹を進めしこと數回なりき。又歲貢の金銀器皿は、太宗九年、俛眉壽を遣して、金銀は本國の産する所に非るを以て、之を免せんことを請ひしも、許されざりしが、世宗十一年(明宣宗四年)、恭寧君、裋を遣して、再び之を請ひて、遂に許されたり。蓋朝鮮の明に求むる所は書籍にして、明より賜はるものは、書籍の外、絲段、磁器、藥材の類なり、而して、詰命、冕服は、その尤榮譽とする所なり。要するに、朝鮮の明に對するは、所謂事大の禮を執るものなれば、その本屬の關係たるとは勿論なり、而して右の貢獻と賜賚とは、實に貿易の性質を帯びたるものなり。

朝鮮北方の境外は明の羅麻州にして、特に衛所の空名を存するのみにて、その政教の及ぶ所にあらずれば、朝鮮の之に對する關係も、亦自ら明と異ならざるを得ず。且明

にては、建州衛、野人衛、毛憐衛等の名ありと雖も、朝鮮にては、總て之を野人と稱せり、蓋野人とは、女眞族を稱せしものにて、明の衛に名づけしも、亦之に因りしなるべし。建州衛は平安道に界し、野人衛、毛憐衛は咸吉道に接せしが、如くなれども、其區畫甚だ明瞭ならず、又明にても、建州衛、野人など、稱せしこともあれば、野人の名は廣き意味にも用ひられたるが如し。

咸吉道の地は、高麗睿宗の時、女眞を伐ちて北界の九城を築きたりしが、其遼遠にして守り難きが爲めに、之を女眞に還したり。其後變遷一ならず、太祖七年、孔州(慶源地方)は、祖宗肇基の地にして、二陵(太祖及世宗)の存する所なるを以て、慶源府を置て、豆滿江までを奄有し、太宗九年には、府治を蘇多老(慶源の東)に移し、が、十年に至りて、女眞入寇し、防守極めて難きを以て、二陵を咸州に遷し、富寧(鎮北)以北を棄てたり。

世宗の初にも、河敬復を咸吉道節制使として、野人を鎮撫せしが、十六年、王は孟哥帖木兒父子(太祖の敗野人の)の死せしに因て、機失ふべからずとなし、領議政黃喜、左議政孟思誠を召して議し、その虛に乗じて、舊疆を回復し、豆滿江の天險を以て疆界となさんとす、黃喜、孟思誠等之を贊す、乃ち金宗瑞を咸吉道都節制使とし、鍾城、會寧、慶源、慶興の四鎮を置く。議者或は謂く、宗瑞限あるの入り力を以て、成すべからざるの役を興す、罪



北邊の六鎮を定む

誅すべしと、龍城(鏡城と高麗と)を以て疆界となさんと欲す、王曰く、寡人ありと雖も宗瑞なければ、此事を辨ずるに足らず、宗瑞ありと雖も、もし寡人なければ、此事を主るに足らずと、固く執りて回らず、又宗瑞をして意見を上らしむ、宗瑞萬言書を上りて、詳に此邊の情狀、備禦の方略を陳ず、王その書を覽て、大に喜び、益之に委任し、南方諸道の人民を移住せしめ、二十二年、穩城郡を置き、三十一年、富寧府を設け、北邊の六鎮を定めたり。たゞ豆滿江に沿て長城を築きしも、富寧の東、險嶺の外(夜山)の如き江内の地にして、長城の外にあるものは、之を野人に與へしは、一時盡く驅逐し難き事情の存せしものなるべし、されども東北邊は、是れより永く朝鮮の有となれり。初め建州衛、婆猪江(新州)の野人李滿住等、遼東を虜掠す、軍民の捕へられて、艱苦に勝へず、逃れて朝鮮に至るもの、世宗五年より以後、五百六十餘名に及ぶ、王悉く之を明に送る。是より野人怨憤して、屢邊境に寇し、十五年(明宣德)には、李滿住四百餘騎を率ゐて、閩延に入寇す、王判中樞崔潤徳を平安道都節制使とし、金孝誠を都鎮撫として、兵一萬五千五百餘人を將ゐて之を討ぜしむ、潤徳進撃して之に勝つ、王その功を賞して、潤徳を右議政とす。既にして李滿住は人を遣して和を乞ひしも、其後野人は、頻に閩延に寇せり、閩延はもと咸吉道、甲山郡に屬せしが、太宗はその遠達なるを以て、別に郡とせり、世宗は更に之

野人の入寇

四郡を置

太祖使を日本に遣す

を平安道に屬せしめ、茂昌、虞芮、慈城と共に四郡を鴨綠江の南に置て、西北邊を防備せり。是に於て、北邊兩面の經路粗定まれり。倭寇は高麗末より以來、實に國家の難問題にして、其後少く衰へたりしも、未だ全く已まざりしかば、太祖即位の初、僧覺範を日本に遣し、書を足利幕府に致して、隣好を修めんことを請はしむ、足利義滿、僧中津に命じて書を作りて之に答へしむ。太祖又海港要害の處に、萬戶及び水軍處、使を置きて、防備を嚴にし、種々の手段を竭したり。七年(應永)又朴致之を遣して好を通ぜしむ、大内義弘之を山口に接待す、前將軍道義(義隆)義弘に命じて、海島の殘寇を殲滅すべきを諭じ、且大藏經を求めしむ。此時邊海流賊の抄掠は、盡く絶つこと能はずと雖も、亦甚だしき患害をなすに至らざりしは、必ずしも太祖の處置宜しきを得たるのみに非ずして、日本にては、太祖二年に於て、南北兩朝の講和既に成りしを以て、流賊漸く衰へ、遂にその禍を滅ずることを得たるなり。太宗九年(應永十)又使を日本に遣す、足利義持、僧周護を遣して之に答へ、且大藏經を求めしむ、世宗の時に至りて、之を求ること益切なり、五年(應永三)大藏經を贈り、俘虜を還さんことを請ふ、道隆(持隆)俘虜を搜索して之を還し、且大藏經の板を求む、王その一種の外願つべきものなきを以て許さず。要するに、朝鮮の請ふ所は、倭寇の禁制、俘虜の放



還にあり、足利氏の求むる所は、藏經にありて、兩國政府の間には使節屢往來して其後に至りても、交際渝ることなかりき。

つ馬を撃

對馬地方に於ける關係は稍同じからず、蓋對馬は倭寇の巢窟なりとして、高麗末にも師を出して之を撃ちしことありしが、太祖五年(應永三年)十二月、都統使金士衡、都兵馬使南在に命じて、壹岐對馬を征せしめ、明年正月、師を班ししことあり。本邦にては、本朝通鑑(明宗氏)諸家系圖纂等に、應永六年(定宗元年)に、繼祖の對馬を侵ししこと見えたり、恐くは同一の事にして、彼是年代の錯誤せしにはあらざるか。これ固より小戦闘に過ぎずと雖も、太祖の末年頃に當りて、一回對馬を侵ししことありしは事實なるべし。

其後、世宗元年(應永六年)倭寇の支那に向はんとするものなりといひて、黃海道海州に來り、糧食を求めて去りしものあり。是時、太宗は既に位を世宗に禪りしと雖も、なほ土王として兵馬の權を掌れり、上王世宗乃ち領議政柳廷顯、兵曹判書趙末生、體曹判書許稠等を召して、虛に乗じて對馬を殲滅し、賊の遠るを邀へんとすることを議す、衆皆之を不可とす、末生獨り其議を贊す、上王直ちに長川君李從茂に命じて、三軍都體察使とし、柳廷顯を三道都統使とす、從茂乃ち九節制使を率ゐて、馬山浦を發す、慶尙、全羅、忠清、三道の兵船二百二十七隻、卒一萬七千餘人、進みて對馬を侵す、初は不意の襲撃なれば、

對馬を侵し敗績す

頗勝利を得たりしが、宗貞茂力を盡して防戦し、澁川、少貳、大友等の諸族も、兵を出して之を援くるに及びて、大に敗績して還れり。

抑此役は、從來邊疆の倭寇に困しみしが爲めに、對馬人の虚に乗じて、其巢穴を覆さんと欲する一時、忽卒の計に過ぎざるのみ、然るに我邦の文書記録には、九州探題注進狀、看聞御記以下、大抵蒙古朝鮮の聯合軍とせり。當時蒙古には、阿魯台といへるものあり、屢明に抵抗せしが、世宗元年の頃は、その瓦剌に迫られしが爲めに、姑く明に服従せし時なれば、安ぞ遠く日本に兵を出すが如き餘力あらんや、朝鮮は明に服事して、この前後に明の蒙古を征せし時には、馬を送りて軍用を助けし程なれば、假令蒙古の誘導ありとするも、固より當に従はざるべし、况や朝鮮より援を蒙古に假るが如きことあるべけんや。且朝鮮の書籍にては、一も蒙古と聯合の記事あることなし、又蒙古にも其徵證あらざるなり。然るに後世史家、大抵探題注進狀、看聞御記等に從ふは何ぞや、蓋注進狀は當時之を防禦せしもの、報告にて御記は記録の最古なるを以ての故なるべし。されども當時我邦未だ海外の形勢を審にせざるのみならず、敵軍の情狀を報告することの、或は誤謬に陥ることは古今の免れざる所なり、况や傳聞の記録をや、安ぞその眞偽を究めずして、妄に従ふことを得んや。對馬との交際は、是に於て一時



對馬と約條を定む

阻絶せしと雖も、世宗は悉く日本人を攘斥せんとするにも非ず、三浦(熊川の釜山、蔚山、東萊の三浦)に住せんことを願ふ者數名は、之を許したれば、年を逐てその數益増加せしを以て、十八年(後花國帝)には六十名を留ることせり。かくて往來貿易も日に盛なりしが、ばその約條を定るの必要よりして、廿五年(後花國帝)通信使十仲文、書狀官申叔舟を遣し、(この後申叔舟は海東諸國配)又李藝を遣して、宗貞盛と約條を定めしむ。この約條は、三浦を開きて、毎歲朝鮮より與ふる所は、米豆并せて二百石、貞盛の歲遣船は五十隻とし、もし已を得ざる事あれば、別に特送船を遣すこととして、貿易を營めり。又大内氏の如きは、久しく使を通ぜしが、其後、皇山、山名、斯波、澁川等の諸氏も皆使を遣せり。然れども必ず宗氏の文引を受けざれば、朝鮮は之を接待せず、是より宗氏世に朝鮮往復の事を掌れり。

海東の勢

太宗世宗の時に當りて、太祖の遺業を恢弘して、國運益隆昌に趨けり、殊に世宗は内は學藝を興し、政治を整へ、外は明と日本とに於ては和好を修め、北邊はその地を拓きて防備を固くし、在位三十二年の間、觀るべきもの甚だ多し、時に海東の堯舜と稱す。もし二君のその統を承ることなかりせば、太祖の業全きを得たるや否も知るべからず、然るに天の朝鮮に幸する、相繼て英明の後嗣を得たるは、これ實に數百年の基業を建てし所以なり。

### 第四章 世祖の篡立及び大典の制定

#### 第一節 世祖篡立の状態

文宗立つ

世宗は男子十八人ありて、世子瑠瑠及び瑛瑛、瑒瑒、瑛瑛、瑛瑛、瑛瑛、瑛瑛、瑛瑛の七人は、妃沈氏の出にして、瑛以下は皆大君に封ぜらる。世宗の薨するや、瑠嗣ぐ、是を文宗とす。文宗は明毅仁恕、孝友恭儉にして、學を好み、士を愛し、世子の位にあること三十年、先王を左右せしこと甚だ多し、その位に即くに及びて、言路を開き、節義を獎め、文を崇び、武を重んじ、五衛を置き、親ら陣法九緒を製し、度僧の禁を申厳し、成均四學に奴婢を増給し、臣民皆至治を仰望せしが、不幸にして在位二年、壽三十九にして薨じたり。もし文宗をして中壽を保たしめば、特に世宗の業を恢弘して餘りあるのみならず、王室も亦厄運に免れしなるべし、然るに文宗は中道にして、薨逝し、幼沖の世子弘暉を立てざるべからざるに至る、これ實に世祖篡立の禍を開きたる所以なり。

文宗立つ

弘暉位に即く、是を端宗とす、時に年僅に十二、而して瑛以下七大君の勢望は頗強盛にして、みな叔父の尊を以て之に臨む、固より幼沖の主のよく駕御する所に非ず。文宗



の英明なるその慮已に此に及べり故に薨するに臨みて、特に領議政皇甫仁、左議政南智、右議政金宗瑞に命じて之を輔けしむ、南智病を以て辭す、左贊成鄭榮<sup>サ</sup>之に代りて相たり、集賢學士成三問、朴彭年、河緯池、申叔舟、李<sup>サ</sup>塏、柳誠源等も、皆世宗の付託を受けて左右協贊せり。

是時憲府の請によりて、奔競を禁じ、之を政府堂上及び諸大君に告ぐ、首陽大君璠は、安平大君璿と共と都承旨姜孟卿に因て執政に告て曰く、奔競を我等に禁ずるは、我等を疑ふなり、いま王即位の初に當りて、首めに我等を疑ふは、これ自ら羽翼を剪つのみ、我等この危険の際に値て、大臣と共に艱難を濟はんとす、豈反りて猜忌せらるゝことを思はんや、皇甫仁等大に驚き、伴りて知らざるが如くして、咎を憲府に歸して之を罷む、大君の勢力既に尋常ならざるを見るべし。

且諸大君は、競うて賓客を迎へしが、文人才子は、盡く安平大君に歸せり、首陽大君は、人才を權擲に問ふ、韓明澮嘗て擧に謂て曰く、今主少くして國疑ふ、安平陰に異志を懷く、首陽大君眞に撥亂の才ありと聞く、子何ぞ辭を徵してその志を觀ざると是を以て擧は直ちに韓明澮を薦む、明澮は少うして落拓にして大志あり、首陽大君に謁するに及びて、一見舊の如く、大に優遇せらる、密に策を獻じて曰く、世道變あり、文人は用なし、宜

首陽大君  
璠  
求む  
珠  
才  
を

金宗瑞を  
殺す

しく武士に交るべしと、因て武士洪達孫、楊汀等三十餘人を薦む。

璠乃ち韓明澮、權擲等と密に計策を議して事を舉げんとす、曰く、金宗瑞最黠なり、先づ此人を誅せば、餘は平ぐるに足らざるなりと、端宗元年十月、璠自ら武士を率ゐて、宗瑞の家に至りて、椎撃して之を殺し、承旨崔恒を召して、宗瑞を殺すの由を語り、與に手を携へて入りて、王に見ゆ、王驚き起て曰く、惟叔父我を活せよ、璠曰く、臣當に之を處すべしと、韓明澮をして生殺簿を持して門内に坐せしめ、諸宰を召して入らしめ、その死簿にあるものは、之を椎殺せしむ、皇甫仁及び兵判趙克寬、贊成李穰等以下、殺さるゝもの甚だ多し、又鄭策、趙遂良等を誑し、尋て之を殺し、宗瑞等の首を市に梟して、其子孫を誅せり。乃ち教を下して曰く、姦臣皇甫仁、金宗瑞等、安平大君璿と交結して不軌を圖る、已に罪に伏せり、璿が至親なるを以て、法に致すに忍びず、外に安置すと、璿を江華に竄し、尋て鄭麟趾の議によりて、璿に死を賜へり。璠の殘忍暴戾なる、苟もその計策に妨げあるものは、敢て誣罔を恣にして、罪名を捏造し、先王遺託の臣を殺し、同胞の弟を殺し、如何なる手段を用ふるも、憚らざるなり。

璠は既に宗瑞等を殺して、領議政、判吏兵曹、兼内外兵馬都統使、軍國重事に拜せられ、鄭麟趾を左議政とし、韓確を右議政とす、百官璠が功を褒して、周公に比せんことを請ふ。

璠は領議  
政となり  
内外の兵  
馬を掌る



乃ち集賢殿の學士をして教書を草せしめんとす、諸學士皆亡げ去る、獨り柳誠源在り、  
迫りて草を起さしむ、その畧に曰く、

叔父孝友本乎天性、忠義出於至誠、予沖人、遭家不造、塔居至親、善無上之心、皇甫仁、金宗  
瑞等、陰爲黨援、叔父奮發義勇、一舉、迅掃、不有叔父、予焉及茲、真可謂托孤寄命社稷之臣、  
既以成王、責周公者、責叔父、當以周公輔成王者、輔寡躬、

誠源草し畢り、家に還りて痛哭せりといふ、既にして、琛はこの教書を賜はり、又鄭麟趾、  
韓明澮等三十六人と共に靖難の勳を録せらる。

是時咸吉道節制使李澄玉は、宗瑞が薦めて己に代らしめしものなり、故に琛は密に朴  
好問を遣し、疾く馳せて澄玉に代らしむ、澄玉之を疑ひ、好問を擊殺し、兵馬を部勒し、將  
に江を渡りて大金皇帝と稱せんとす、鐘城に至る、判官鄭際、夜に乘じ突入して之を殺  
す。

かくて琛の威權は、日に盛にして、端宗は終に位を禪らざるべからざるに至る。三年  
閏六月、王宦官をして右議政韓確等に告げしめて曰く、今大任を以て領議政に傳へん  
とす、確等驚て曰く、今領相悉く中外の事を總ぶ、復た何の大任を傳へんとするか、王曰  
く、計已に定まれり、改むべからず、乃ち尙瑞寺をして大寶を將ち來らしむ、諸臣色を失

李澄玉の

端宗位を  
禪る

ふ、王琛を召す、琛趨り入り、俯伏涕泣して固辭す、王手づから大寶を執て授く、辭辭すれ  
ども獲ず、終にその禪を受く、是を世祖とす。蓋この禪位の議は、權擧に始まり、鄭麟趾  
に成れりといふ、端宗をして斷然この事を決行するに至らしめしは、種々奸譎の運動  
をなししものなるべけれども、極めて秘密の間に行はれたれば、韓確等始として、朝臣  
みな愕然たらざるものなし、その如何なる方法を用ひたりしや、今知るべからず、蓋醜  
陋言ふに忍びざるものありしなるべし。

世祖の位に即きたるは、竊に姦謀を運らし、叔父を以てその姪の位を篡ひたること、右  
の如くなれば、慷慨忠義の士の憤激せしもの鮮からず。中にも成三問及びその父勝、  
朴彭年、李愷、河緯地、柳誠源、金碩、愈應孚等は、端宗の位を遜れ、上王として壽康宮にあり  
しを以て、その位を復せんことを謀れり。

會、明の使來りしかば、元年六月、世祖は日を期して昌德宮に於て使臣を宴せんとす、三  
問、彭年等、その日を以て事を舉げ、成勝、愈應孚を雲劍(劍を執りて殿上)として、宴方に酣  
なる時に當りて、門を閉ぢ、盡く世祖羽翼を誅して、上王を復し、又尹鈴孫をして、申叔舟  
を殺さんと、計畫既に定まれり。

然るに韓明澮は、幾微の間、於てこの謀を察したりしが、昌德宮の狹隘にして、且氣候

成三問等  
上王を復  
せんことを  
謀る



成三問等の計術敗る

炎熱なるが爲めに世子(世祖長)の宴に臨むことを罷め、雲劍も亦内に入るることなからしめんと請ふ。世祖之に従ふ。是を以て成勝は劍を佩て入んとせしかば、明滄之を止めて入らしめず。勝應孚は必らず明滄等を撃殺せんとす。彭年、三問之を止めて曰く、世子來らず、明滄を殺すと雖も益なし。もし世子景福宮より兵を起さば、成敗未だ知るべからず。他日を俟つに加かず。應孚曰く、事は神速を貴ぶ。もし他日を俟たば、恐くは泄ることあらん。世子來らずと雖も、謀臣賊子皆此にあり。盡くこの輩を誅して上王を復せんこと、千載の一時失ふべからず。彭年等固く之を止めて曰く、萬全の計に非ずと、應孚を止めて發せざらしむ。嗚呼、これ他日應孚が書生與に事を謀るべからずといひて罵りし所以なり。もしこの日、應孚の言に従はしめば、其事或は成りしやも知るべからず。然るに因循躊躇、空しく時機を失へり。是に於て金碩及び鄭昌孫は、忽ち異心を發し、馳て闕下に至りて變を上りしかば、三問等の計術は、盡く敗れたり。

世祖出で、便殿に御す。三問承旨を以て入侍す。乃ち武士をして捧下せしめに之を詰る。三問隱さず、更に朴彭年、李塏、河緯地、柳誠源、愈應孚等を引く。世祖曰く、爾等何すれぞ。我に叛く。三問抗聲して曰く、舊主を復せんと欲するのみ。進賜(宗規の)人の國家を盗み取る。三問人臣として、君父の廢せらるゝを見るに忍びざる故のみ。進賜平日動もすれば、周公を引く。周公亦この事ありや。否や。世祖頓足して曰く、禮を受くるの時、何ぞ之を沮まずして、今予に背くか。汝、臣と稱せずして我を以て進賜となす。汝我祿を食まざるか。三問曰く、我進賜の祿を食まず。もし信ぜずんば、我家を籍して之を計れ。世祖怒ると甚し。武士をして鐵を灼てその脚を穿ち、其肱を断たしむ。時に申叔舟、王の前にあり、三問之を叱して曰く、昔汝と同じく集賢殿に直せし時、英陵(世宗)元孫(端宗)を抱て庭中に逍遙して曰く、寡人萬歳の後、爾等此見を念ふべしと言なほ耳にあり。汝之を忘れたるか。意はざりき。汝が悪この極に至らんとは、叔舟座に堪へざるものゝ如し。王叔舟をして避けしむ。彭年亦世祖を稱して必ず進賜といふ。世祖大に怒りて、武士をして其口を亂撃せしめて曰く、汝既に臣と稱して祿を食む。今臣と稱せずと雖も、益なきなり。彭年曰く、予進賜に於て未だ嘗て臣と稱せず。亦祿を食まず。乃ちその啓目を校するに、果して臣の字なく、皆巨の字を書し、その祿は一庫に封閉せり。應孚、塏も皆灼刑を施し、が緯地を鞠するに及びては、怒稍弛びて、灼刑を施さざりき。此の如くして、三問、彭年等は、皆誅戮せられしが、唯柳誠源は、時に成均館にあり、變を聞て自殺せしを以て、その屍を取て之を磔せり。世人遂に三問、彭年、應孚、塏、緯地、誠源を稱して六臣といふ。其他權自慎、金文起等七十餘人も、皆連累によりて罪を被れり。

六臣を殺す

近世朝鮮史 第四章 世祖の篡立及び大典の制定 第一節 世祖篡立の狀態 一一三



上王を  
封し、  
越峰  
に放つ

錦城大君  
魯山を復  
せんとす  
眼りて殺  
さる

魯山を殺

魯山の詩

世祖既に六臣を誅して後、上王の母顯德王后を追廢して庶人とし、又上王のその謀を

知たるを以て降封として魯山君として、寧越(江原)に放ちたり。

是より先、上王は錦城大君瑜の家(慶尚北道)にありしを以て、瑜も亦順興(慶尚北道)に安置せられしが、

瑜の至るや、府使李甫欽と相對し、慷慨流涕し、潜に南方の人士に結びて、魯山を復する

の計をなす、二年九月、甫欽を召して檄を草せしめ、將に兵を發せんとせしが、潜にその

檄文を竊みて、京に至りて變を上るものあり、瑜及び甫欽は殺され、順興の居民は盡く

戮せられ、南漢君玢、永豐君瑒(皆世宗の子)等は、皆極邊に安置して禁錮せらる。是に於て、魯

山は又廢せられて庶人となり、妃宋氏は没入せられて官婢となり、尋て魯山は縊殺せ

られたり。この處置をなししものは、大抵鄭麟趾、申叔舟等の策に出たりといふ、二

人は皆深く世宗の眷愛を受けしものなり、然るにその孫に於ける、殘虐なると此の如

し、何ぞその甚しきや。世祖は又顯德王后の怫然として怒り、その子を殺ししを責る

を夢む、世祖驚き覺めて大に怒り、命じて昭陵(昭陵)を發掘せしめ、數日にして民禮を以

て水濱に移葬せしむ。

初め魯山の寧越にあるや、短句を詠じて曰く、月白夜蜀魂、嗷合愁情、倚樓頭、爾啼悲我聞

苦、無爾聲、無我悲、寄語世上苦勞人、慎莫登春三月子、規模國人之を聞て涕泣せざるもの

なしといふ。又詩あり曰く、一自冤禽出帝宮、孤身雙影碧山中、暇眠夜々眠無暇、窮恨年

々恨不窮、聲斷曉岑殘、月白血流春谷落花紅、天聲尙未聞、哀訴胡乃愁、人耳獨聰、その幽悶

憤懣の情想見るべし。而してその死するや、屍を江中に投じたりしを、戶長嚴興道、竊

に之を收めて葬りし程にて、其屬籍をも絶たれたり。其後中宗の時、昭陵を復し、魯山

魯山の位  
を復して  
端宗と號

金時習等  
隱る

の墓を祭ることありしも、魯山の後を立るの議は行はれざりしが、肅宗の時に至り

て、六臣の官爵を復して、其節義を褒し、又魯山の位を復して、廟を端宗と號し、妃宋氏を

定順王后と號し、是に於て二百餘年冤懣の氣始めて伸ることを得たり。

世祖の篡奪は、右の如くにして、全く成功せり、これ實に朝鮮王室に一箇の汚點を加へ

たるものなり、されば、金時習(梅月堂)、元昊、申末舟(叔舟)、尹諱、李孟專、安止、丁克仁等の如き、

世祖に事ふるを愧ぢて隠れしもの少からず。中にも金時習の如きは、跡を佛門に託

して、猖狂放浪、一世を侮弄し、頗奇行多し、著す所金鰲新話、亦寓意の作なり。蓋世祖は

一面より見れば、姦雄の魁にして、又他の一面より見れば、實に英主たることを失はず、

### 第二節 世祖篡後後の施政

世祖は、天性豪邁明敏にして、經國の志あり、慨然として唐太宗を慕て、漢高祖を稱んじ、



世祖は治  
を圖り學  
を講ず

軍政を振  
興す

佛典に通  
ず

李施愛の  
亂

龜城君浚  
等を道し  
て施愛を  
討せしむ

その位に即くや、民政を察し、刑獄を慎み、畚田を爲し、官制を改め、暇あれば學を講じ、道を論じ、尤易理に通じ、親ら周易口訣を作りて、諸儒をして論難せしめ、申叔舟等に命じて、太祖、太宗、世宗、文宗四朝の善政を纂集せしめ、名づけて四朝寶鑑といひ、又命じて東國通鑑を撰せしむ、この二書は、皆後來の續撰によりて完成せりと雖も、皆王の端を開きたるものなり。

世祖は、又射御に長じ、武學に通じて、親ら五衛陳法、兵將說、兵法大旨、諭將篇等の兵書を撰し、或は武臣を召して射的をなさしめ、能くするものは不次に職を陞し、或は御饌を賜て之を褒獎せしかば、人皆勉勵せりといふ、且五衛都摠府を立て、専ら軍務を委ねて、兵曹に隸せず、その軍政振興に意を用ひしこと知るべし。其人材を登庸するに於ては、拔英試、登俊試を設けて、親ら之を策し、文武の臣俊異なるものあれば、秩を超えて擢用せり。たゞその集賢殿を罷めしは、端宗の復位を圖りし六臣は、多く集賢殿より出てしを以てなるべし。又その佛典に通ぜしは、世宗の命によれりと雖も、圓通寺、圓覺寺を創建し、大藏經を印し、轉法經を行ふが如き、種々の佛事を營みしとあるは、ちのれ大罪惡を犯し、に因て、之を購はんとするの意なきにも非るべし。もしそれ平素講究訓練せし武略を施すに至りては、再たび北方の野人を征せしことあり、李施愛の亂

を平げしことあり、野人の役は、世祖の功業に於て特筆すべきものなれども、便宜上第六章に於て之を説くべし。

李施愛の亂は、世祖十二年にあり、施愛は吉州(咸鏡北道)の人にして、曾て會寧府使となりしが、喪に遭て家居し、竊に異心を蓄へ、その弟施合と共に叛す。初め施愛は、本道の節度使が竊に諸鎮將と同じく叛逆を謀ると聲言し、節度使康孝文、及び吉州の牧使薛澄新を殺し、その黨を遣し上書して、曰く各邑の人民、盡く殺されんことを疑ひ、訛言紛々たり、願くは本道の人を以て守令に除して人心を定めんと、その兵を擧ぐるや、咸興以北の州郡、争ひて守令を殺して之に應じ、觀察使申泗(咸興)は、咸興に殺され、賊勢甚だ熾なり。世祖乃ち龜城君浚を四道(咸鏡、平安、黃海、江原)都摠使とし、戸判曹錫文を副とし、許際を本道の節度使とし、康純、魚有沼、南怡を大將として、之を討ぜしめ、六道の兵三萬を徵發して、咸興に會せしむ、まづ曹錫文等を遣して、永興に赴かしめ、浚は大兵數十萬を領して後に發し、鐵原に至る、世祖殿に之を促し、も、遂巡して速に進まず、時に南方又訛言あり、頗後願の虞あるを以て、浚の遂巡せしは、世祖の密旨を受けたるならんといふ。當時内外の形勢は、實に容易ならざるものあり、嚮に端川の人崔潤孫、朝に仕へしかば、之を遣して、逆順を諭さしめしに、潤孫反て施愛に附して、朝廷の密事を以て盡く之を告げたり。



施愛は又流言を放つて曰く、韓明澮權驤、申叔舟皆内應をなせりと、世祖乃ち三人を諭して内に入直せしむ、實は之を囚ふるなり、毎夕必ず酒を將て親ら往て之を見る、一説には直ち三人を拘禁すともいふ、兎に角嫌疑の明澮等諸人にかゝりしことは、明なり、これ等種々の事情は豈浚の聲言を大にして、速に進まざりし所以に非ずや。

されども、麻純許際等は進みて大に洪原に戦ひ、北青に戦ひ、又葦嶺(咸鏡南道利原)に戦ひしが、賊高きに乗じ險に據る、我軍上るを得ず、魚有沼潜に小舟を以て、精兵を載せ、海曲より木を攀ち崖に緣りて、賊の背に出て、夾みて之を攻む、賊支ふること能はずして潰亂す、施愛走りて吉州に還り、盡く妓女財貨を載せて、野人に走らんとせしが、本州の人許惟禮、賊陣に入り、賊黨李珠、黃生等に諭す、李珠、黃生等遂に施愛、施合を縛して來り降る、乃ち之を陣前に斬り、首を京師に傳ふ、浚は僅に淮陽(江原道)に至りて、賊已に平ぎたり。

是に於て咸吉道を分ちて南北とし、浚及び曹錫文等四十一人は、皆敵愾の勳を録せられ、尋て浚は領議政に拜せらる。

要するに、世祖は武功文勳俱に觀るべきものあり、而して文勳は前に述べたる外に於て、經國大典の纂修の如きは特に表章せざるべからざるものなり。

### 第三節 大典の纂修頒布及び其概要

世祖經國大典を纂修せしむ

世祖薨じ睿宗立つ經國大典成る

大典の頒布

經國大典はもと太祖の命じて纂輯せしめし者にして、河崙の詳定を加ふるに及びて、經國元典續典といひ、世宗は又六典謄録を作りしも、皆未だ完全に至らず。且その後屢教旨を降し、ことありて、科條頗浩繁に涉り、前後抵牾せしこともなきに非ざれば、世祖は更に一大修正を加へ、斟酌會通して、萬世の成法となさんとして、寧城府院君崔恒、右議政金國光、西平君韓繼禧等數人に命じて、纂修せしむ、名づけて經國大典といふは、太祖の舊名に従へるなり。その中にて、戶典は五年に頒布し、刑典は六年に頒布したれども、その他は未だ完成を見るに及ばずして、世祖は在位十三年にして薨じたり。世祖薨するに臨みて位を第二子暎(世宗)に傳ふ、是を睿宗とす、睿宗元年九月に至りて、經國大典六卷は、纂修その功を竣へて進呈せりと雖も、睿宗は十一月に薨じたれば、未だ大典を頒布するに至らざりき。

成宗の初に於て、大典は既に成を告げたりと雖も、その疎漏にして未だ備はらざる所あるを以て、更に崔恒等に命じて、修正を加へしめ、二年後土御門帝文明三年に至りて、大典全部を、中外に頒布せり。是に於て太祖世宗より世祖に至るまで數世の經營を重ねし一大法典は、世祖の力によりて、殆どその業を畢へ、成宗の時に至りて、全くその目的を達したり。蓋古代朝鮮より三國高麗を経て、制度典章の觀るべきものなきに非



大典續錄  
を頒つ

五禮儀を  
續成す

大典頒布  
後の修正  
補綴

ずと雖も、集めて之を大成せしこと、經國大典の如きものならず、これ豈曠世の盛事に非ずや。されども成宗は之を以て満足せず、更に廣川君李克増、右贊成魚世謙等に命じてその足らざる所を補ひ、大典續錄一卷を撰せしめ、廿四年に之を頒布せり。又五禮儀は、世宗の許稠等に命じて作らしめしものなれども、其後議論一ならずして定まらざりしかば、世祖は申叔舟、姜希孟等に命じて、之を改修せしめしか、成宗は又申叔舟に命じて、之を完成せしめて刊行せり、これ亦經國大典と相表裏して缺くべからざるものなり、朝鮮の制度文物是に於て大に備はれり。

經國大典は、遠くは周禮に本づき、近くは大明會典に依り、數世を經、數十年の功を積みて之を完成せり。而して大典續錄以後、又數回の修正補綴あり、中宗の時に大典後續錄一卷あり、肅宗の時に受教輯錄二卷、典錄通考七卷あり、英祖の時に續大典六卷あり、正祖の時に大典通編六卷あり、今皇帝の初、大院君柄政の時に大典會通六卷あり、大典會通は、近時殆ど空文に流れたるを以て、或は舊大典の亦空文ならんことを疑ふものなきに非ざれども、その頒布の後に於て、數回の修正補綴あること此の如くなるよりして之を觀るも、全く空文に終りしものに非ざるを證すべし、たゞ形式を尙ふことは、朝鮮一般の風習なれば、その中に於て、往々文の實に過ぎたることあるは、蓋免れざる所なるべし。

大典の概  
要

なるべし。

大典の精詳なることは、今之を述るの暇なければ、たゞその概要を略説すべし。大典は吏戶禮兵刑工の六典に分ち、吏典には東班の官制、及び薦舉、除授、褒貶、考課、贈諡等の事あり、戶典には、戶籍、量田、祿科、職田、田宅、農桑、魚鹽、租稅、漕轉、進獻、徭賦等の事あり、禮典には、科舉、儀章、學校、(成均館、四學、司諫院)喪服、宴享、朝儀、事大、交隣、祭禮、婚嫁、獎勵、度僧、參謁、官府文字式等の事を述べ、而して儀注は五禮儀を用ふとありて、之を載せず、兵典には西班の官制、武科、兵船、符信、教閱、城堡、軍器、廢牧等の事あり、刑典には、決獄、日限、囚禁、推斷、禁刑、置刑、偽造、恤囚、逃亡、才白、丁團聚、捕盜、贓盜、元惡、鄉吏、銀錢代用、罪犯、准計、告尊、長禁、制、斷、筭、停訟、賤妾、賤妻、妾子女、公賤、私賤、賤娶、婢產の二十三日、及び奴婢に關する規定あり、されどもその初に、用律用大明律とありて、大體は之に本づきたるなり。高麗滅亡の年、鄭夢周は明律及び元の至正條格、本朝の法令を取り、參酌刪定して、新律を撰みて進めしこと見え、たれども、その後更に新律を撰定せしことあらざりしが如し。工典には橋路、營繕、院宇、舟軍、栽植、鐵場及び官府に屬する百工は、皆此に收めたり。六典の載する所、概略此の如し、而してこの中に於て、その關係の尤大なるは、吏典及び兵典の官制なり。官制は分ちて東班西班とす、東班は文官にして、西班は武職なり、兩

官制  
東班西班

近世朝鮮史

第四章

世祖の篡立及び大典の制定

第三節

大典の纂修頒布及び其概要



官階

堂上官  
堂下官

東班の京  
官職  
議政府

六曹

班中に於て、又京官外官の別あり。凡官階は一品より九品に至り、各正従ありて十八階となす、而して各衙門に於て、その長官の正一品なるものを正一品衙門といひ、その従一品なるものを従一品衙門といひ、以下皆之に倣ひて、従六品衙門に至る。東班にては、正三品の折衝將軍以上を堂上官とし、禦侮將軍以下を堂下官とす。西班にては、正三品の折衝將軍以上を堂上官とし、その重要なるものは、議政府、六曹、義禁府、司憲府、司諫院等なり。議政府は、百官を總べ、庶政を平らかにする所にして、領議政、左右議政ありて之を掌り、左右贊成、左右參贊ありて之を輔く。其下に六曹あり、各曹共に判書、參判、參議あり、吏曹には、文選司、考勳司、考功司ありて、選叙、勳封、考課を掌り、戶曹には、版籍司、會計司、經費司ありて、戶口、租稅及び一般の財政を掌り、禮曹には、禮制司、典享司、典客司ありて、禮樂、祭祀、宴享、朝聘、學校、科擧を掌り、兵曹には、武選司、乘輿司、武備司ありて、一般の兵務を掌り、刑曹には、詳覆司、考律司、掌禁司、掌隸司ありて、法律訴訟及び奴隸を掌り、工曹には、營造司、政治司、山澤司ありて、山澤、工匠、營繕、陶冶を掌る、これ皆六典の事を分掌するものにて、當時の行政機關は、實にこの議政府と六曹とに因て運轉せらるゝなり。

義禁府  
院  
司諫

東班の外  
官職  
觀察使

九班の京  
官職  
中樞府

五衛都總  
府

其他義禁府は、王命を奉じて推輔することを掌り、司憲府は、時政を論じ、百官を糾し、風俗を正し、冤抑を伸べ、濫僞を禁ずることを掌り、司諫院は、諫諍論駁を掌る、皆要職なり。蓋當時は行政官と司法官との區別なきのみならず、又王室と政府との境界も明ならず、宗親府、忠勳府、儀賓府、教事府、承政院の如き、王室に屬するものも、亦他の諸衙門と並立せり。

東班の外官職は、即ち地方官なり、各道に州府郡縣の別ありて、道ごとに觀察使一人あり、又監司ともいふ、これ實に地方行政司法の主腦となるものにて、兼て兵權をも掌り、一道の生殺與奪、みなその掌中にあり。其下には州府に府尹、牧使、大都護府使、都護府使あり、されども府尹、牧使、大都護府使は、各道悉くこれあるに非ず、その各道に通ずるものは、獨り都護府使あるのみ、其他郡には郡守あり、縣には縣令、縣監あり、郡守、縣令、縣監等に至りては、各道あらざる所なく、たゞ區劃の多少に因て、その定員同じからざるのみ。

西班の京官職は、その最高なるものを中樞府といふ、中樞府は、正一品衙門にて、領事判事、知事、同知事あり、されども唯文武堂上官の任ずることなき者を持つのみにて、一の名譽官なり。その實權あるものは、五衛都總府なり、都總府に都總管、副總管ありて、義



興龍驤、虎賁、忠佐、忠武、五衛の軍務を掌り、八道の兵悉く之に屬す。五衛に將、上護軍、大護軍、護軍、副護軍等あり。其他内禁衛は、宿衛、陪扈を掌り、訓練院は、軍士の才を試み、藝を鍊り、武經習讀の事を掌る。

四班の外官職

西班の外官職は、各道に兵馬節度使、水軍節度使、水軍節制使、兵馬水軍兼節制使、水軍萬戶等あり、忠清、慶尙、全羅、永安、平安の五道には、兵馬虞候あり、忠清、慶尙、全羅には、更に水軍虞候あり、これ南倭北虜防禦の爲め、特に意を注ぎしものなるべし。されども節度使、節制使、各一員なる時は、觀察使之を兼ね、二員以上なる時は、その一は觀察使之を兼ね、他は專任官を置くことなれば、文官以外に於て、全く獨立したるものには非るなり。されば東班、西班並び稱すと雖も、その實は文を主として、武は之を輔くるに過ぎざるのみ。(朝鮮近世史に東班、西班の職官表あり、參看すべし) 盖大典頒布の後、數回の修正を歴て、衙門の興廢、定員の増減ありと雖も、その大體の組織に於ては、變更する所あらざるなり。

### 第四節 成宗の治

成宗の時は、開國以來殆ど百年を経て、大典の頒布あり、百般の政治も、之に伴ふて漸く隆盛に趨き、四民熙々として皆太平を謳歌せり。

睿宗崩じ成宗立つ

成宗は、世祖の長子曠の第二子にして、その次を超えて睿宗の後を承けたり。初め睿宗の時には、柳子光は、兵判、南怡が才能名位の己が右に出るを嫉み、之を讒せしが、怡の鞠せらるゝや、領議政康純も亦その謀に預ると稱す、於に於て怡と康純とは、皆謀反を以て誅せられ、閑粹は又世祖實錄を修め、史草を改竄せしを以て罪せられ、政治上何等の觀るべきものあらざりしが、在位僅に一年にして薨じ、嗣子幼にして立つべからず、是を以て世祖の妃貞熹王后尹氏、成宗の幼よりして凡兒に異なるを以て、その兄月山君を舍て、成宗を援立す、時に年十三なり、尹氏同じく坐して政を聽く、是を王后政に與るの始とす。龜城君浚は、初め都總管となり、世祖の時、宗室禁兵を興るべからずとして罷められしが、この時、浚が不道の罪を治めんことを請ふものあり、遂に寧海(慶尙北道)に安置せらる、盖主幼なるの時に當りて、或は世祖の讒に倣はんことを恐れてなり。六年に至りて匿名書を政院に粘して、王后政に與るの弊を言ふものあり、尹氏乃ち政を王に還す。

弘文館

成宗は、天性聰明寛仁にして、學を好みて厭はず、經史百家に通貫し、射藝書畫も皆その妙を極む。即位の初、弘文館(玉堂)を開きて、集賢殿の舊制を復し、尋て勝地を擇びて、龍山東湖の北麓、豆毛浦に書堂を建て、文臣の年少くして聰敏なるものを擧げて、暇を



明堂

東國輿地勝覽  
東國通鑑  
東國文選

成宗身を  
以て率先  
す

善く人を  
用ふ

給ふて書をその中に讀ましめ、佳節には郊外に遊ばしめ、酒樂を賜て之を寵榮す、其名あるもの世宗の時に及ばずと雖も、亦盛なりといふべし、其後燕山の時、一たび之を廢せしが、中宗に至りて、また之を設け、名づけて湖堂といへり。又尊經閣を作り、養賢館を設け、成均館及び鄉學に田を賜ひ、諸學士に命じて、東國輿地勝覽、東國通鑑、東國文選、樂學軌範、帝王明鑑、后妃明鑑等の諸書を編纂せしむ、就中輿地勝覽、通鑑の二書の如きは、後世を益すること鮮からず、又校書館に命じて、經史詩文集の類數十部を印行して、諸道に頒ち、學問を獎勵せしこと甚だ多し。

且王は身を以て率先して、四方を風化せんと欲し、屢大學に幸し、親ら藉田を耕し、明倫堂に坐して、養老乞言の禮を行ひ、又養老の宴を宮中に開き、外邑の諸臣をして、群考を宴せしむ。その士を待し、人を用ふる、尤誠意を竭す、曹偉、申從漢、俞好仁、金所、成希顔等の如き、殊に隆遇を蒙る、守令邊將の拜辭に至りても、必ず一々引見して、まづその出身族派、朋友を問ひ、次にその官に莅み、軍を撫し、民を治め、敵を禦ぐの方を問ひ、善なるものは嘉獎し、又從つて超遷し、その不善なるものは之を黜し、是を以て任に赴く者、自らその任に勝へざるを知れば、病と稱して、敢て拜辭せざるに至る、もしその人大に用ふべきの才あれば、不次に擢用して、資格に拘らず、その人材を鼓舞し、士氣を振作する。

紀綱の類

淫風俗の奢

と尋常人君の及ぶ所に非るなり、亦太平の賢君といふべし。

然れども、盛衰相繼ぎ、隆替互に行はるゝは、古今の免れざる所にして、衰替の萌芽は、常に隆盛の時に發する者なり、太平の盛世に於て、其尤陷り易き弊害は、紀綱の類弛と風俗の奢淫とにあり、果せる哉、成宗の時にも亦この覆轍を踐まざるべからざるに至る。國初以來、賤吏を治ることは甚だ嚴にして、その子孫をも禁錮せしが、當時は政寛厚を尙ひしかば、賄賂の風漸く行はれたりといふ、これ豈紀綱の類弛に非ずや。成宗は酒を好み、内寵多く、その宗室に對する必ず小酌を設け、妓樂を備ふ、嘗て羣臣を宴する時、永興の妓笑春風をして酒を行らしむ、春風才藝あり、或は人をして怒らしめ、或は人をして笑はしむ、王大に稱賞を加へ、錦綉を賜ふこと甚だ多し、是より笑春風の名一國を傾くといふ、これ豈風俗の奢淫に非ずや。後來燕山君の宴樂に耽るは、耳目の習ふ所自ら然らしむるものなりといふは、決して故なきに非るなり。

加之、成宗の王妃尹氏を處置するに就ては、頗遺憾なきこと能はざるものあり。初め尹氏は元子愷(山君)を生みしが、その寵愛の隆なるよりして、驕恣殊に甚しく、たゞ諸嬪を妬忌するのみならず、王に對しても極めて不遜にして、或は王の顔面に爪痕あるに至る。仁粹大妃(成宗之母)之を聞て大に怒り、益王の心を激せしむ、王將に之を廢せんとす。



尹氏を殺す

參贊許琮、江原監司孫舜孝等、極諫すれども聽かず。左議政尹弼商議を獻じ、遂に廢して庶人とす。尹氏既に廢せられ、日夜號泣す。王、宦者をして之を伺はしむ。仁粹大妃、宦者に教へて、妄りに艶粧を施し、更に悔恨の意なきを以て對へしむ。王、その醜を信じて、藥を賜ふて自盡せしむ。時に尹氏涙を拭ひし斑血の手巾を以て、その母申氏に付す。申氏後、その手巾を燕山に上る。燕山之を見、大に愕く。尹氏又死に臨みて、藥を嘔き、白錦衫を汚す。他日、傅母その衫を以て、燕山に獻ず。燕山その衫を抱て悲號し、遂に心疾をなすといふ。是に由て之を視れば、他日燕山の淫虐を恣にせしことは、燕山の罪惡なるとは勿論なれども、その萌芽は、成宗の時に基せり。これ豈外面の隆盛なると同時に、その裏面には、既に衰替の機の伏在することを認むべきものに非ずや。

### 第五章 士林の禍

#### 第一節 戊午甲子の禍及び廢立

成宗薨じて世子愷立つ。是を燕山君とす。燕山君は、初め世子たりし時、日に遊戯を事として、毫も心を學問に留めず。許琛、趙之瑞等、心を盡して輔導すと雖も、改悛する所なし。右贊成孫舜孝、その大任を負荷すること能はざるを知り、嘗て御榻に墜り、牀を搯して

成宗薨じ  
つ 燕山君立

戊午の禍

曰く、この座惜むべし。成宗曰く、吾亦之を知れども、廢するに忍びざるなりと、嗚呼、これ後來の慘禍を醸成する所以なり。蓋、燕山の初は、成宗治平の後を承けたれば、人材彬々として、士林頗盛なりしが、災厄屢襲ひ來りて、棟梁柱構の材空しく、摧折殘破の禍を被るに至る。その第一を戊午の禍といひ、第二を甲子の禍といふ。戊午の禍は、また之れを史禍ともいふ。初め金剛孫、春秋館にありて、李克墩が全羅の監司たりし時、成宗の喪に、香を京師に進めず、妓を載せて行きしこと及びその貪賊のとを書し、また世祖の事を書し、金宗直が義帝を吊する文を收めたり。史局を開きて、成宗實錄を修るに及びて、克墩は堂上官となり、嗣孫が史草に己が惡を書するを見て、大に怒り、且其世祖の事あるを以て、此に因て怨を報いんと欲す。是より先、柳子光は性陰險にして、才能あり、成宗の時、奇論を以て功を建んとせしも、用ひられざるを以て、快々として不平なりしが、李克墩が朝に當り、權を乗るを見て、身を傾けて之に附し、深く相要結せり。子光又嘗て咸陽郡に遊びし時、詩を作り、郡守に屬して板に鏤めて、之を壁に懸けしが、金宗直郡守となるに及びて、之を撤去して焚棄せり。時に宗直は龜遇方に隆なるを以て、子光は交を納れて忤はざりしも、心甚だ恚恨せり。是に於て、克墩は史草世祖の事を以て、總裁官魚世謙に告げしも、世謙答へず、因て之を子光に謀る。子



光大に喜び、直ちに盧思慎、尹弼商、韓致亨に告ぐ、思慎、弼商は、世祖の寵臣、致亨は宮掖の

關係あるを以てなり、三人皆その意に従ふ、因て之を王に白す。

會、燕山は學問を好まずして、尤文士を惡み、名を要め上を凌ぎて、我をして自由を得ざ  
ちしむるものはこの輩なりとて、鬱々として樂まず、一たび之を霽さんと欲せし時な  
れば、子光等の啓する所を以て、國家に忠なるものとなし、直ちに嗣孫等を拿して鞠問  
せしむ。子光獄事を以て自ら任じ、必ずその罪を鍛鍊せんと欲す、嗣孫は嘗て業を金  
宗直に受けしによりて、その史草に先王世祖の事を誣録し、又宗直が義帝を弔する文  
を載するは、義帝を以て魯山に比して、世祖を誹謗せしものなり、嗣孫の惡は、皆宗直が  
誨へし所なりとして、大逆不道を以て論じ、宗直及びその門人等の關係あるものは、盡  
く之を處分せんとす。

この時、金宗直は既に死せるに因て、棺を剖きて屍を斬り、金嗣孫及權五福、權景禧、李穡、  
許馨等は、奸惡に黨し、先王を誣ゆるを以て、之を殺し、姜謙、表沿沫、洪瀚、鄭汝昌、茂豊、副正  
總、姜景叙、李守恭、鄭希良、鄭承祖等は、或は亂言を犯し、或は亂言を告げざるを以て、杖流  
し、李宗準、崔溥、李龜、李冑、金宏弼、朴漢柱、任熙載、康伯珍、李繼孟、姜渾は、宗直が門徒にして、  
朋黨を結びて、國政を譏議すとして、杖流し、又修史官は、嗣孫が史草を見て直ちに啓せ

金宗直の  
屍を斬り  
下を殺す

ざるを以て、魚世謙、李克墩、柳洵、尹孝孫、金銓等は、その職を罷む、この事、燕山四年戊午七  
月にあり、故に之を戊午の禍といふ。

蓋この禍の端を開きたるは、李克墩なり、然れどもその結果、克墩も亦職を罷めらる、獨  
りその希望を充たして、意氣揚々たるものは、柳子光なり、是より子光の威は、中外に行  
はれ、敢てその意に忤ふものなく、儒林氣を喪ひ、足を重ね、目を側て、學舍蕭然として、數  
月の間、誦讀の聲なきに至るといふ、何ぞその慘なるや。

甲子の禍

戊午の禍ありしより、後五年を歴て、十年甲子に至りて、又慘虐の禍あり、燕山は初め成  
宗の繼妃貞顯王后尹氏を以て己が母として、生母尹氏の非命に死せしことを知らざ  
りしが、任士洪は、生母尹氏の廢せられしは、成宗の淑儀嚴氏鄭氏の讒によれりといひ  
しを以て、内庭に於て、嚴氏鄭氏を撲殺し、その子安陽君愔、鳳安君億を并せて之を殺す、  
時に仁粹大妃病床にあり、遽に起坐して曰く、嚴鄭二氏、亦父王の後宮なり、何を此に至  
るやと、燕山頭を以て大妃を撞く、大妃遂に臥して起たず、幾ばくもなくして薨せり。  
既にして燕山は尹氏が涙を拭ひし斑血の手巾、及び藥を以て汚し、白錦衫を見て、大  
に悲み、時政肥を取りて之を讀み、その廢死の本末を知るに及びて、益激怒し、廢妃尹氏  
を復して王后となし、且當時廢死の論議に參じ、又は使を奉ぜしものを追罪じ、尹弼商



李克均、成凌、李世佐、權柱、金宏弼、李胃等數十人を殺し、韓致亨、韓明滄、鄭昌孫、魚世謙、沈滄、李坡、鄭汝昌、南孝温等は、既に死せるに因て、棺を剖きて屍を斬り、骨を碎きて風に飄し、或は屍を江中に投じ、其子弟同族をも、并せて之を罪し、尹氏の廢死に關係なきものにも、惡む所のものは之を誅せしこと鮮からず、慘酷暴戾なること之を戊午に比すれば、一層激烈なりといふ。燕山の猜暴は、その天性に出て、奸邪の臣、又之を謀さしを以て、屢慘虐の禍を起し、と雖も、その母の冤死は、實に燕山をして常軌を逸すること益甚しきに至らしめたる所以なり。

されば燕山は、是より後、益驕恣の念を生じ、内豎金子猿、専ら機密を掌り、愆惡して惡をなし、諸道に妓樂を設け、娼妓三百人を選びて内に入れ、日に游嬉を事とし、新に名號を立て、樂工を廣熙と稱し、娼妓を運平と稱し、又興清、續紅等の目あり、その近きに入るものを地科興清といひ、幸を経たるものを天科興清といひ、又採江駿使、採青使を諸道に遣して、美女若くは良馬を採らしめ、成均館を宴樂の所となし、弘文館を罷め、司諫院を革め、經筵を廢し、司僕寺、掌樂院の官を増し、鷹隼坊を後苑に置き、八道の鷹犬、及び珍禽奇獸を養ひ、瑞慈臺を築き、衍禧宮を建て、荒遊の所となし、その人民に徵求すること尤甚しく、民産殆ど盡さんとす。且燕山の淫褻を悉にするや、或は士大夫の妻の内實

に參するものを亂し、或は宗室の女を汚し、月山大君の夫人朴氏の如きは、慚愧して自ら死するに至る、その人倫を敗壞すること、亦甚しといふべし。

嗚呼、成宗の人材を愛養し、多士濟々として輩出せしと稱する後に於て、再び士林の禍を経て、又燕山の淫虐に遭遇す、而して士大夫の間、或は一二枝葉の事を論ぜしものなきに非ずと雖も、忠憤慷慨、毅然として屈せず、社稷擁護を以て己が任とし、直言極諫、その君を匡救せんとするものに至りては、甚だ寥々たり、僅に、大憲洪貴達、宦官金處善をして、忠死の名を留めしむ、他の文武官及び儒生の如きは、君主遊幸の際に於て、輩夫となりて耻ることを知らず、士氣の衰頹すること、一に何ぞ此に至る、果して然らば、成宗時代の所謂人材なるものは、多くは文墨を弄し、太平を粉飾するの徒に過ぎずして、眞に忠愛の賢士といふべきものには非るなり。

然れども燕山の淫虐無道はその極に達せしより、竊に廢立を謀らんとする者起れり、吏曹參判成希顔は、燕山の怒に觸れ、その職を罷められて家居し、慨然として、反正の事ありしも、與に謀るべきものなくして、之を憂ひしが、時に知中樞朴元宗は、その女弟月山夫人の横死によりて、心常に快々たり、希顔乃ち武人辛允武をして、微に之を諷せしむ、元宗大に喜ぶ、遂に與に計を定む、然れども、孤立成り難し、因て吏判柳順汀の時望あ



燕山を廢  
立し中宗を

るを以て、その意を諭す、順汀は頗躊躇せしが、終に之に従ふ。  
十二年九月、燕山は長湍(京畿)に遊ばんとす、希顔等その日に於に、城門を閉ぢて拒守し、  
成宗の第二子晋城大君懌を推戴せんとせしが、燕山適、その行を停めたり、然れども事  
機已に露はれ、勢中止すべからず、乃ち將士を訓練院に會し、直ちに光化門外に至り、ま  
づ任士英、慎守勳、慎守英等を擊殺す、又柳子光は多謀なるを以て知らしめざるべから  
ずとて、人を遣して之を諭さしむ、子光之を聞き、馬に跨り戎服して出づ、初め禁中變を  
聞て、その故を知らず、王承旨を召して曰く、此の如き太平の時、安んぞ他變あらん、恐く  
はこれ興清の夫、盜をなすのみと、既にして希顔等、百官を率ひて、景福宮の門外に至り  
命を慈順大妃尹氏(成宗)に請ふて、王を廢して、燕山君として、喬桐に移し、晋城大君を奉  
じて位に即かしむ、是を中宗とす、朴元宗、柳順汀、成希顔、及び柳子光等百餘人、みな靖國  
の功を策せらる。

蓋この擧は、希顔より出でて、元宗に成り、禍を轉じて福となすに於て、偉大の功績あり  
しことは疑なしと雖も、希顔は資性果決にして學術なく、順汀は寛儒にして操守なく、  
元宗は庸庸にして稽據する所なし、是を以て賊臣柳子光を容れて後日の禍を基むし、  
瑣々たる烟艇も、皆鐵券を受け、賂の多寡を以て、功の上下を次第し、その施措に於ては、

殆ど觀るに足るものなし、幸に奉ずる所の君主、其人を得たるに因て、纔に廢立の目的  
を達することを得たるなり。

第二節 己卯の禍及び三奸三凶の誅竄

中宗は盡く燕山の弊政を革め、儒術を尙び、風化を振作せり。初め中宗の位に即くや、  
直ちに夫人慎氏を立て、王妃となし、が是より先、廢立の際に於て、朴元宗等は、王妃  
の父慎守勳は、權勢に憑藉して、驕縱不軌なりしを以て、もし國舅とならば、跋扈して制  
し難からんことを慮りて、之を擊殺せり。是に以て領議制柳洵、右議政金壽童等、王に  
告て曰く、守勳已に殺されて、その女壺位にあらば、人心危疑して、宗社に關することあ  
らんと、王已を得ずして之を廢し、慎氏は僅に八日にして私第に逃れたれば、更に筆劄  
王妃尹氏を立て、その後を承けたり。

其後十年三月に至りて、尹氏は元子皓を生み、數日にして薨せしが、時に淑儀朴氏は、福  
城君媚を生みて、寵後宮に冠たり、陰に非分の望を抱て、坤位を覬覦す。淳昌郡守金淨、  
潭陽府使朴祥等、相議して曰く、元子未だ襁褓の中にあり、朴氏もし坤位に陞らば、元子  
の地をなし難し、慎氏を復して、無辜廢處の冤を伸るに如かずと、會、王の言を求るに因  
て、上疏して之を論ず、大司諫李荇、大司憲權敏手等、之を斥けて邪論となし、詔獄に致さ

王妃慎氏  
を廢す

金淨等廢  
妃慎氏を  
復せんとす



んと請ふ、領議政柳洵、左議政鄭光弼、右議政金應箕等曰く、言を求るに因て意見を陳す、その言中らずと雖も、之を罪して言路を防ぐべからずと、百方救解せしも、金淨朴祥等は、終に竄配せらる。

正言趙光祖は、又李荇等を斥けて曰く、臺諫の職は、言路を主りて、反りて事を云ふの尤を罪するは、人主諫を拒ぐの漸を成すものなりと、王遂に兩司(大司諫)を遷し、李長坤を大司憲とし、金安國を大司諫とす、長坤安國は、光祖がよく言路を救ふを賛し、掌令柳湑、金希壽は、權敏手、李荇を是とし、直提學金安老は、又兩是の論を發して曰く、光祖は言路の爲めに扶植し、權李は宗社の爲めに罪を請ふ、俱に未だ非となさずと、是より朝論角立して、互に是非を争ひ、遂に己卯士禍の端を開けり。

この時、安璫は、吏曹判書たり、慨然として奔競の習を革め、才を量り、職を授くること、資格に拘はらず、趙光祖、金湜、朴薰等を擧げて、特に六品の職に叙す、尋て璫は右議政となる。王は殊に趙光祖を信任して、王治を興し、風俗を正さんと欲し、光祖は副提學より大司憲に進む、十三年、光祖の議により、漢の賢良方正科の遺意に倣ひ、賢良科を設け、十四年四月、金湜、安處、朴薰等二十八人を取り、金淨、朴祥、李紆、金鍊等の諸賢も皆已に任用せらる。是に於て、光祖等は、明良際會、千載の二遇なりとして、必ずその學ぶ所の道

中宗趙光祖を信任す

を以て、君民を堯舜にせんと欲して、意氣殆ど天をとるの勢あり。

然るに盛滿は傾き易く、人事意の如くならざること常に多きは、古今の免れざる所に於て、光祖等の志業は、全く失敗に終れり。されどもこの失敗を招きたるものは、必ずしも之を自然の運命に委すべからず、光祖等の爲す所は、實に失敗せざるべからざるものあるを見るなり。

初め野人潛に來りて甲山府(咸鏡道)を犯す、王、三公及び諸臣と議して、その不意に出て、兵を發して掩捕せんとす、廟諱已に定まる、時に趙光祖は副提學たり、入りて告げて曰く、この事請にして正ならず、王者戒を禦ぐの道に非ず、王乃ち更に讖して之を止む、兵曹判書柳聃年等、之を争へども、王聽かず、それ光祖は三品の官にして、片言を以て王の意を動かじ、朝廷已に定まるの議を翻へす、人みな目を側たつ、王の光祖を信ずること至れりといふべし。然れどもその昭格署(昭格署を廢する所)を廢せんことを請ふや、臺諫皆退く、光祖獨り退かずして、論啓鷄鳴に至りて止まず、王已を得ず、明日議して之を罷む、光祖のその君に於ける強迫を以て意見を行はんとすること、率ね此の如し。且當時諸賢の經席に侍する、一章を進講すれば、義理を引諭し、經書に出入し、朝講或は日の傾くに至る、王頗疲倦し、欠伸して坐を動かじ、床上或は晏然として聲をなすことあり。矯

趙光祖の強請



激輕銳の徒に至りては益甚しく、前の牧使金友會は士林を誣毀して廷訊せられしが、光祖は友會を窮治することを欲せざりしかば、之を以て依違因循として、光祖を彈劾せんとするものあり。形勢既に此の如くにして、士林の論議太だ鋭く、事をなすに漸なく、時を度り勢を量らず、妄に猛進せんとして、その君已に厭倦の心あり、誠に小人の乗ずべき機會なり。

是時に當りて、禮曹判書南袞、都摠管沈貞等は、己が清議に容れられざるを以て、深く不平を懷き、日に光祖等の隙を伺ひしが、光祖等王に請ふて、婿國功臣の冒濫なるものを削らんとす、王初は之を許さざりしが、諸臣の強請せしを以て、終に二三等の濫録せるもの及び四等の全數七十餘人の勳を削り、沈貞も亦その中にありしかば、尤憤怒を懷けり。

是に於て、南袞沈貞等は、洪景舟が曾て贊成となりて論ぜられ、常に忿恨を懷きしを以て、與に交通し、景舟をしてその女熙熾に教へて、一國の人心悉く趙氏に歸す、今の功臣を削るは、漸く國家の羽翼を除きて、後にその意の欲する所をなさんとするものなり、といはしめ、又山蟲の好みて木實の甘汁を食ふを以て、その甘汁にて走肖爲王の四字を禁苑の木葉上に寫し、山蟲をして翻食せしめ、符讖の如くにして、之を土らしむ、走肖

南袞等趙光祖を誣す

は即ち趙の字なり。又鄭屠壽の妾も内に入りて、誣罔の言をなし、ことありといふ。かくの如く、裏面の讒間は、履行はれたるが上に、表面に於ては、又南袞沈貞洪景舟等は、兵曹判書李長坤を欺きて、神武門外に來らしめ、景舟は書啓を持し、入りて王に白して曰く、

伏見趙光祖等、交相朋比、附己者進之、異己者斥之、聲勢相倚、盤據樞要、經上行私、罔有顧忌、引誘後進、詭激成習、以步凌長、以賤凌貴、使國勢傾倒、朝廷日非、在朝之臣、潛懷憤歎、而畏其勢、惛莫敢開口、側目而行、重足而立、事勢到此、可謂寒心、請付有司、明正其罪。

王の已に厭倦せし時に當りて、内外表裏、この讒間あり、王の心安んぞ搖かざるを得んや。乃ち命じて趙光祖及び右參贊李紉、刑曹判書金淨、都承旨柳仁淑、左副承旨朴世薫、右副承旨洪彦弼、同副承旨朴薰、副提學金録、大司成金滉等を闕庭に拿致せしむ、景舟等直ちに之を撲殺せんとす、李長坤之を知り、大に驚き、反覆極諫す、王の意稍弛み、乃ち領議政鄭光弼を召して之を議す、光弼至り、涕泣して之を諫めて曰く、年少の儒生、時宜を知らず、妄に古を引き、今に施さんと欲するのみ、豈他意あらんや、少しく寬貸を垂れよと、乃ち光祖等を詔獄に下す、又安璫を召す、璫亦之を諫む。

この禍作るの日に當りて、館學諸生李若水、申命仁等、光化門外に會するもの一千餘人、

趙光祖等を誣す



光祖を  
殺す

上疏して冤を訴へんとし、隨を排して闕入し、闕庭に號哭して、聲大内に徹す。疏頭の生員李若水等數人を捕ふ。諸生先を争つて囚に就き、困圍盡く盈つるに至る。されども遂に光祖及び金淨、金録、金滉、朴世燾、朴薰、尹自任、奇遵等を竄黜せり。鄭光弼は頗營求を務めしが、領中樞に左遷せられ、安瑒も亦その職を罷められ、南袞、李惟清は左右議政となり、金銓は領議政となり、賢良科は光祖等か羽翼を樹てしものなりとして之を罷め、遂に光祖に死を賜ひ、益その餘を竄黜せり。その事、中宗十四年己卯にあり、故に之を己卯の禍といふ。

己卯の禍は、實に朱子學の徒が、その理想を實行せんとして、失敗せしものなり。蓋光祖は天分甚だ高しと雖も、その死する時、年僅に三十八才、學未だ大成に至らず、或は過當の事なきこと能はず、之に附和するものに至りては、矯激益甚しく、光祖は之を裁抑せんと欲すと雖も、亦奈何ともすること能はざるなり。燕山の時には、再び士林の禍を経しも、士氣奄々として振はざりしが、中宗の時に至りて、一たび之を振作すれば、その激昂すること此の如し、風化の推移、孰か人力に非ずといはんや。たゞ中宗は志なきの主、非ずと雖も、その明未だ至らざる所あり、故に屢讒邪に惑はざることを免れず、是を以て己卯の後は、又三奸三凶の權勢を恣にすることあり。

辛卯の三  
奸

南袞、沈貞等は、その後朝政を擅にし、金安老は吏曹判書たりしが、南袞は安老が政を亂るを以て、豊徳(京畿道)に配せり。二十二年南袞死するに及びて、鄭光弼入りて領議政となる。時に沈貞は李沆、金克幅と結びて死友となり、共に事を用ひしが、安老は豊徳にありて復た用ひられんことを圖る。大諫李蘋、東宮(元子)を保護するを以てすべきを教ふ。安老大に悦び、その子禧が東宮の妹に尙せしを以て、禧をして左議政、李沆に縁りて之を計らしむ。是に於て安老は二十六年に召還せられ、復た入りて政に與り、沈貞、李沆を殺し、金克幅を斥く。貞沆、克幅、世人之を辛卯の三奸といふ。その除かれしこと、中宗二十六年辛卯にあるを以てなり。

金安老の  
三奸

金安老が三奸を除きしは、所謂血を以て血を洗ふものにて、安老が奸邪狡猾なることは、三奸の上に出てたれば、その毒を擅にすることは愈甚し。初め安老の豊徳より還るや、司諫朴紹はまづその奸狀を知りて、之を論ぜん。とせしかば、安老が黨許沆に構陷せられて、司成となり、密陽府使李彦迪、代りて司諫となる。彦迪亦安老の不可なるをいひて、司諫に左遷せらる。李沆は初め安老を援けしが、後にその小人にることを知り、領議政鄭光弼と俱に安老が奸邪を陳じて、之を竄せんことを請ひしが、沆は反りて咸從(平安道)に竄せらる。光弼も亦安老に疾視せられ、章敬王后の陵を作りし時、總護使とし



て先后を不吉の地に奉安せりとして彈劾せられ、遂に金海(酸道)に竄せらる。金安老は此の如くにして、生殺與奪の權を擅にし、苟も己に異なるものあれば、之を放逐し、その黨を引て朝廷に布滿し、許沆、蔡無擇等、鷹犬となりて、士類を殘害すること、抄からず、或は國母を廢せんと欲するの說あるに至る。

丁酉の三凶

是に於て、文定王后の叔父參判尹安仁、竊に王后に告げて曰く、安老后に不利ならんことを謀る、后大に懼れて、之を王に訴ふ、王震怒して、即ち安老を誅せんと欲せしが、その權の重きを畏れて、密旨を以て安仁に付して、之を圖らしむ。安仁乃ち大司憲梁淵と議し、安老が子の婚儀を擧ぐるの日に於て、急に兵を發して、その第を圍みて、安老を捕へ、又許沆、蔡無擇をも捕へて、皆之を竄し、遂に死を賜へり、時に中宗三十二年丁酉なり、是を丁酉の三凶といふ。  
中宗の初志は、甚だ鋭くして、政治亦觀るべきものなきに非ざりしも、己卯の禍起るに及びて、幾多の賢士を誅竄し、其後に於ても、三奸三凶、更るく事を用ひて、一權奸を除けば、更に又一權奸を生じ、讒邪常に天聰を壅蔽して、士林の禍を受くることは、殆ど絶ゆることなし、これ畢竟王が姦邪の肺腑を洞察するの明なきに由らずんば、あらざるなり。

大尹小尹の軋

中宗立仁宗

されば中宗の一代は、誣獄を興し、こと殊に多し、金光著、趙光輔の如き、李頤の如き、朴永文、辛允武の如き、柳聘年の如き、僧徒の儒生を誣ゆるが如き、童蒙の兵を起すといふが如き、宋祀連が安處謙を告ぐるが如き、皆讒譖の言を信じて、忘りに罪を無辜に加ふるものに非るはなし、これ豈不明の致す所に非ずや。是を以て中宗は、一時大に悔悟して、流配の人を收叙せしことあり、又遺逸の士數十人を擧げしこともありしが、終に至治を興すこと能はずして、薨せしは、誠に惜むべきなり。

### 第三節 母后外戚專横の禍害

中宗の末年に當りて、尹任は世子皓の舅にして、尹元老、尹元衡は、文定王后(中宗の母)の弟なるを以て、各主とする所あり、元衡等は、世子を易へて、文定王后の子暉を擁立せんとし、て、竊に計策を運らせり。是に於て、尹任と尹元衡とは、互に相抵排して、大尹小尹の目あり、大尹は尹任にして、小尹は尹元衡なり。

中宗の薨するや、遂に位を世子皓に傳ふ、是を仁宗とす、仁宗の位に即きしは、元衡等の尤喜ばざる所なり、仁宗乃ち元衡を工曹參判に擢んづ、蓋文定王后の心を慰めんと欲するなり、然るに大司憲宋麟壽等は、論劾すること甚しく、元衡は遂に嘉善の資を奪はれ、國柄を執ること能はざりしかば、竊に王を呪詛することもありしが、王は文定王后



仁宗雖つ

母后外戚  
等を用ふ

尹元老を  
誅す

の意を得ること能はざるを以て、憂慮して疾を成し、在位幾に八月にして、元年七月に薨じたれば、弟暉位に即く、是を明宗とす、是に於て、元衡等は冠を彈じて相賀し、意氣揚々たり。

時に明宗は年十二、その幼なるを以て、文定王后簾を垂れて政を聽き、尹元衡頗事を用ふ、是より先、成宗の初、貞熹王后同じく坐して政を聽きしことありしも、未だ甚しき患あらざりしが、是に至りて、母后外戚專横の事始めて起れり。

されどもその初に於ては、盡く王后の意の如くなること能はず、傾議政尹仁鏡、左議政柳灌等は、軍器寺僉正尹元老が、その情兇險、その心詭詐にして、肺腑に依憑し、日に妄言を造作して、天親を離間するを以て、遠竄せんことを請ひ、政府六曹亦元老を誅せんことを請ふ、王后已を得ずして、之を南陽(京畿道)に竄す。

然るに元衡は、尤姦邪狡猾にして、盡く己に反するものを除かんと欲し、知中樞鄭順朋、兵判李芭、戸判林百齡、工判許磁等と共に、その計をなす。初め元衡が世子を易へんとせし時、柳灌は大言を以て之を折さしことあり、李芭は兵判に擬せられしに、柳灌亦之を沮せり、林百齡は、尹任と妓妾玉梅香を争ひしことあり、鄭順朋は、素より士林を憤疾して、その意を逞くせんことを思ひ、許磁は、柔愿にして進むを好むを以て、他に脅制せ

尹元衡等  
除かんこと

尹任柳灌  
等を殺す

られしかば、元衡はこの四人と結びて、心腹となし、刑判尹任、及び領議政柳灌、吏判柳仁淑等を除かんことを謀り、或は妖妾蘭貞をして内に入らしめて、兩宮(文定王、明宗)を驚惑し、或は自ら謄書を作りて、尹任が恭懿殿(仁宗王、妃朴氏)に上るが如くにして、故らに闕庭に墜して、文定王后の心を動かす、書中大位を鳳城君(中宗弟、八子第)に移さんとするの言あり、鳳城君は、尹任の甥にして、聲譽あるものなり。

かくの如く、内部の運動をなすと同時に、外に於ては更に宣言して曰く、仁宗大漸の日、尹任は令弟(明宗)を戴くことを願はず、桂林君瑠(成宗弟、三子桂、城君尙の養子)を撥立せんと欲して、灌仁淑等之を助けたりと、王后乃ち密旨を尹元衡に降して、尹仁、柳灌等を罪せんとす、元衡之を大司憲閔齊仁、大司諫金光準に告ぐ、兩司中學に會して之を議す、異論紛然として、決せず、元衡等事の濟らざらんとを懼れ、面對を請ひ、忠順堂に於て告げて曰く、尹任素より異志を著へ、柳灌、柳仁淑亦形迹ありと、權撥李彦迪、白仁傑等、之を争へども、王后聽かず、命じて尹任、柳灌、柳仁淑を竄逐し、尋て死を賜へり。

李芭は、遂に右議政となり、林百齡は吏判となり、閔齊仁は戸判となり、許磁は大司憲となる。京畿監司金明胤は、桂林君鳳城君のその謀を知れるを告げしかば、直ちに桂林君を殺し、又嚮に尹任の女婿、前注書李德應を捕へて、之を鞫問せしに、林百齡は盡く



乙巳の難

尹任の逆謀を告げば死を免るべしとて、之を誘脅せしかば、德應は之を信じ、修撰李輝副學羅淑、參奉羅湜、鄭希登、朴光佑、司諫郭珣、正郎李中悅、李文機等、十餘人を誣告す、されども德應も亦終に殺されたり。此の如くにして、獄禍は益蔓延して、或は杖死し、或は竄配せられ、或は職を削らるゝもの甚だ多し、而して鄭順朋、李芭、金明胤等、三十人は、定難の勳を録せらる、これ明宗即位の初にして、即ち仁宗元年乙巳なり、故に之を乙巳の難といふ。

其後尹元老は、召還せられて敦寧都正となりしが、弟元衡と權を争ふて相軋り、且その勳に參することを得ざるを憤りて、多く怨言を發す、元衡乃ち族侄兵曹佐郎尹春年に嗾して、上疏して元老の罪惡を論ぜしむ、王后乃ち命じて之を竄し、尋て死を賜へり。

二年丁未九月、副提學鄭彥愨、全羅道より還り、良才驛の壁書を進む、その文に曰く、女王執政於上、奸臣李芭等、弄權於下、國之將亡、可立而待、豈不寒心哉と、李芭、鄭順朋等曰く、近來邪說、罪人を指して誣服となし、勳臣を斥して功なしとなす、今この壁書を見て、誠に邪論の騰るを知る、因て罪すべき人を列書し、その輕重を分ちて啓して曰く、初め罪を定めし時、輕きに從つて律に依らず、故に邪論此の如し、これ禍根のなほ在るに由るのみ、是に於て鳳城君阮、宋麟壽、李若氷等を殺し、李彥迪、鄭磁、盧守慎、柳希春、白仁傑等二十

丁未の禍

餘人を竄せり、これ即ち丁未の禍なり。

其後に於ても、弘文博士安名世が曾て吏官となり、乙巳日記を修めて、直書して避けざるを以て殺されしが如き、李洪男がその弟洪胤の變を告げしによりて、洪胤は兵を起し、事を擧ぐるを謀るとして殺されしが如き、種々の罪名を以て、羅織構陷し、一時の名士、或は誅戮せられ、或は竄配せらるゝもの、乙巳より以後、五六年の間にして、殆ど百人に垂んとす。

大抵甲子の禍は、戊午より甚しく、丁未の禍は、乙巳より慘なり、然れども、丁未は乙巳の除毒の潰裂せしものなり。嗚呼、朝鮮人の殘酷極りなく、妄りに殺戮を肆にし、善類を斲喪すること、一に何を此に至れる、是より士林蕭然として、元氣大に沮喪せりといふ。

李珥嘗て言へることあり、乙巳の禍は、國を亡ぼすに足る、而るに實曆綿遠なるものは、良に祖宗積徳の餘慶に由るなり、志士の歎、斯に於て極ると豈眞に然らずや。

蓋乙巳以後の禍は、王后政を内に主り、尹元衡、李芭等、威權を外に行ひてなし、ものに、明宗は幼冲にして、その興り知る所に非ず、八年に至りて、年漸く長ぜしを以て、王后は始めて政を王に還したり。されども王后は行はんと欲する所あれば、詔書を以て録して、中官をして之を外に宣せしむ、その行ふべからざるものは、王、柔聲婉辭を以て

文定王后の驕横

近世朝鮮史

第五章

士林の禍

第三節

王后外戚專横の禍害

二四七



その便否を陳ずれば、王后輒ち大に怒りて曰く、汝の君となるは、吾弟と吾との力なり、汝今安坐して福を享けて、反りて吾命に逆ふかと、時には毆打を加ふることあり、その驕慢も亦甚しといふべし。

李標を置

文定王后  
薨じ尹元  
衛官爵を  
削らる

されば元衡も久しく威福を擅にして、王は頗之を畏れたれば、李標を擯んで、之に敵せんとせり、李標は王妃沈氏の父沈鋼が婦の弟なり。然るに標も亦寵を怙み、驕横にして、勢熾一時を熏炙し、利を嗜むの徒、靡然として趨附し、その吏判となるに及びて、己が清議に容れられざらんことを恐れ、李戡等に嗾して、士林の禍を起さんとせしかば、人々皆憚恐せり。沈鋼頗之を憂ひ、副提學奇大恒を招て、標の失を告ぐ、大恒は初め標の黨なりしが、之を開て大に悟り、上劄して、標の罪を論ず、王乃ち標等を竄逐せり。かくて元衡は進みて相位に登り、生殺與奪の權を乗ること二十年、威權既に隆にして、四方の賄賂、その門に輻湊し、服御の僭は、大内に擬するに至り、士林頗痛憤せしも、敢て發するものなかりしが、二十年、文定王后の薨せしに因て、その勢力を失ひ、官爵を削りて、田里に放歸せられて死せり。是より先、明宗は順懷世子の薨せし時、哀痛殊に甚しく、歎じて曰く、乙巳の忠賢、罪なくして、駢ひ戮せらる、予君位にありて、之を止むること能はず、我が家安ぞ世、君王あると

を得んやと、然れども之を奈何ともすること能はざりしが、元衡の死後に至りて、漸く宥釋の路を開き、特に命じて、盧守愼、柳希春等を量移せしことありと雖も、大に伸雪をなすに及ばずして、在位二十二年にして薨じたり。

#### 第四節 士林の風尚

士林の禍屢起りて、善類の慘害を被ること、前に述べたるが如くなるは、誠悲しむべきことなりと雖も、一方より之を觀れば、亦士林の勢力あるが爲めに、その娼嫉を受くること愈甚しきを以てなり。蓋太宗世宗以來、學問獎勵の結果は、文風大に揚り、士大夫の間、冊を挟み書を読むの徒は、四方に競ひ起れり。學風は、高麗末よりして、宋儒程朱の説行はれて、大體はその範圍を出づることあらざりしも、その學多くは渾樸にして、精微を究るもの鮮なかりしが、成宗以後に至りては、國勢は漸く衰頹に趨きしにも拘らず、學界は却て光明を加ふるの勢あり、今左にその尤なるもの數人を擧げて、當時の風尚を示すべし。

士林の隆  
盛及び其  
學風

金宗直

金宗直字は李昱、估傳齋と號す、善山の人なり。弱冠にして、文名大に振ふ、成宗文學の士を選ぶ、宗直その尤たり、仕て刑曹判書に至る、學問文章、一代の領袖たり、四方の學者一たび品題を経れば、即ち佳士となる、その門にあるもの、金宏弼、鄭汝昌は、その道學を



受け、金剛孫、俞好仁、曹偉は、その文章を傳へ、南孝温、洪裕孫は、處士の流となる。その他名を成すもの甚だ多し。蓋宗直はその學未だ精微を究るに至らざりしも、人才成育に長ぜしものなるべし。撰する所、青丘風雅、東文粹、舜尊錄等あり。

金宏弼

金宏弼、字は大猷、寒暄堂と號す、瑞興(黃海道)の人なり。仕て刑曹佐郎に至る、少うして豪逸不羈、既に長じて發憤して學問す、金宗直に従て業を請ふ、宗直小學を授けて曰く、苟も學に志さば、此より始むべし、光風霽月も亦此に外ならず、宗直服膺して怠らず、嘗て内則に倣ふて、家範を作り、儀節を制して、子孫に示す、又朔望法を讀み訓を聽くの規あり、斯文を興起し、後生を訓迪するを以て、己が任とす、遠近の士子、風を聞て之に従ふ、趙光祖、李長坤、金正國の如きは、皆その高弟なり。金宗直、吏曹參判となり、別に建白する所なし、宏弼詩を贈りて之を諷す、是より宗直と際離すといふ。

鄭汝昌

鄭汝昌、字は伯島、一盞と號す、河東(慶尚道)の人なり。成宗の時、成均館に隸して、經明かに行修るの士を求む、館中汝昌を舉げて第一とす、知館事徐居正引て講經となさんとす、汝昌肯て就かず。燕山東宮にありし時、汝昌說書となり、正道を以て之を輔導す、燕山之を思ひ、遂に出て、安陰縣監となる。性端重沈靜、身を律すること甚だ嚴なり、交遊を喜ばず、獨り金宏弼と友たり、道を論じ書を講ずるに、未だ嘗て相離れず、尤大學中庶

に精し、嘗て庸學註疏及び主客問答說、進修雜著を著し、が戊午の禍起るに及びて、妻子盡く之を火中に投ぜり、故に世に傳はるものなし。

趙光祖

趙光祖、字は孝直、靜菴と號す、漢陽の人なり。金宏弼、熙川(平安道)に講せられし時、之に従て學を受く、天資甚だ美にして、志操堅確、世衰へ道微なるを見て、慨然として道を行ふを以て己が任とし、流俗指笑すれども、少しも撓まず、玉堂に入るに及びて、常に道學を崇び、人心を正し、聖賢に法り、至治を興すを以て、反覆啓達す、中宗大に喜び、信任して疑はず、光祖斯文の領袖となり、同志の士と君民を堯舜にせんと欲して、濁を激し、清を揚げ、三四年にして、風俗大に變ぜしが、建白施設、稍急激に失し、宿志忽ち蹉跌して、遂に己卯の禍を招けり。是時事を共にせし金淨、金湜等の如きも、皆道學を崇奉せしものなれば、この禍ありしより後、一時は小學近思錄は、世の大禁となりて、人皆之を誦せざるに至りしといふ。

金安國

金安國、字は國卿、慕齋又は思逸と號す、義城(慶尙道)の人なり。中宗の時、慶尙道觀察使となり、教化を以て先とし、列邑の郷校、皆小學を教へ、二倫行實を編せしめて之を刊布し、又慶州安東等に於て、蓋蒙須知、口訣小學、三綱二倫行實、性理大全、及び正俗、呂氏郷約、慶書、瘡疹方、辟瘟方等の諺解を刊布せり。己卯の後、退て驪州に居り、學徒を教授し、斯文



を興起するを以て己が任とし、弟正國(思齊と)と俱に儒林の宗匠たり、李彦迪、李滉、皆その廬を過て、啓益の功あり。又詩文を善くし、日本の使僧彌中と酬唱し、對馬と往復す、著す所慕齋集、我邦に關すること甚だ多し。後來李滉が金宏弼、鄭汝昌、趙光祖、李彦迪を推尊して四賢となすに及びて、慕齋の名始めて衰へたり、然れども亦文教に功なるものといふべからざるなり。

李彦迪

李彦迪、字は復古、晦齋と號す、慶州の人なり。穎悟人に出て、天資道に近し、師傳なくして自ら奮ひ、講明踐履力を致知誠意の地に用ひ、好て性理の書を玩び、手に卷を釋てず、著す所奉先雜儀、求仁錄、進修八規、大學章句補遺、續或問、中庸九經衍義あり。乙巳の難に當りて、陰に士類を救はんと欲し、直言極諫すること能はず、權奸に迫られて推官となり、善類を考訊して勳を錄せらる、後に至りて之を悔いて、權奸と異を立て、終に江界(平安)に謫せられて卒す、亦大節に於て缺くことあるを免れざるなり。

李滉

李滉、字は景浩、退溪と號す、眞寶(慶尚北道)の人なり。天資穎悟、博く經傳を觀、尤力を性理の學に専らにし、朱子全書を讀みて之を喜び、一にその訓に遵ひ、諸家衆說の同異得失、皆曲暢旁通して、朱子に折衷す、講究精密、踐履純篤、その造詣する所甚だ深し、從遊して學を講ずるもの四方よりして至る、朝鮮五百年推して第一の儒宗とす、著す所經書訂議

賜額書院

李珣

啓蒙傳疑、理學通錄、朱書節要、退溪集等あり。滉は中宗の時及第し、進みて弘文館典翰となりしが、乙巳の難に當りて、職を削らる、李芑の姪李元祿は、素より滉を重んず、是を以て力めて芑を諒ひ、林百齡も亦芑に言て曰く、李滉の謹慎なることは、人の知る所なり、もしこの人を罪せば、前日罪を被りしもの、人皆誣罔となさんと、遂に職牒を返されたり、されども是より後は、朝命屢下れども、辭して就かず、或は已を得ずして之に就くも、亦永く留らず、蓋自ら大事に堪へざるを度り、又世衰へて爲すあるに難きを以てなり、宣祖三年(元龜)卒す、年七十、文純と諡す。初め中宗の時、豐基(慶尚北道)郡守周世嗣、先儒安裕(高麗元宗)の故居に就て、白雲洞書院を建てしが、その漸く衰替せしを以て、明宗五年、滉は監司沈通源に上書して、朝廷より扁額を賜はり、書籍を頒降せられんことを請ひしかば、通源は朝に聞して、號を賜はりて、紹修書院といひ、且三大全等を頒降せられたり、これ所謂賜額書院の始にして、書院の勃興は、實に此に基せり。

李珣、字は叔獻、栗谷又は石潭と號す、江陵の人なり。早く、估侍を夫ふ、偶釋氏の書を閱し、死生の說に感じ、金剛山に入り、禪門に従事す、幾ばくもなくしてその學を棄て、儒に歸す、少うして朴洞(山)に従て學を受け、又李滉に謁し、義理を論辨す、その學程、朱を宗とし、高遠に務せず、卑近に流れず、眞知實踐、聖人を以て自ら期す、著す所聖學輯要、蒙



要訣、栗谷集等あり。宣祖の初仕て吏判兵判より右贊成に至る、屢上疏して時事を論じ、痛快剴切、經世の略、觀るべきもの甚だ多し、決して蠶魚堆裏の人に非るなり、されども東西黨論を調和せんとして、頗る力を盡したれども、終にその効を奏すること能はず、宣祖十七年(天正十)卒す、年四十九、文靖と諡す。

以上諸人は、皆當時の仰て泰斗となす所にして、その學問淺深あり、德業優劣ありと雖も、その學風は大抵相同じ然れども、鏘々たる士林の中に於ては、又徐敬德、曹植、盧守慎等の如き、稍面目を異にするものなきに非ず、これ亦士林隆盛の徵となすべし。

徐敬德

徐敬德、字は可久、花潭と號す、松都の人なり。聰明剛毅、専ら窮格を以て事とし、天の理を究めんと欲せば、天の字を壁上に書し、既に窮むれば更に他の字を書す、その精思力求すること、人の及ぶ所に非ず、平生讀書を事とせずして、専ら探索を用ひ、之を得るに及びて、後に、四書六經性理等の書を讀て之を證す、その論ずる所氣を主とし、多く張橫渠の說に出て、程朱と趣を異にす、率ね自得の說にして、口耳剽劍の學に非ず、著す所太虛說、原理氣、鬼神、死生論等あり、朴民獻、朴淳、許隣、閔純等その門より出づ。中宗の時、召せども起たず、松都の花潭に卜居し、貧に安んじ、道を楽しみ、處士を以て終る。

曹植

曹植、字は建中、南濱と號す、昌寧(慶尙)の人なり。少りして、豪勇不羈、功名文章を以て自

盧守慎

ら期し、好みて左柳を讀み、文を爲ること奇峭、一日成守琛(西松と)を白岳峯下に訪ひ、その世故を謝絶するを見て、心に之を楽しみ、遂に郷に歸りて、智異山下に居る、中宗、明宗、廢召せども起たず、明宗の時上疏して曰く、慈殿淵塞、只是宮中之一寡婦、殿下幼沖、只是先王之孤子也、王怒りて之を罪せんとす、左議政尙震、歐陽修の語に本づくとして、之を教解す、竟に免るゝを得たり。その學莊周に近く、世を避れて獨立し、志行峻潔、眞に一代の逸民といふべし、その言論風采、人を動かすと雖も、弊亦少からず、その門に遊ぶもの皆氣を尙ぶ、鄭仁弘、崔永慶等のその中より出づるもの、決して偶然に非なり。盧守慎、字は寡梅、蘇齋と號す。乙巳の難、珍島に謫せらる、島中にあること十九年、羅整庵の困知記を讀み、大に悟る所あり、遂に人心道心の傳註を改作し、又大學章句を改定す、皆陸王之意に本づけるなり、是後學者禪學を難るものあるは、守慎の之を啓けるなりといふ、蘇齋集あり、世に行はる。守慎は宣祖の時仕て相位に居ること前後十四年に至る。

鄭汝立

其他、鄭汝立が司馬公の魏を以て年を紀するは、眞に直筆なり、天下の公物、豈定生あらんやといひ、又二君に事へざるは、王蠲死に臨みし一時の言にして、聖賢の通論に非ずといふが如き。鄭介清が東漢節義、晋宋清談説を著はして、節義底の入は、その心天下

鄭介清



を高視して、一世を傲睨し、禮義の規より出て、性命の正を屑しとせず、天下の人をして、皆自ら是として、人を非とすることあらしめ、終に群狡並び起りて、神器を睥睨するに至るといふが如き、當時思想の稍活氣を帯びたるを見るべし。されども大體より之を見れば、程朱學隆盛の時代なり、是を以て高麗末より盛なりし佛教排斥の議論は、常に士林の間に行はれたり。

初め太祖は佛教を信ぜしことなきに非ざりしも、太宗は深く之を排斥し、世宗も亦専ら儒教を奉ぜしが、晩年に及びては、頗る佛教を信ぜしかば、その僧舎に於て親ら忌辰を祭らんとせし時、持平許侗は諫むれども聽かれざるを以て、吏隸を率ゐて御供を打破して之を沮せしとあり。又その内佛堂を造りし時、集賢學士之を諫めしも聽かれざりしかば、學士皆退き歸りて、集賢殿之が爲めに空し、領議政黃喜、遍く學士の家に往きて懇請して、纔に出て來れりといふ。世祖も亦深く佛教を信ぜしが、許琮、鄭蘭宗等は、極めてその非を論じて、王の怒に觸るゝをも厭はざりき。

蓋世宗世祖の如く人主の佛教を好みしことは、歷代稀に見る所にして、その後文宗は度僧の禁を申嚴し、成宗は又永柔訓導權季同が、供佛を以て衆弊を救ふべしといひしによりて、その儒に背き佛に佞し、左道民を惑はすとして、憲府をして之を鞠せしめて

世宗世祖  
佛敎を信  
じ士林其  
非を論ず

文宗成宗  
中宗皆佛  
敎を排斥  
す

普雨佛敎  
を擴張す

普雨を殺  
す

遠竄せり、又大典度僧の法を嚴にし、度牒なきものは還俗せしめしかば、寺刹多く空しきに至れりといふ、中宗は又圓覺寺を撤し、忌辰齋を罷め、益佛教を排斥せり。

然るに明宗の時に至りては、僧普雨なるものあり、宮禁に出入し、文定王后の信任を得て、大に佛教を擴張し、靖陵の側の報恩寺を禪宗とし、光陵の側の奉先寺を教宗として、禪科を設け、七年より禪科の初試をなし、會試講經、製述賜牒、ほゞ文科に倣ひて八道の寺刹、一時革新せり。是に於て大臣は百官を率ゐて、普雨の罪を論ぜしも従はれず、館學儒生は、屢上疏して普雨を誅せんことを請ひしも、亦未だ允されざりしを以て、館を空しくして出て去り、王承旨を遣して之を諭しも、來るものなかりしと雖も、禪科を設くることは遂行せられしのみならず、普雨は報恩寺に住せしに因て、文定王后に告げて、中宗の陵寢をその側に移して、その寺の勢を固くするの計をなし、二十年、又楡巖寺に於て無遮大會を設けて、幾ど國力を竭し、八道の僧俗、奔趨填咽せしが、會、文定王后の薨せしに因て、僧俗驚き散ぜり。是に於て臺諫及び大學生等、上書して普雨を誅せんことを請ひしかば、王は命じて之を濟州に流し、が、牧使邊協事に因て之を杖殺せり、尋で兩司の啓によりて、又禪科を罷めたり。

士林の風尙、率ね此の如し、蓋前に擧げたる諸人は、悉く顯要の位地に居りしものに非



ずと雖も自ら社會を指導するの力あるものなれば、これ等諸人の言論行動を見て、當時士林の風尚を卜すべし。その學ぶ所行ふ所必ずしも中正を得たりといふべからざるも、事理を辨じ、世故に通ずるものも鮮からずして、論議辯難、甚だ盛なり、されば是等の徒が、小人の私利を營み、奸惡を濟さんとするに於て、その妨害となることは、亦自然の勢なり。是に於て士林の慘禍は、幾回となく反覆せられて、空しく數百人の人材を殘殺せしことは、或は士林の自ら招きしことなきに非ずと雖も、國運の發達に障害を與へしことは、その幾ばくなるや、殆ど測り知るべからざるものあるなり。

## 第六章 壬辰以前の外交及び内政

### 第一節 明及び野人との關係

國運の消長は、内政と外交との上に顯はれて、或は内政よりして外交を振作することあり、或は外交よりして内政を攪亂することあり、或は内外俱に亂れしことあり。壬辰の亂は、實に内政外交上に於ける一大變動の時期なれば、まづその以前の概勢を察せざるべからず。

世祖以後  
明との關係

世祖以後外國との關係は、明に於ては、王位更迭の際に冊封を受くることは、前日に異

なることなかりしが、たゞ燕山を廢して、その弟樸(宗)を立てし時には、燕山は世子の天亡せしによりて、哀慟して疾をなすとして、國事をその弟樸に付して之を封せんことを請ひしが、明は樸に命じて權に國事を治めしめて冊封を允さず。因て更に成宗の繼妃尹氏(燕山の義母)の奏本を持して、之を請ひしかば、中宗三年に至りて始めて冊封を受くることを得たり。これ亦屬國の關係上已を得ざる所なり。

宗系の辨

又宗系の辨誣に就ては、尤心を苦しめたり、初め太祖の時、一たび使を遣し、ことありしが、太宗の時、趙溫が明より回りて、祖訓の内に、朝鮮國王は李仁任の後なることありといへり、因て使を遣して改正せんことを請ひしかば、明は之を許せり。然るに中宗十三年(明正德)李繼孟が大明會典を得て來りしに、朝鮮國の注に、李仁任及子李成桂、今名且者、自洪武六年至二十八年、首尾凡殺王氏四王而得國云々とあり、四王とは、禔、昌瑤、昶を指す、昶は即ち恭讓王の世子なり。是に於て南養、李紆等を遣して奏聞せしむ、明はその請を允ししも、因循して改めざりしかば、三十四年(明嘉靖)また奏請使權撥、任權を遣して奏聞せしに、明は祖訓の言は輕々しく議すべからず、この後會典重修の時、奏聞の詞を附録すべき由を答へたり。その後宣祖六年(萬曆)にも奏請使李後白、尹根壽を遣して之を奏聞せしと雖も、會典の重修將に畢んとして、未だ頒降あらず、その改正



知るべからざるを以て、李珥の如きは慷慨して曰く、匹夫誣を受るもなほ伸雪せんと欲す、安んぞ國君誣を受くること二百年にして伸びざることあらんや、これ使价その人を得ざるに由るが故なりと、乃ち啓して曰く、主辱めらるれば臣死す、宗系誣を受くるは列聖の辱大なり、奏請の使は當に至誠を以て天庭を感動すべし、事成れば國に還り成らざれば骨を燕山に埋るの計を爲し、然る後に庶はくは事を成すべしと、當時人士のこの問題に就ていかに激昂せしかを察すべし。その後奏請使の至誠は、果して明廷を感動したりしが、多年の懇請は、終にその目的を達するの機會に遭遇せり。

宣祖廿一年(萬曆十)奏請使俞泓の回るや、明帝は勅諭を降して、重修會典中、朝鮮の條の改正せしものを書して頒降せしむ。是に於て滿朝君臣の喜悅は、譬ふるに物なく、王は親ら宗廟社稷及び文廟に告げ、又教を下して、變禽獸之域爲禮義之邦、是東方再造、箕疇復叙之日也といふに至る。廿二年聖節使尹根壽の回るや、明は又會典全部を頒降せり、乃ち右議政鄭琢を明に遣して、皇恩を謝せしめ、又前後使臣の功あるものは、等を分ちて券を賜ひ、光國功臣の勳を録す。是に於て前後二百年に亘り、使を遣すこと十數回に至りし問題も、始めて解決を見るに至れり。

野人との關係は、世祖以後に至りて、益頻繁となれり。世祖の初には、野人降服して、建

宗系の辨  
決す

野人との  
關係

州衛李滿住の子及び凡察、董山等來朝せしかば、王は之を撫順して、官爵をも授けしが、明は朝鮮の潜に建州と通ずることを聞き、之に注目せしが、朝鮮の董山に授けし正憲大夫中樞院使の制信を得たるを以て、使を遣し來りて之を詰責せり。

王も亦武學に通じ、軍政を振ひて、功名の念勃々たるものなれば、徒らに懷柔を務めて無爲に安んずること能はず、左贊成申叔舟を黃海平安道體察使として、北征の準備をなせり。是より先、毛憐衛浪下兒哈、久しく會專(北邊)に居り、編戶に異ならざりしが、五年(明天順)邊將がその儼從を減ぜしを以て、怒りて叛きしかば、捕へて之を殺せり。是に於て建州衛指揮修火備赤は、報復を謀り、浪下兒哈の子阿比車は、竊に寇をなさんとす、邊將道を分ちて追撃し、盡く之を殺す。尋て申叔舟を江原咸吉都體察使として、婆猪江の野人を征せしめて、之を破れり、蓋野人は本據を覆さんと欲するなり。十二年(明成化)吉州の李施愛亂を爲す、因て康純、魚有沼、南怡等をして之を討せしめしが、是時建州衛李滿住は、明に叛きしを以て、明は之を討せしかば、朝鮮をして兵を出して之を夾撃せしむ、是に於て世祖は、康純、魚有沼、南怡等に命じて、咸吉道より直ちに軍を移して建州衛を討せしむ。康純等乃ち兵萬餘を率ゐて、鴨綠、婆猪の二江を渡り、九嶺府(終

浪下兒哈  
を殺す

申叔舟野  
人を征す

李滿住を  
斬る



人畜を擄獲し、その厩舎積聚を焚き、大樹を斫りて之を白くし、朝鮮主將康純、左大將魚有沼等、滅建州衛九獮府と書して、師を班せり。明兵後に到り、その書を見て、奏聞す。明帝之を嘉みし勅を降じ、物を賜うて、之を褒獎せり。世祖の北邊に於ける、その武威を耀かし、こと此の如し、平素軍政の講究、是に至りて、その功空しからずといふべし。成宗の時には、野人邊境を侵擾せしかば、魚有沼を永安北道節度使として、之に備へ、又明に告げて、戒飾せんことを乞ふ。(明成化十五年)十月には、明は命じて、建州衛野人を夾攻せしむ、是を以て、魚有沼は、兵を率ゐて、滿浦鎮(江界府の四鴨)に至りしが、氷解けて渡り難きに託して、兵を罷めて、還りしかば、王は有沼が師期に及ばざるの罪を治む。韓明潁は更に、鏡師を出して、速に之に赴かしめんことを請ふ、議者皆曰く、路險に雪深くして、再擧すべからず、王も亦之を疑ふ、明潁力請して、已まず、王乃ち左議政尹弼商、節度使金嶠等に命じて、兵四千を領して、鴨綠江を渡りて、野人を征せしめ、俘獲を明に獻ず、明亦之を賞す。廿二年(明弘治四年)には、野人永安道に寇し、鎮將を殺ししかば、觀察使許琮に命じて、兵二萬を率ゐて、之を討せしむ、されども、賊機を知りて、遁逃し、琮は一兵を交へずして、還る。且王は常に、意を關防に用ひ、諸道に城を築き、大閱をなし、先王の遺法を存せしと雖も、その威武の振揚は、世祖の時に比すれば、稍及ばざるの感なくんば

尹弼商野人を征す

あらず。

中宗十八年(明嘉靖二十年)には、野人來りて、閔延茂、昌に居り、漸く部落をなすを以て、兩界節度使に命じて、兵を發して、驅逐せしことありしも、廿三年、滿浦の僉使沈思遜が、野人に殺されし時には、麾下の士は、皆散走して、救はざりしも、之を罰せず、王は怒りて、師を出じて、野人を討せんとせしが、右議政李穡は、兵は凶事にして、萬全を保ち難く、縱令勝つとも、また守るべからずとて、之を諫めしによりて、終に師を興さざりき。明宗の時にも、或は野人を驅逐し、或は義州の長城を築きしことなきに非ざと雖も、未だ士氣振興の迹あらざるなり。

沈思遜野人に殺さる

尼陽介の入寇

宣祖の初に至りては、野人の會長尼陽介、六鎮に出入す、王乃ち之に官祿を與へ、接待頗優厚なりしに、十六年(高宗十一年)に至りて、鎮將の待遇宜しからざりしかば、尼陽介遂に隣部の衆を聚めて入寇し、慶源府使金燧戰て敗る、賊連りに阿山、安原等の堡(慶源府にあり)を陷る、北兵使李濟、臣急を告ぐ、乃ち吳法、朴宣を助防將とし、勇士八千を領して、まづ赴援せしめ、鄭彦信を都巡察使とし、李胤を南兵使とし、金禹瑞を防禦使とし、京畿以下五道の兵を調して、赴かしむ、時に昇平日久しく、民兵を知らず、猝にこの役ありしかば、巷哭の聲相聞ゆといふ。賊更に進みて、訓戎鎮を圍む、穩城府使申尙は、富寧府使金義賢、僉



申野人  
を破る

使申尙節等と之を破る。初め命じて金懸を殺して、軍律を振はんとせしが、懸も亦賊を破りて罪を贖ふ。尙節等遂に豆満江を渡り、その部落を掩撃して還る。當時六鎮を保つことを得たるは、尙節が勇を倡ふるに由れりといふ。されども是より、後も終に邊寇を絶つこと能はざるは、武威の漸く衰へたるを見るべきなり。

### 第二節 日本との關係

日本に於ては、世宗の對馬と好を修めし以來、使節の往來はありしも、深く意を致さざりしが、成宗五年(文明六年)申叔舟の卒せんとする時、王はその言はんと欲する所を問ひしに、叔舟對へて曰く、願はくは國家日本と和を失ふこと勿れと、王その言に感じ、十年(文明十一年)副提學李亨元、書狀官金訢に命じて、好を修めしむ。亨元對馬に至り、風濤に驚きて疾を得、上書して狀を告ぐ。成宗命じて書幣を對馬に致さしむ。これより後また使を遣さず、日本の使至れば、例に依りて接待するのみ。

中宗五年(後柏原帝永正七年庚午)に至りて、對馬の主宗義盛が、朝鮮のその使を待すること例の如くならざるを怒り、宗盛弘をして兵三百を率ゐて海を渡り、三浦の居留民と謀りて襲撃を行はしむ。是より先、鎮將等の居留民を待する、暴戻殊に甚だし、衆皆之を怨む。是に於て盛弘の兵と居留民と相合して、釜山浦、海浦を攻め、釜山僉使李友會を殺し、海浦

成宗書幣  
を對馬に  
致さしむ

三浦の亂

僉使金世鈞を執へ、遂に路を分ちて熊川東萊を圍む。熊川縣監韓倫、城を棄てて遁れ去る。城遂に陥る。たゞその東萊を圍むものは、兵少なくて抜くこと能はざりき。警報頻に至る。朝廷大に驚き、前節度使黃衡を左道防禦使とし、前防禦使柳聃年を右道防禦使として、直ちに發せしむ。尋て左議政柳順汀を都體察使とし、兵曹參判安潤徳を都巡察使とす。既にして都體察使柳順汀を都元帥とし、咸陽君朴永文を都巡察使とし、安潤徳を副帥とし、又右議政成希顔を都體察使とし、京畿忠清、江原、三道の兵を發して、期を刻して師に赴かしむ。安潤徳、柳順汀、成希顔等、皆行くを憚り、已を得ずして後に發す。黃衡、柳聃年等、まづ進みて三道より夾撃し、一戰して之を平ぐ。之を三浦の亂、又は庚午の變といふ。

それこの役は、盛弘三百の兵と居留民との襲撃のみ、然るにその猖獗恐怖、乃ち此の如し。時に禁軍百餘人、左右防禦に分屬せしが、白晝に人の馬を攘奪し、京師の惡少年之に乗じて恣に劫掠を行ひしも、有司禁ずること能はず。識者竊に歎じて曰く、將驕りて卒に紀律なし、何を以て賊を禦がんと、上下腐敗の情狀、想ひ見るべきなり。對馬の交通、是に至りて一たび絶えしが、交通の絶ゆるは、即ち貿易の中止にて、對馬の最不利とする所なれば、宗義盛は、足利幕府に請ひ、僧弼中を遣して和を求めしむ。中



對馬と和を講ず

宗は之を許すを欲せざりしが、成希顔、柳順汀等は、反撥力請して、和を成んとし、對馬をして賊徒を誅して首を函にして來り贈らしむ。七年(永正元年)、弼中又首級を持して來りて和を求む。是に於て復た對馬と和を講じ、歲遣船五十隻を減じて廿五隻とし、三浦の居留戸を廢した。倭館を釜山に造りて、使臣接待の所とす。是より先は、足利氏に於けると對馬に於けるとは、兩々自ら相關らざるが如くなりしが、この時始めて足利氏の使によりて對馬と約條を定めたるは、外交上一新例を開きたるものなり。この後對馬の龜梁(慶尚南道固城郡にあり)に寇せしより、交通を絶ちしかば、典翰李混は、上疏して和を許さんことを請ひしが、明宗二年(後泰貞帝天文十六年)に至りては、また條約を定めたり。

倭船全羅道に寇す

されども中宗の末年は、既に足利氏の衰運に屬するを以て、日本海寇の横行甚しく、西南沿海の地、侵掠を被ること頗多し。熊川海中に於て加德、天城等の鎮を設けたるは、之が爲なり。明宗十年(弘治二年)、倭船六十餘隻、全羅道に寇し、蓬梁を陥れ、兵使元續、及次長興府使韓蘊を殺し、靈岩郡守李德望を虜にし、逆りに蘭浦、馬島、長興府の兵營、康津縣加里浦(以上皆全羅南道)を陥れ、殺掠甚だ多し。海南縣監邊協、獨り孤城に據りて固守して降らず。是に於て戶判李浚慶を都巡察使とし、典翰沈守慶、吏曹佐郎金貴榮を從事官とし、金景錫、南致勤を左右防禦使として、之を討せしむ。監司金謝馳せて靈岩に到りし

備邊司の制を定む

も、計を爲す所以を知らず、或入謝に告げて、全州府尹李潤慶が將略あるを以て入りて靈岩を守らしむ。潤慶乃ち南致勤等と力を協せて、賊を討ち、大に之を破り、賊遂に遁れ去る。

此年、始めて備邊司(備司又は備)の制を定めて、中外軍國の機務を總領することを掌らしめしは、この邊警によれりといふ。蓋備邊司の名は、中宗の時に始りしと雖も、是に至りてその制漸く備り、都提調は、議政之を兼ね、副提調は、吏、戶、禮、兵、刑、五曹の判書、各軍門大將及び兩都留守之を兼ねしかば、後來に至りては、大小の庶謨、悉く備邊司に歸して、政府は遂に空廡となり、贊成、參贊は養病の坊となるに至る。これ亦明宗の頃よりして、既に大典制度變、更の端を開きたるを見るべし。

### 第三節 宣祖の初政

明宗の薨せんとするや、順懷世子已に卒して、後嗣未だ定まらず、人心危懼す。領議政李浚慶、右議政沈通源(仁順王妃叔父)入りて候す。王已に言ふこと能はず、たゞ手を舉げて内に向はしむるのみ。浚慶その意を知り、王妃沈氏に啓して指揮を請ふ。沈氏乃ち王の意の屬する所、德興君(中宗第七子)の第三子(暉)にあることを言ふ。浚慶史官をして之を書せしめて、王に奉ず。王之を領す。是に於て、暉を迎へて位に即かしむ。是を宣祖とす。時に年十

宣祖位に即く



六、沈氏簾を垂れて同じく政を聴きしが幾ばくなくして之を還せり。蓋この危疑の際に當りて、嗣位繼に定まりて、人心動搖せざるものは、凌慶の素より重望ありて之を鎮するに由らざんばあらざるなり。

宣祖は恭儉慈仁にして、即位の初には、頗意を政治に用ひ、白仁傑、李滉、李珥等を登庸して、學を講じ治を論じ、儒先錄を撰せしめ、近思錄、心經、小學、三綱行實等の書を刊行し、且禮曹に申飭して、小學を勸課せしめ、沈通源の貪黷厭くことなく、賄賂輻輳するを以て、その官爵を削奪し、趙光祖に議政を贈り、南袞の官爵を追奪し、又乙巳以來の冤枉を伸べ、盧守愼、柳希春、金鸞祥等の如きは、不次に之を擢用せり。然れども乙巳の勅籍を削ることは、廷議甚だ盛なりしも、王は容易に之を許さざりしが、十年、恭懿王大妃の疾革るもなほ乙巳の冤を忘るゝこと能はざるを以て、王は始めてその意に順ひ、李芭、鄭順朋、林百齡、鄭彥愨等の勅籍を削り、柳濬、柳仁淑、尹任、桂林君瑠等の官爵を復せり。これ等は皆數十年の冤爵を開き、輿情の渴望を充せるものといふべし。その他、德興君を追尊して大院君とし、王親ら祭をその廟に行ひしが如きは、當時或は之を非とせしものありと雖も、必ずしも咎むべきに非ざるなり。蓋旁支より入りて大統を承くるもの、その生父を追尊して大院君となすことは、この時を以て始とす。

宣祖の初

生父を道  
尊して大  
院君とな

宣祖政に  
怠る

其後宣祖は、漸く政に怠り、色に溺れ、仁嬪金氏は、寵後宮を傾けて、信城君瑠を生み、王甚だ之を愛す、領議政李山海は、金氏の兄公諒と締結して、表裏事を用ふ。右議政柳成龍、左議政鄭澈、山海と議して、世子を定むることを請はんとす、山海は外之と約して、陰に聽間を行はんと欲し、公諒をして鄭澈世子を定むるを請うて、信城君母子を滅さんとすることを金氏に告げしむ、金氏之を聞て泣いて王に訴ふ、王頗之を疑ふ、而して鄭澈は毫も之を知らず、他日、經筵に於て、世子を定めんことを請ふ、王大に怒りて、澈が職を罷め、遂に之を遠竄せり、これ皆山海の構陷に出でたるなり。

鄭汝立の

當時内部の腐敗せしこと、率ね此の如し、されば外間も亦決して、平和なること能はず、鄭汝立の如きは、竊に叛逆を企てたり。汝立は全州の人なり、嘗て修撰となりしが、官を棄て郷に歸り、學徒を招集して、名聲一道に重し、博學強記、經傳を貫穿し、氣魄盛壯にして、議論風發し、口を開けば、是非を問はずして、滿座皆稱歎す。世の將に變あらんとするを知り、時に乘じて亂をなさんと欲し、全州隣邑の武士と契をなし、大同といふ。二十年(天正十)倭變の時、一たび號令を發せしかば、軍皆聚會せり、その軍を散ずるに及びて、他日變あらば、また來り會すべきことを約せしが、二十二年に至りて、機事頗泄るゝを見て、その計を決し、陰に部署を定め、約束を爲し、この年の末を以て、一時に兵を舉



官三峯

げ直ちに京師を犯さんとす。是より先、木子亡、奠邑興の謠あり、木子は李にして奠邑は鄭なり、汝立之を玉版に刻み、智異山の石窟中に置かしめ、遊賞により之を得るに托す、遂に汝立を以て時に應ずるの人となすものあり。

又天安(忠清南道)の私奴吉三峯なるものあり、勇猛絶倫にして、贖賊となる、官軍之を捕へんとすれども、得ること能はず、名聲國內に聞ゆ。汝立乃ち池涵斗をして、黃海道に揚言せしめて曰く、吉山峯、三山兄弟神兵を領して、或は智異山に入り、或は鷄籠山(忠清南道公州にあり)に入る、鄭八龍は當に王となるべしと。是に於て流言藉々として、全州の地、當に聖人の興るありて、吾民を濟ふべしとす、愚民之を聞て一時喧傳せり。

安岳(黃海道)郡守李軸、汝立の弟子趙球が蹤跡常に異なるを怪しみ、之を捕へて、悉く汝の逆状を知り、畿寧(黃海道)郡守朴忠侃、信川(同)郡守韓應寅等と、黃海道監司韓準に報じ、密啓して變を上る、王大に驚き、禁府都事を分遣して、賊黨を逮捕せしむ。汝立之を知り、その子玉男、及びその黨邊溪、朴春龍等と鎮安竹島(全羅南道)の山谷の間に匿れて自殺す、乃ち玉男、春龍等以下十餘人を捕へて之を誅す。

この他汝立と交通し、或はその謀に與るとして囚へられしもの、鄭彦信、鄭彦智、李潑、李浩、白惟讓、柳夢井等の如き、或は自盡し、或は杖下に墜れ、往々冤罪を被るものありしが、

鄭汝立自殺す

その冤罪の尤明白なるものは、鄭介清、崔永慶の如き是なり。

鄭介清

崔永慶

鄭介清は、學問該博にして、湖南の大儒と稱し、門徒頗衆かりしが、その汝立と交り、又節義を排する説を作るとして、慶源に配せられて歿せり。又嚮に池涵斗が揚言せし吉三峯は、之を搜索せしも、その所在を詳にせず、各道よりして三峯なりとして捕へ送るもの甚だ多かりしも、諸説紛然として、年歳貌色も明白ならざりしが、崔永慶の三峯と號せしより、永慶は即ち吉三峯なりとの説、西南に傳播せり。永慶は親に事へて孝なり、司畜に除せられ、拜命して即ち還る、清介自ら守り、壁立千仞、胸次灑落にして、氣豪風節人をして畏敬せしむるものあり。然るに全羅監司洪汝諱は、吉三峯の永慶なることを密啓し、又慶尙兵使梁士登に通せしが、士登は既に永慶を逮捕せり、因て之を鞠問すれども、永慶服せず、遂に獄中に死す。或は永慶はもと三峯の號なし、永慶を三峯なりとするは、鄭澈の遺言せしものにて、監司の密啓も、亦その指嗾に出たりといふ。兎に角、崔永慶、鄭介清等は、固より逆謀に與りしものに非れば、その後數年にして、永慶の職を復し、仁祖の時には、又介清の官爵を追復して、祠宇を建てたり。

當時の情状は、既に此の如くにして、紀綱漸く壞れしのみならず、又その間に纏綿附著して、無窮の害毒をなししものは、東西黨論の分裂是なり。これ固より王の罪となす



李浚慶遺  
稱を上る

べからずと雖も、その起源は、實に王の初にありとなさざるを得ざるものなり。

#### 第四節 東西黨論の分裂

宣祖五年、領中樞事李浚慶の卒せんとするや、遺節を上りて四條を陳す、その第四に朋黨の私を破るの言あり、王、大臣を召してその劄を示し、朋黨の誰たるかを問ふ、時に外議洵々たりしが、李珥の如きは、口を極めて浚慶を詆斥す、是を以て浚慶の攻撃益甚しく、その士林に禍せんと欲するによりて、官爵を追奪せんとするに至る。浚慶の死に臨みて、君國の爲めに倦々として遺節を上りて朋黨を論ず、その忠愛、誠に嘉すべし、然るにその攻撃せらるゝこと此の如し、これ豈平和の景象ならんや、其後數年にして、果して東西黨論の起るあり。

沈義謙金

孝元の  
寝具を  
見

是より先、明宗の時、舍人沈義謙(仁順王の弟)公事を以て領議政尹元衡の家に至る、元衡の婿李肇敏は義謙と相知れるを以て、書室に引入れしが、室中に多く寝具あり、義謙之を問ひしに、その一は金孝元の臥具なり。時に孝元は頗る文名ありしが、義謙はその寝具を見るに及びて、心竊に孝元が權門に附くを鄙しむ。其後孝元は魁科に登り、文名日に盛なり、吳健之を薦めて銓郎となさんとす、時に義謙は吏曹參議たり、孝元の前過を引て之を沮遏す、其後數年を経て、孝元は終に銓郎となりしが、義謙の弟忠謙を薦めて銓

東人四人

選となさんとするものあり、孝元亦許さず。孝元は喜んで清流を引進し、後輩士類みな之を推重し、義謙は前に士林を扶護するの力あり、故に前輩士類多く之を許す、義謙の徒は、孝元が報復の志あるを疑ひ、孝元の徒は、義謙が正を害するを嫉む、是に由て、士林の間、前輩後輩相協はず、これ即ち李浚慶が朋黨の漸ありとして憂ひし所なり。金孝元は馴駱峯に居て東にあり、沈義謙は彰義洞に居て西にあり、故に孝元を助くるものを東人といひ、義謙を助くるものを西人といふ。宣祖八年、孝元は司諫となり、許暉は大司憲となる、暉は前輩と雖も、孝元を推許するを以て、年少の士類、之を尊びて東人の領袖とし、李潑、柳成龍、金宇頤、盧守愼、鄭仁弘等、之に屬す。左議政朴淳は、清名重望ありて、前輩を是とす、故に西人の領袖とす、鄭澈、金繼輝、洪聖敏、李海壽、尹斗壽、尹根壽等、之に屬す、これ實に東西黨の分裂なり。

それ金孝元と沈義謙との反目は、その初義謙が孝元の寝具を見たるに本づく、と雖も、これただ偶然にその動機となりたるのみ、もしこの事なしとするも、當時黨派の分裂は、到底免れざる所なり。その由來する所、遠くは高麗末に於ける元に従ふものと明に事へんとするものとの争論より、近くは士林の禍屢起りて、排擠構陷を事とせしより、反目争論することは、殆ど習慣天性をなすに至れり。ただ士林の禍は、士類と俗流



との軋轢にして、東西黨は、士類中の軋轢なりといへば、稍その形式を變ぜしが如く、なれども、所謂俗流にも、南袁の如き文名あるものも、その中に難はり、士類中にも、亦俗流なきに非ざれば、士類と俗流との區別は甚だ明白ならざるが如し。されども東西黨以後に至りては、苟も社會に立ちて事を論じ業をなさんとするものは、大抵士類中に算せらるゝものなり。これ畢竟文化普及の致す所にして、私學の隆盛、書院の勃興は、益その勢を助長して、時論益困難ならんとす。

是時副提學李珥は沈金の反目よりして、朝廷の平和なるを憂ひ、兩間を調劑して、之を鎮定せんと欲し、右議政盧守愼に謂て、義謙孝元の二人を外官に補せんことを勸む、守愼之を王に告ぐ、王乃ち孝元に富寧府使を授け、義謙を開城留守に拜す、李珥啓して曰く、孝元病重し、且罪ありて放逐するに非ず、願はくは内地の僻邑を以て之に授けんと、因て改めて三陟府使を授け、又義謙を改めて全州府尹とす。それ李珥の外補の説を唱へしは、兩人皆士類にして、黑白邪正の辨ずべきものあるに非ざるを以て、之を遠ざけて紛紜を絶たんと欲せしものなれども、前輩は李珥が孝元を攻めざるを尤めて含糊不明なりとし、後輩は李珥が孝元を用ひざるを怨みて、公論に従はずとし、王は又李珥を以て矯激にして用ふべきの材に非ずとす。是を以て李珥は斷然官を棄て、郷里

沈義謙金

孝元を外官に補す

李珥郷に歸る

に歸りしより、時論益潰裂して救ふべからず、鎮定の策も、その効を奏すること能はざりき。

是より後は、士類中分して、苟も特立獨行、若くは碌々無名のものに非るよりは、東西指目の中に入らざるものなし。初め沈金二人を外官に補せし時には、西人少しく勝利を得たりしが、その後舉措當を失ひ、公論與せず、進取するものは、多く東人に入り、東を是とし、西を非とするの傾向を生じたり。されども李珥は復た入りて大司諫となり、上疏して調劑の説を唱へしかば、東人は李珥が陰に西人を助くるを疑ひて、或は之を害せんとするものあり、盧守愼、金字順等、色を正くして之を折く、是より東人擅に西人を攻ること能はず、金字順、李潑等、因て調劑の論を發し、稍和平の望あり。既にして、東曹は金孝元を以て司諫に擬す、王許さず、朴淳、李珥等、東西の説に拘はるべからざることをいへども、王終に釋然たらず。鄭仁弘、李潑等は、又李珥を見て沈義謙を論ぜんことを勸めしかば、珥は義謙の職を罷めんことを請ひしも、王亦許さざりき。その後李珥は、兵曹判書となりしが、十六年、北邊の警報甚だ急なるによりて、戰馬を納れ糧を鐵嶺に輸すものは、庶孽と雖も通ずることを許すの令を下し、允許を俟たずして之を行ひ、又王命により、丙兵曹に到りしも、病によりて政院に詣らざりしを以て、權柄を專擅

士類皆東人に入



にし、驕蹇にして上を慢るとして、彈劾せられしが、是より後、宋應旼、朴謹元、許詩等、李珥を攻ること益甚しく、李珥は罪を請うて坡州(京城)に下り、上疏して職を辭すれども、王許さず、應旼、謹元、詩等を竄し、特に李珥を拜して吏判とせしが、十七年、珥は病を以て卒せり、是に於て東西調和の望は、全く絶えたり。

李珥の調和説は、兩黨を保合するにありといへども、西人に便利を與ふること尠からざりしかば、その卒するに及びて、東人は頗る勢力を得て、領議政盧守愼は、宋應旼、許詩、朴謹元等を宥さんことを請うて、之を放還し、沈義謙はその職を罷められ、趙憲は廢上疏して、時事を痛論せしが、遂に吉州(咸鏡北道)に配せらる。鄭汝立は初め李珥に事へ、弟子の禮を執りて、西人となりしが、珥已に卒して、東人の勢力盛なるを見て、反りて東人に附し、李珥を誣毀して、李潑に諂附せしが、その叛逆を謀るに及びて、西人は掌を抵ち大に喜びて、東人を迫害し、李潑、李浩、白惟讓、柳夢井、崔永慶、鄭介清等の如き、汝立に關係あるを以て、嚴刑を受けしもの甚だ多く、領中樞盧守愼は、李潑、白惟讓、鄭汝立を薦めしを以て、その職を罷められ、東人は大に打撃を受けたり。されども、又李山海が世子を定むるによりて、鄭澈を陥いれて、澈及び白惟威、柳拱辰、李春英、尹斗壽等を遠竄し、尹根壽、黃赫等の職を罷めたるは、東人の西人を排擠せしものなり。

右の如く、一事件の生ずるごとに、事理の當否曲直を論ぜずして、たゞ黨派の同異を以て、援引排擠を事とするものは、當時の情弊なり。李珥嘗て上疏して曰く、以今日之事言之、和朝廷而革弊政者、其本也、調兵食而固防備者、其末也、末固可舉、而本尤當先、とこれ實に時弊に的中するの金言なり、而るに本末共に未だ修るに及ばずして、更に前古未曾有の大難に遭遇す、豈亦危殆の至に非ずや。

### 第七章 壬辰丁酉の亂

#### 第一節 壬辰の亂

朝鮮の外寇に困しめられしこと、古來甚だ多し、而して壬辰丁酉の亂は、その最大なるものなり。たゞその事の我が日本との關係なるを以て、從來の著書も尠からず、比較的世に顯はれたることなれば、今は成るべく日本の方面に屬することは之を略して、専ら朝鮮内部の事情を説明すべし。

宣祖の時に當りて、日本にては豊臣秀吉の勃興するあり、夙に師を海外に用ふるの志ありしが、その國內を掃蕩して、覇權を掌握するに及びては、愈々その志を決し、路を朝鮮に假りて、明を伐んとせり、是に於て廿一年(天正十六年、明宗義智は秀吉の命を奉じ、そ



の臣柚谷康廣を遣して通信を求めしむ。王たゞその書を報じて使を遣はさず。廿二年、義智また來り必ず聘使を遣へて還らんとす。王、二品以上をして議を献せしむ。多くは通信を以て便とせしが、護軍李山甫等は、之を不可とす。時に日本をして朝鮮の叛民をして刷還せしめて、然る後に通信を議し、誠否を試むべしといふものあり。人をして之れを義智に諷せしむ。義智乃ち全羅道鮑人沙乙背同等の如き日本に居るもの十餘人を縛して之を送る。王盛に兵威を陳して之を斬る。朝臣色を動かして相慶す。然れども通信の議は未だ決せざりしが、李德馨、柳成龍、邊協等みな使を遣すべきことを論ず。是に於て議始て定まり、廿三年(天正十八年、明、僉知黃允吉を通信正使とし、司成金誠一を副使とし、典籍許箴を書狀官として、義智に従ひて日本に聘せしむ、秀吉之に答書を付して、朝鮮をして先驅して明に入らしめんとす。)

廿四年、黃允吉等還る。王之を引見して、情形を問ふ。允吉、箴等皆曰く、秀吉眼光炯々、膽智あり、必ず大舉して侵入せんと、誠一獨り曰く、彼れ萬に來ることなからん。秀吉はその目鼠の如し、畏るゝに足らずと、議者或は允吉を主とし、或は誠一を主として、紛未定まらず。蓋誠一は東人にして、允吉は西人なり、故に各その黨を護る。海外情狀の報告に於て、その事實の如何を問はずして、唯その黨人の說に従ふ。黨論の弊も、亦既に甚だし

黃允吉等日本に遣す

黃允吉等日本の情狀を報ず

獨り許箴はその東人なるにも拘らず、允吉の言を是として、その黨を護らず、故に當時之を稱せりといふ。

金誠一は、又宣慰使對馬島主に答ふる兩書を擬作して、明の犯すべからざることを極言す。辭語頗痛切なり。王之を信じて誠一を善使として、堂上に陞し、且是より先、諸道に命じて防備をなし、もの是に至りて悉く之を罷む。されども事實は決して誠一の言の如くならざれば、軍官黃進は、允吉が從官たりしが、憤怒に勝へず、衆中に於て誠一の誣罔を論じ、上疏して之を斬に處することを請はんとせしが、他人に抑制せられて果さざりき。

王又諸臣をして、倭報の情狀を明に奏するの可否を議せしむ。領議政李山海曰く、之を奏せば、皇明我が私に日本に通ずるを罪せん、之を隠諱せんには如かず。大司憲尹斗壽曰く、明白に奏聞して、事大の誠を盡さざるべからず。左議政柳成龍曰く、夷酋恐動の首、遽に天朝に奏して、自ら不實の讒を取るべからず。副提學金暉は、山海、成龍等の說を贊す。兵曹判書黃廷咸は、斗壽の議に、同じ、柳根、朴東賢等も、亦奏聞せざるべからざることを論ず。蓋この時、西人は奏聞の說を主張し、東人は非奏聞の議を執りて、互に争ひしが、柳成龍は後に至りて、その議を變じて、柳根が使節に託して、その概略を奏聞するの



倭報の情  
奏す

防禦の策  
を講ず

行長清正  
等兵を率  
ゑて海を  
渡る

釜山より  
京城に至  
るに三路  
あり

説に従へり、王乃ち黃廷或をして奏本を作らしめ、賀節使金應南をして明に報せしむ。事情既に此の如し、然るに愆咎録に、成龍は初より奏聞を主とするが如く記せしは、後來明の關係の益深かりしによりて、曲筆を弄して、自己を回護せしものなり。既にして邊報の日に急なるを以て、遽に防禦の策を議し、金晬、李洸、尹先覺を慶尙全羅忠清の監司とし、器械を備へ、城池を修めしめ、慶尙道の如きは、その要衝に當るを以て、城を築くこと尤多し。王は更に備邊司に命じて、才將帥に堪ふるものを薦めしめ、井邑縣監李舜臣を擢んで、全羅左道水軍節度使とす。又申庇、李鎰は、當時武將中に於て、尤重名ありしかば、廿五年(文祿元年 萬曆廿年 明)李鎰を忠清全羅に遣し、申庇を京畿黃海に遣して、邊備を巡視せしむ。然れども、中外安に狙れ、人民勞役を憚りて、怨聲路に滿ち、郡邑率ね文具を以て法を避るのみにして、必ずしも作新の實あらざるなり。豊臣秀吉は、既に朝鮮のその旨を奉せざるを怒り、四月、小西行長、加藤清正、黒田長政、島津義弘、小早川隆景等をして、兵凡二十萬人を率ゐて、海を渡らしめ、別に九鬼嘉隆、藤堂高虎等の水軍九千餘人は、戰船を以て海上の應援に備へしむ。行長等、まづ釜山より上陸して、釜山、東萊を陥る。蓋釜山より京城に至るに、凡三路あり、中路は釜山より梁山、清道、大丘及び尙州、聞慶を経て、鳥嶺を踰え、忠州を過ぎて、京城に達す、東路は、機張、蔚山

三路の防  
禦

より、慶州、永川を経て、安東、豊基を過ぎ、竹嶺を踰え、亦忠州に至りて、中路に合す、西路は、金海より星州、金山を経て、秋風嶺を踰え、忠清道に出て、清州、竹山より京城に達す。行長は中路より、清正は東路より、長政は西路より進む、沿道の郡縣、風を望みて、瓦解し、敢てその鋒に嬰るものなく、殆ど無人の境を行くが如し。慶尙左水使朴泓の變報、まづ京城に至り、中外大に震ふ、乃ち李鎰を巡邊使として、中路に下し、成應吉を防禦使として、東路に下し、趙倣を右防禦使として、西路に下し、劉克良邊境を助防將とし、劉克良をして竹嶺を守らしめ、邊境をして鳥嶺を守らしむ。既にして列邑の敗報相續て至り、人心恟々たり、臺諫、一大臣をして體察使に任じて、諸將を檢督せしめんことを請ふ、乃ち柳成龍を都體察使とす。又申庇に命じて、都巡邊使として、重兵を引き、鎰が後に従はしむ。時に金賊一は、慶尙右兵使たりしが、王は賊一に誤られしことを怒りて、之を拿して來らしめしが、終に赦して、右道招諭使として、敵を禦がしむ。

然るに李鎰は、尙州に至り、行長に破られて走り還り、申庇は、忠州に至り、進みて、鳥嶺の險を保たんと欲して、數騎を従へて先發せしが、中途にして、鎰が敗を聞て、大に懼れ、道險にして、馳射に便ならずとして、引き還り、遂に李鎰、邊境等を召して、俱に忠州に會せ



忠州路  
申位死し  
李鎰走る

京城の防  
備を修む

光海君を  
世子とす

しむ。既にして行長清正の軍は開慶にて相合して進み、忠州陥り、申位は敗死し、李鎰は脱走せり。鳥嶺は古來東南第一の天險にして、一夫關に當れば萬夫も開くなしと稱せしもの、今や今を扼守することを知らずして、徒らに敵軍の横行を肆にす、その爲すあるに足らざること知るべきなり。

王は敵軍の京城を突んことを懼れ、右議政李陽元を守城大將とし、李穡、邊彦瑋を京城の左右衛將とし、高山君朴忠侃を京城の巡檢使として、城壕を修めしめ、前北兵使金命元を起して、都元帥とし、漢江を守らしむ。時に王は出奔の意あり、領議政李山海と謀り、竊に細鞋及び白金等の物を貿易せしむ、觀るもの頗之を疑ふ、臺諫山海が國を誤り、禍を招くことを劾して、その官を罷めんことを請ふ、王允さず、宗親及び諸臣、都城を棄るなからんことを請ふもの甚だ多し。然れども李鎰の敗報至るに及びて、京城の臣民相繼で逃竄し、閭巷悉く空しく、城を守らんと欲すと雖も、已に守るべきの人なし。諸大臣國勢の日に急なるを見て、儲君を建て、人心を繫屬せんことを請ふ、王乃ち長子臨海君瑀の狂伴にして、人望なきを以て、第二子光海君瑹を立て、世子とす。又日に使を馳せて、諸道の兵を徵して、京城を援はしめんとせしが、或は外勤王に託し、兵を領して、妻を求めて俱に歸り、或は兵を聚めて、成敗を觀望し、一も京城を援ふものあらざりき。

らざりき。

王子を諸  
道に分遣す

京城を  
出づ

申位が既に出でしより、都人日夜にその捷報を望みしに、位が敗死の報至るに及びて、滿城震動す。王乃ち急に宗室及び諸大臣を召して之を議す、諸臣皆曰く、事勢此に至る、車駕暫く出て、平壤に幸し、援を明に請うて、收復を圖るべしと。因て王子を諸道に分遣して、勤王の兵を召さしむ、長子臨海君瑀を咸鏡道に遣し、領府事金貴榮、漆溪君尹卓然をして之に従はしめ、第六子順和君玪を、江原道に遣し、長溪君黃廷或、護軍黃赫、同知李璽をして之に従はしむ、而して右議政李陽元、都元帥金命元を留めて、京城を守らしむることなししが、俄にして李鎰の狀啓に、賊今明日當入都城とありしより、王は倉皇として戎服を着け、鞭を執りて馬に乗り、世子光海君等と共に宮門を出づ。時方、夜にして、陰雨暗黒、咫尺を辨せず、互に相抵觸す、王妃朴氏も亦侍女數十人と徒歩して宮を出て、都承旨李恒福燭を執りて前導す、諸婢妾或は轉倒し、或は號哭す、百官多く奔竄して、扈從するものは、李山海、柳成龍以下、僅に百有餘人に過ぎず。

王の城を出るや、亂民争ひ入り、まづ掌隸院、刑曹を焚く、蓋公私奴婢、文書の在る所なるを以てなり、又内帑庫に入り、金錢財物を掠め、景福宮、昌德宮、昌慶宮を焚き、歷代の寶器及び文武樓、弘文館、藏する所の書籍、承文院の日記、皆灰燼となる。又臨海君及び前兵



曹判書洪汝諱の家を焚く。是等は皆敵軍の至るを待たずして、已に内地亂民の焚掠に罹りしなり。

王の沙峴に到るや、東方漸く明く、城中を回顧すれば、火大に起り、炎燄天を燭す、雨を冒して西行し、碧蹄驛に抵る。侍從臺諫、往々落後して至らず、惠陰嶺を過ぐ、雨の下ること注ぐが如し、臨津に到れば、渡船僅に五六隻、上下擾亂して争ひ渡る。時に日已に昏し、色を辨ずると能はず、命じて臨津南麓の丞廳を焚かしめ、その火光を以て路を尋ねて行く。東坡驛に到る、坡州牧使許晋、長湍府使具孝淵、行厨を設けしが、扈從の人終日飢渴に苦しみ、厨中に亂入し、攘奪して之を食ひ、王に供するものなきに至る。晋、孝淵等、罪を獲んことを懼れて逃れ去る。四更始めて王に糲飯を供せしが、世子以下は皆膳を闕き、翌朝に至りて、糲に之を進む。是より吏卒益逃散し、食を得ること亦難かりしが、終に開城に達せり。當時辛酸艱苦の情狀、殆ど筆舌のよく盡す所に非るなり。五月、王の開城に至るや、府中の士民相集り、大に呼んで曰く、殿下民事を念はず、専ら後宮を富ますを事とし、金公諒を眷愛するが爲めに、今日あるを致す、何ぞ公諒をして敵に當らしめざるやと、或は王に向ひて石を投ずるものあるも、侍衛單弱にして之を禁ずること能はず。大諫金瓚等曰く、李山海、金公諒と結託して心腹となり、洪汝諱、李弘老

道路の困

王の窮乏に

趙挺、宋言慎等の諸人と共に毒を士林に流し、國を誤り事を敗る、京城を去るの日、身首相として止ること能はざるのみならず、反りて速に出んと請ふ、公諒は賤隸の身を以て、百官を進退し、朝政を濁亂す、願くはこの二人を斬りて百姓に謝せんと。士人南以順等ば、又李山海、金公諒の表裏事を用ふるは、王の淑媛金氏に惑ふによることを言ふ、王、已を得ずして山海を平海に竄す、而して公諒は已に江原道山谷の間に遁れて、之を尋ぬれども得ること能はず、當時内部の腐敗せしこと、率ね此の如し。

李山海既に竄せらる、是に於て柳成龍を領議政とし、崔興源、尹斗壽を左右議政とす、臺諫又成龍獨り國を誤るの罪を免るべからざることを劾す、乃ち成龍が官を罷め、興源斗壽は次を以て陞じ、兪泓を右議政とす。因て已を罪するの書を入道に下して、義兵を召募す。

是時、行長、清正等は、忠州より分れて、行長は驪州、楊根を経て、龍津を渡り、清正は、竹山、龍仁を経て、漢江を渡り、長政も亦秋風嶺を踰えて、清州、竹山より進み、三路の兵皆京城に向ふ。金命元は漢江にあり、敵の至るを望見して、敢て戦はず、悉く軍器を江中に沈め、服を變じて逃る、留都大將李陽元は、漢江の軍潰ゆるを聞き、城の守るべからざるを知り、亦楊州に走る、是に於て三路の兵皆京城に入る、城中の民、已に散走して、一人の居る

京城陷る



ものなし。

王平壤に  
入る

王は開城にあり、更に金命元に命じて臨津を守らしめしが、京城の陥るを聞き、急に開城を發して平壤に入る。諸臣を召して議す、大憲李恒福は、援を明に乞はんとす、尹斗壽曰く、我が精銳、今方に臨津を守る、必ずよく敵を禦がん、三南北道の兵も亦來り援はんとす、以て國家を恢復すべし、若し援を明に乞はば、後必ず威に憑り横暴して、公私を侵擾し、明兵に蹂躪せられんと、既にして臨津の敗報至る、衆みな措く所を知るなし、王即ち使を明に遣して、救援を乞はしむ。

使を明に  
遣して援  
を乞ふ

六月、王諸臣に命じて、去就を議せしむ、前政丞鄭澈は、平壤を避んとするの議を主とし、尹斗壽、柳成龍等は、必ず平壤を守らんとし、李德馨、沈忠謙等は、鄭澈の議に従ひて、北道に往んとす。時に敵軍既に大同江岸に至る、勢猶豫すべからず、遂に北行の議を決す、吏民憤怨、亂をなさんとする者ありしが、尹斗壽、金命元、李元翼等に命じて、平壤を守らしめ、王は平壤を發して、肅川、安州より寧邊に至り、將に咸鏡道に向はんとす、李恒福、李德馨等は、極めてその危険なることを言ひ、義州に抵り、明兵を迎へんことを勸む、是に於て更に路を轉じて、博川より義州に向へり。是時、日本軍は、既に路を分ちて、諸道を略し、清正は、鐵嶺を踰えて、咸鏡道に入れり、もし北道に向はんとするも、既に能はざる

王平壤を  
發す

なり。

平壤陥る

かくて平壤は、尹斗壽、金命元等之を守り、高彦伯をして敵を襲はしめしが、その敗るゝや、王城灘より大同江を涉りて、還りしかば、行長等その水の淺きを知り、衆を擧げて悉く渡る、灘を守るの軍、一矢を發せずして、皆敗走す、尹斗壽等事の爲すべからざるを知り、盡く城中の老弱を驅り出し、軍器火藥を池中に沈めて、遁れ去る、是に於て平壤も亦守を失へり。當時、漢城、開城、平壤は、三都と稱して、人民繁盛、物貨殷富にして、河山の固天府の險ありと雖も、敵軍一たび境に至れば、一矢を交へずして、潰敗奔竄、收拾すべからず、是を以て、初め釜山の陥りしより、是に至るまで、僅に六旬に過ぎずして、皆陥没せり。

三都皆陥  
没す

王龍州に  
至る

初め王の博川にあるや、深く己を責めて、軍國の事を世子光海君に委ね、除拜爵賞みな權宜處断せしむ。既にして平壤の敗報至る、光海君は、廟社主を奉じて、寧邊に向ひ、王は、遽に駕を促して發す。時に夜已に三更、天雨ふり、路暗く、侍衛僅に數十人心の危惧すること、臨津の時より甚し、五更纔に嘉山に達す、是より定州、龍川を過ぎて、義州、龍灣館に至り、牧使の居る所を以て行宮とす、城中の人民皆散じ、雞犬も亦空しく、殆ど荒山廢寺の如しといふ、國勢頽廢、人心離散せしこと、此の如し。この時に當りて、恃む所の



李洗金等  
尹國馨等  
走す

ものは唯明國のみ而して援軍は未だ至らず故に頻に使を遼東に遣して之を促し且内附を請ひ江を渡りて命を待つべしといふに至る。是より先全羅道巡察使李洗は兵を率ゐて入援し京城已に陥ると聞き退きて全州に還りしが其戦はずして回るを以て之を咎るもの多し洗自ら安んぜず更に兵を調へ忠清道巡察使尹國馨と相合し慶尙道巡察使金暉も亦來り會し日を刻して俱に進む衆凡十萬と號す龍仁(京畿道)に至る先鋒將白光彦等して敵壘を攻めしむ敵軍大に呼て突出す光彦等皆害せらる敵軍又一たび銃を發す三道の軍之を望みて一時に潰亂しその聲山の崩るゝが如く軍資器械を委棄して路に滿つ洗暉國馨皆走りて本道に還る。

又嚮に勤王の兵を召さんが爲めに出でし王子臨海君は咸鏡道に向ひ順和君は初め江原道にありしが敵軍の入りしが爲めに亦轉じて北道に向へり。然るに清正の軍は既に咸鏡道に入り北道兵使韓克誠六鎮の兵を率ゐて迎へ戦ひて大に敗れしかば二王子は疾く馳せて摩天嶺(咸鏡南道嶺)を踰えて遠く會寧(咸鏡北道)に走りしが府吏鞠景仁もと王を怨み三王子及び從臣金貴榮黃廷武黃赫南兵使李瑛會寧府使文夢軒穩城府使李銖等數人を縛して清正に降れり。是に於て北道も亦悉く蹂躪せられしのみ

二王子  
せらる

ならず王子二人をも敵手に委するに至れり。

釜山の戦局始めて開け次で漢城平壤の陥落せしより國王は流離播遷止る所を知らず形勢は日に非にして晨星落月殆ど滅亡に瀕せしが如くなれども或る一部分に於ては稍氣勢を挽回することもなきに非ず。

初め慶尙右水使元均は日本軍の進りに諸城を陥る人を聞き舟師を引て加德(巨濟)に向ひしが倭船の海を蔽ふて至るを見てその戦船及び火砲軍器を海中に沈め陸に登りてその鋒を避んと欲す裨將李英異李雲龍等之を諫む。時に全羅左水使李舜臣右水使李億祺は舟師を率ゐて全左水營の前洋にあり雲龍舜臣の處に往き情狀を陳して救を求む舜臣等相顧みて憮然たり。光陽縣監魚泳潭その決せざるを見て奮然として之を救はんと請ふ舜臣沈思して答へず且水路の明かならざるを以て憂えず泳潭自ら先鋒とならんことを請ふ五月泳潭を水路の嚮導とし舜臣億祺等戦船數十隻を率ゐて元均と巨濟前洋に會して倭船を迎へ之を玉浦に破り六月之を唐項浦永登浦に破り七月之を開山島の前洋に破り藤堂高虎脇坂安治等の水軍を防止せり。この役泳潭の功最多し而して舜臣に正意を加へ億祺均に嘉善を加へて泳潭は堂上に陞すに過ぎず人皆之を惜めりといふ。

李舜臣等  
倭船を破



李舜臣  
船を創造す

權擧の李廷  
勝

金時敏  
州城を固  
守す

各地の義  
兵

舜臣嘗て艦船を創造す、その制船上に板を鋪くこと、龜背の如くにして、上に十字の細路ありて通行すべく、その餘は遍く鐵釘を挿立し、尖銳にして犯し難し、前に龍頭を作り、その口を銃穴とし、後に龜尾を爲り、尾下に銃穴あり、左右又各銃穴六あり、兵士その中に匿れて、四面より砲を發す、進退縱橫捷速飛ぶが如しといへり。或は鐵板を以て船を包むこと、龜甲の如し、朝鮮人は實に甲鐵艦の創造者なりといへる説あれども、鐵船は鐵板を用ひしものに非ず。されども舜臣の水軍に於て效を奏せしは、蓋この艦船の力に賴ること多し。

又全羅節制使權擧が梨峙(全羅道珍山郡)に戰ひ、招討使李廷鏡が延安城(黃海道)を守りて敵を却け、咸鏡北道評事鄭文孚が鏡城を收復せしが如きは、皆一方面に於て功あるものなり。殊に晋州牧使金時敏が晋州城(慶尙道)を固守して、細川忠興、毛利秀元等、之を圍み、苦戰十晝夜に及びしも、抜くこと能はず、時敏は終に流丸に中り、數日ならずして死せりと雖も、よく南方の屏障となり、敵軍をして長驅して進むことを得ざらしむ、その功や大なりといふべし。

其他各地に義兵を起し、もの慶尙道には、玄風の儒生郭再祐あり、前掌令鄭仁弘あり、全羅道には、僉樞高敬命、學諭柳彭老あり、前府使金千鎰あり、忠清道には、前提督趙憲、僧靈圭あり、京畿道には、忠義衛洪彦秀、その子洪季男あり、數月の間に於て、各兵を操り黨を聚めて、四方に蜂起せり。されども是等は率ね儒生の唱道せしものにて、國家の厄運に遭遇し、徒らに忠義の心に激せられて、奮起せしものなれば、高敬命が馬に騎ることを閑はず、左右扶けて之に乗らじむれば、忽ち墜落するが如く、軍事上の知識及び訓練は極めて乏しく、一たび戰に接すれば、往々敗北を免れざれども、二百餘年教養の結果、士大夫の敵愾心は、容易に滅息せず、是より後も、各道に於て義兵の蜂起するもの擧て數ふべからざるに至れり。

### 第二節 明軍の救援及び和議の交渉

是時、明は神宗位にありて、その初は、張居正、戚繼光等を相將とし、精を勵し、政を爲し、尤心を邊事に留めて、國勢頗なりしが、その後には及びては、妃嬪を寵し、宴遊に耽り、君臣否隔、忠良擯斥せられて、紀綱漸く廢弛せり。會、福建の船商陳申は、琉球にあり、江右の人許儀後は、薩摩にあり、各日本外征の計畫を明に報ず、琉球の世子尙寧も、亦使を遣して之を告ぐ、而して明は頗朝鮮の日本を嚮導して來襲を圖るを疑ひしが、賀節使金應南の至るによりて、その疑稍釋けたり。されども一方には、又兵部をして咨を朝鮮に移して、之を譴責することありしかば、王は更に知事韓應寅を遣して、嚮導のことなき

明の内情



を疏辨せり、是を以て、明は深く憂となさず、唯沿海に命じて守備を嚴にせしのみ。其後、日本軍の一たび海を渡りしより、朝鮮入道の郡縣、風を望みて瓦解し、王は倉皇として京城を出て、流離困頓、畿に義州に達せしことなれば、使を遣して救援を請ふこと甚だ急なり。然るに明は紀綱漸く廢弛せしのみならず、寧夏(甘肅省)の前副總兵呼拜の叛あり、總兵官李如松は、兵を率ゐて之を討じ、西北邊は頗多事なりしかば、朝議多くは必ずしも救ふに及ばずとす。獨り兵部尙書石星は、丞に兵を發して救はざるべからざることを主張し、七月、遼東巡撫郝杰(多)をして、遼鎮の兵五千を發せしめ、副總兵祖承訓之を率ゐ、左參將郭夢徵、右參將戴朝弁、遊擊史儒等と共に朝鮮を援はしむ。承訓は遼左の驍將と稱し、嘗て北虜と戰ひて功ありしかば、驕慢殊に甚し。時に平壤の守將行長は城を中和(平壤の南)に築きて平壤の城中、兵士甚だ寡し、朝鮮の斥候將黃瓊之を金命元に報ず。承訓この報を見て大に喜び、急に義州より兵を進め、夜に乗じて平壤に逼る。會、風雨晦暝、城門閉さず、守備頗る怠る、されども城中防戰甚だ力め、史儒、戴朝弁等皆擊殺せられしかば、承訓鞭を揚げてまづ遁れ、軍大に敗れて、遂に走りて遼東に還れり。是に於て第一回の救援は、空しく水泡に屬せり。祖承訓の敗報至る、明廷大に驚き、命を下して益海防を嚴にし、且懸賞して朝鮮を恢復

祖承訓の來援

祖承訓の走す

明遊説の士を募り、沈惟敬之に應ず

波惟敬行長に會し、和を請ふ

明宋應昌の略す

李如松を東征提督とす

するものを募りしも、之に應ずるものなかりき。石星も初は専ら救援を主張せしが、是に至りてその策甚だ窮せり、乃ち遊説して兵を緩うせん者を求む。沈惟敬は市井の無頼なり、機に乗じて功を建て、富貴を求めんと欲し、沈嘉旺が嘗て日本より逃れ歸りしを以て、嘉旺に就て日本の情狀を問ひ、石星に見えて之を説く。星大に喜び、九月、惟敬に神機三營遊擊將軍を授けて、朝鮮に到り、行長に説かしむ。惟敬行長に會し、封貢の議を唱へて、和好の便を言ふ、行長因て朝鮮五道を割きて、日本に歸し、且速に明より使者を日本に遣さんことを求む、惟敬乃ち本國に還り、五十日を期して、處分せんことを約す。因て木標を平壤の西北斧山院に立て、日本人はこの外に出て、軍を行ることなく、朝鮮人はこの内に入りて戰ふことなからしむ、是に於て、一時兵を緩うするの策は、その目的を達したり。

明は更に兵部右侍郎宋應昌を經略防海備倭軍務として、東方の事を掌らしめ、又行人薛藩を朝鮮に遣し、大兵を發して救援することを諭さしむ。されども應昌は遼東に留り、朝鮮よりは頻に救援を促し、も、遂巡して進まざりしが、寧夏の亂も既に平きて、李如松の還りしを以て、如松を東征提督とす。是に於て、如松はその軍を分ちて三協とし、副總兵楊元を左協大將とし、副總兵李如柏を中協大將とし、副總兵張世爵を右協



明軍鴨綠江を渡る

沈惟敬の來住

李如松平壤を圍む

行長京城に還る

大將とし、兵凡四萬三千餘人、十二月、鴨綠江を渡る。王親ら迎へて之を勞す。廿六年(文獻通考)正月、如松が軍進みて平壤に達し、巡邊使李鎰、別將金應瑞等も亦之に従へり。是より先、沈惟敬は五十日を期して還りしも、期を過ぎて至らざりしを以て、行長等之を疑ひ、大に攻城の具を修めたりしが、其後惟敬至り、明の和を許し、質子將に至らんとすることを言ひ、更に明より使者を遣さんことを約し、去りて遼東に至りしに、李如松之を軍中に拘留せし程なれば、媾和の望は既に絶えたるにも拘らず、行長は嚮に降人金順良等四十餘人を間諜として、各地の情狀を探らしめしが、事露はれて、順良等の殺されしを以て、明の大軍已に肅川に至りしも、之を知らず、查大受に欺かれ、人を遣して惟敬を順安に迎へしめて殺されたり。當時行長の事情に暗きこと此の如し。然るに李如松は、直ちに三協の軍を分ちて、平壤城外を環らしめ、七星、普通、含徳の三門より之を攻む。砲聲地に震ひ、烟氣天を蔽ひ、攻撃益力む。行長支ふること能はず、外郭を棄て、内城に入りしも、死傷益多く、援軍も亦來らざりしかば、餘衆を率ゐ、夜半に氷に乗じ、大同江を渡りて、京城に遁れたり。この時柳成龍は、黃海道防禦使李時言、金敬老をして敵の歸路を要せしめしが、僅に飢え且病みて後れしもの數十人を殺ししのみ。李如松乃ち平壤に入り、頗敵を輕んじ、益軍を進めんと欲し、開城に至り、南兵を留めて

李如松碧蹄の敗績

和議復た興る

親ら臨津を渡り、碧蹄館(坡州の南にあり)に進み、小早川隆景、立花宗茂等と礪石嶺に戦ひ、大に敗績して、暮に坡州に還る。時に如松はその敗を隠すと雖も、神氣沮喪殊に甚しく、更に軍を退けんと欲す。左議政柳成龍、右議政俞泓、都元帥金命元等、之を争へども、如松懼れて遂に開城に還れり。然れどもその心なほ安んぜず、更に北方に退んとして、未だその機を得ざりしが、會、流言あり、清正は咸鏡道より陽徳、孟山を踰えて平壤を襲はん。とすと、如松乃ち聲言すらく、平壤は根本の地なり、救はざるべからずと、二月、副總兵王必廸を留めて開城を守らしめ、朝鮮の諸將をして臨津を退かしめ、自ら軍を平壤に回せり。

是時、全羅巡察使權慄は水原(京畿道)にありしが、明軍の京城に向ふと聞き、漢江を渡りて幸州山城(京畿道高陽郡にあり)に陣し、増田長盛等と戦ひて之を敗り、進んで坡州に軍せり。その後、李如松之を聞き、頗回軍の速かなるを悔いたりといふ。初め、李如松は講和を喜ばず、惟敬を斬んとせし程にて、平壤收復の後、は益驕りしか、碧蹄の敗衄に及びて、大に挫折し、宋應昌も亦氣を奪はれ、四月、また沈惟敬をして和を議せしむ。この時、京城近傍は、戰亂相繼ぎ、農民耕種するを得ず、餓饉路に滿ち、その慘名狀すべからず。従つて日本軍も亦糧食缺乏、疾疫流行し、平壤敗績の後、は軍氣殊に沮